

化学製品P L相談センター
平成22年度活動報告書

平成23年6月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

相談対象製品

化学製品(食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。)

- ・ 日常生活用品
洗剤・洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など(インターネットでの相談は受付けていません。)

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティノート』や年次報告書等で公開させていただきます。

目 次

巻頭言「最近気になっている事」 有田芳子	1
1. 平成 22 年度の活動の概要	3
2. 平成 22 年度の受付相談の特徴	
(1) 総受付件数	4
(2) 相談者別の比較	5
(3) 相談内容別の比較	7
(4) 事故内容別の比較	9
(5) 商品群別の比較	10
(6) 相談処理状況	11
(7) 活動の所感	11
3. 資料集	
3. 1 平成 22 年度の受付相談の具体的内容（目次）	12
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	13
(2) 「一般相談等」	59
(3) 「意見・報告等」	89
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	90
(2) 相談内容別受付件数の推移	91
(3) 平成 22 年度 月別相談受付件数（相談者別）	92
(4) 平成 22 年度 月別相談受付件数（相談内容別）	92
3. 3 平成 22 年度のおもな対外活動	93
3. 4 名簿	94
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) 事務局	

3. 5 特集「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」

・家具等のホルムアルデヒドに関する表示	95
・除湿剤の内容液がこぼれた！	96
・臭いと匂い	97
・シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)	98
・プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック	99
・スプレー缶(エアゾール製品)の廃棄方法等について	100

3. 6 特集「化学の目でみる日本の伝統工芸」

(1) 漆器	101
(2) 陶磁器	102
(3) 切子	103
(4) めのう細工	104
(5) 和紙	105
(6) 形紙(型紙)	106
(7) 友禅	107
(8) 泥染め	108
(9) 墨	109
(10) 金工品	110
(11) 金箔	111
(12) 日本人形	112

3. 7 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール
- ・ 出前講師のご案内

最近気になっている事

化学製品PL相談センター 運営協議会委員
主婦連合会 副会長/環境部 部長
有田 芳子

昨年、韓国の元CI(Consumer International)議長から、アジアの消費者団体での共同研究の協力要請がありました。

当初は、子ども用コスメ化粧品を調査対象としていましたが、情報交換を行ううちに、いわゆる子ども用コスメの口紅やアイシャドウなどはあまり見当たらないため、最終的に子ども用パーソナルケア用品(シャンプー、リンスなど)の意識調査を実施することになりました。

韓国がアンケートの共通フォーマットを作成し、そのフォーマットを元に日本語に置き換えました。日本では日常的にあまり意識してなくて答えにくい質問や、フェイス部分などで文化の違いを感じた設問もありましたが、首都圏を中心に100名の方が大変難しい項目のあるアンケートに協力して下さいました。

また、同時に市場調査の依頼もあり、その調査内容は製品名、メーカー名、製造国、成分、問い合わせ先、使用可能な体の部位、1回の適正使用量、適切な使用方法、アレルギー表示、適用年齢、誤用の例示など多岐にわたりました。

以前、調査を行った玩具の適用年齢は重要な表示と認識して調査しましたが、シャンプーやリンスなどは、新生児用は専用メーカーの物、幼児期は無香料、無着色、眼にしみない等を意識して購入していたのを思い出しました。市場調査の結果、適用年齢は「素肌とおなじ弱酸性 赤ちゃんや家族で使える」、「桃の葉エキスを配合、子供のからまりやすい髪もやさしくいたわりながら洗います。」などの書き方で子どもも使用可能と判断できる書き方でした。

パーソナルケア用品で適用年齢の表示が記載されていた物は、おまけつきバブルバスで、玩具メーカーが商品化している製品なのですが、本当に小さな字で「14歳以上」と書いてありました。パッケージの絵は、幼児や子ども向けと受け取られるイラストがかいてあり、入浴剤が溶けてしまった後に中から出てくる玩具は、幼児だと口に入れて喉に詰まる感じの大きさに感じました。しかし、万が一事故があったとしても、表示は「14歳以上」ですから、保護者の責任になるのでしょうか。

アンケートの中で、表示に関心があり表示をよく読む人は、「小さすぎる文字」を改善点としてあげ、

表示を読まない人は、「細かすぎる文字」を読みたくない理由としてあげていました。結局、必要な情報を整理するしかなさそうですが、成分を見てから購入する人は、「副作用(アレルギー)などが気になるが、成分の正確な表示ができていない」と考えていて、「成分が分かりにくい」と回答していました。適用年齢が必要な製品は可能な限り大きく書く必要があると思います。

海外の消費者団体では、継続して関心の高い内分泌かく乱化学物質の調査も、もう一つの目的でした。これらの中でもっとも懸念されているのが、「パラベン」「フタル酸エステル」で、「パラベン」は防腐剤としてほとんどの製品に使用され、「フタル酸エステル」は、マニキュアなどの硬度調整剤、香料の保香性(香りを維持する)を出す目的で配合されていますが、「香料」のみの表記で、「フタル酸エステル」は表記されていません。

大人の製品は、品質の保持や香料の持つ効果も考えると仕方がないとしても、成長過程の子ども製品は、やはり疑われている物質の使用は避けるような製品づくりが必要なのではないのでしょうか。

海外との共同研究とは別に、試買調査も行いました。その結果、百円均一の製品で日本の事業者が中国で生産しているシャンプーから、容器に表示されていたパラベンなどは検出されず、防腐剤として認められていないホルムアルデヒドが検出され、取扱事業者の問い合わせ先に何度か電話しましたが、全く連絡がとれませんでした。

ネット販売の問題点は、成分や問い合わせ先が記載されていない、有名な製造事業者のHPは新製品のコマーシャルページとしか感じられないところもあるなど、消費者が成分や効能を知りたくても、簡単に入手できるようにはできていませんでした。また、事業者に成分の質問をしても明快な回答が得られないなど、「知る権利」、「選ぶ権利」、「安全である権利」、「要求する権利」はまだ十分に確保されていないと感じる状況です。海外の子ども用コスメなどをとり扱っている輸入事業者の連絡先も、何度電話を入れても通じず、ある日、意を決してその住所を訪ねましたが、既にその住所に事務所はありませんでした。

私が、消費者としての権利意識に目覚めたのは、小学生の時でした。書道用半紙 正100枚と表示された物を10購入し、全て数えた事があります。数え始めた時は、一つくらい99枚のものがあるのではと思って始めたのですが、全て90枚しかなく、しかも問い合わせ先や製造業者の記載はありませんでした。その時から、50年近くが過ぎ、消費者団体の役割や消費者の権利について、話し合いが行われていますが、まだまだ、消費者の権利や義務は先進国並みにはなっていないようです。

1. 活動の概要

◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにともなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇ 相談対応

平成22年度に当センターが受け付けた相談の総件数は222件で、21年度より約22%減少しました。全体の約7割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.12からの資料集をご参照ください。)

◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティーノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティーノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成22年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

2. 平成22年度受付相談の特徴

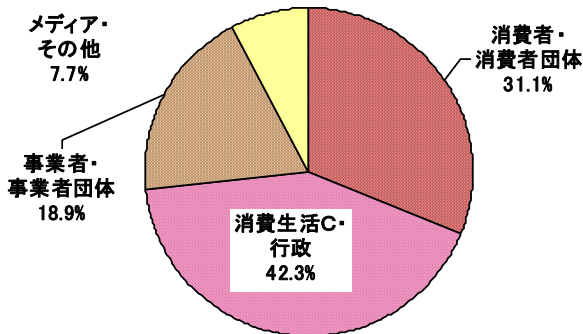
(1) 総受付件数:前年度より約22%減少。

平成22年度(平成22年4月～平成23年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は222件(月平均18.5件)で、21年度(284件)よりも約22%減少しました。当センター設立後しばらくは「事業者・事業者団体」からPL法の解釈・PL対応などに関する相談も多く寄せられ、年間の総受付件数が1,000件を超えた年もありましたが、その後は年々減少傾向にあり、22年度は初めて総実働日数(243日)をも下回りました。各企業においてPL対応・消費者対応の体制が整備・充実されたことや、インターネットを利用した情報提供・情報収集が進展したことなどによって、当センターへの相談件数が減少してきたものと推察されます。

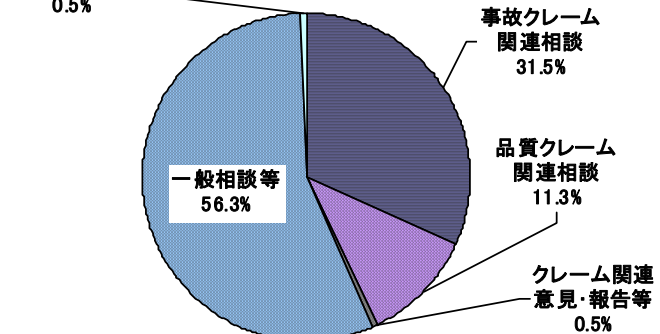
表1 平成22年度 相談受付状況(総実働日数 243日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	27	8	1	32	1	69	31.1%
消費生活C・ 行政	36	16	0	42	0	94	42.3%
事業者・ 事業者団体	7	1	0	34	0	42	18.9%
メディア・ その他	0	0	0	17	0	17	7.7%
合計	70	25	1	125	1	222	
構成比	31.5%	11.3%	0.5%	56.3%	0.5%		100%

グラフ1 相談者別構成比



グラフ2 相談内容別構成比



相談者区分

消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

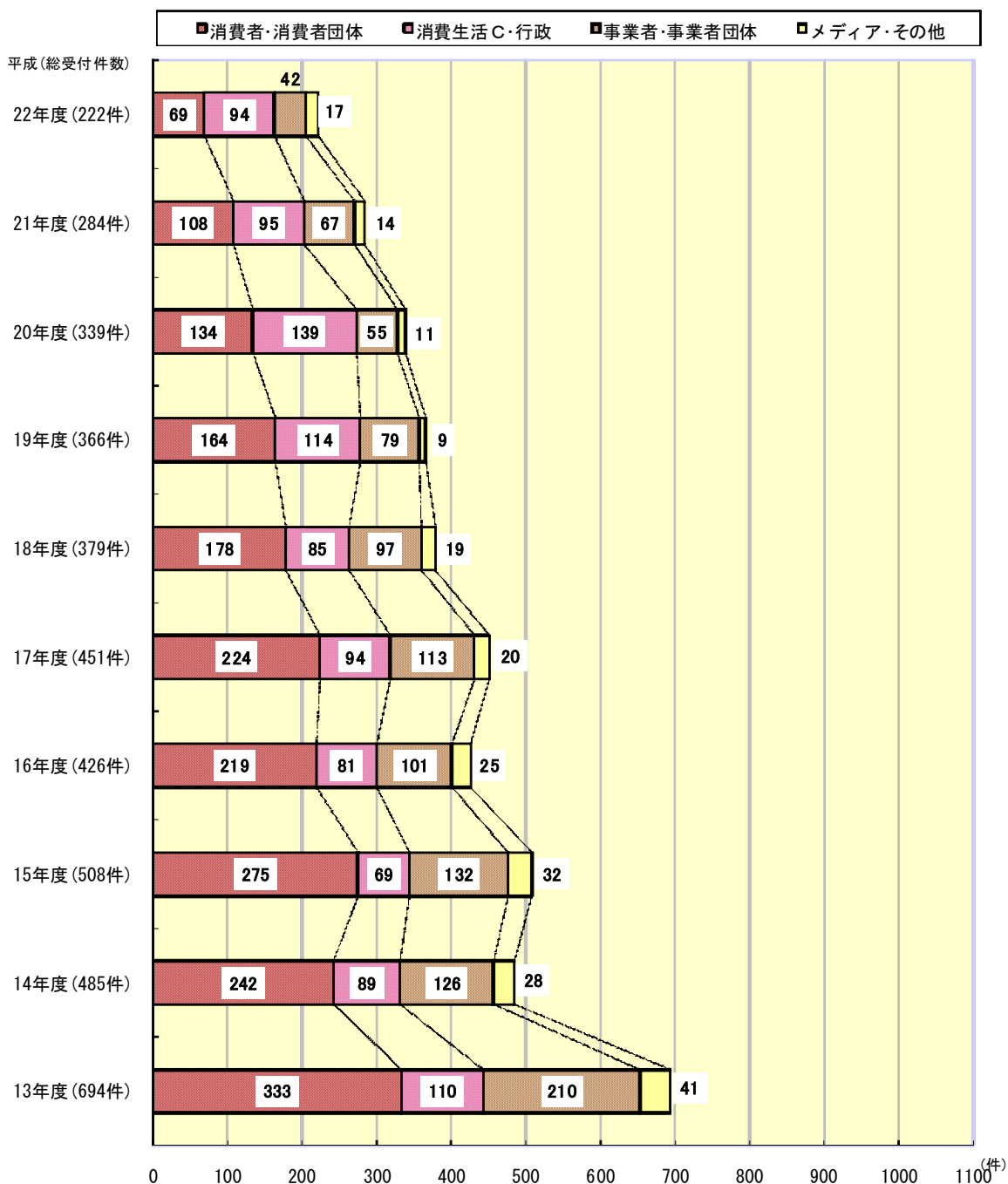
相談内容区分(改訂 平成15年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の7割以上。

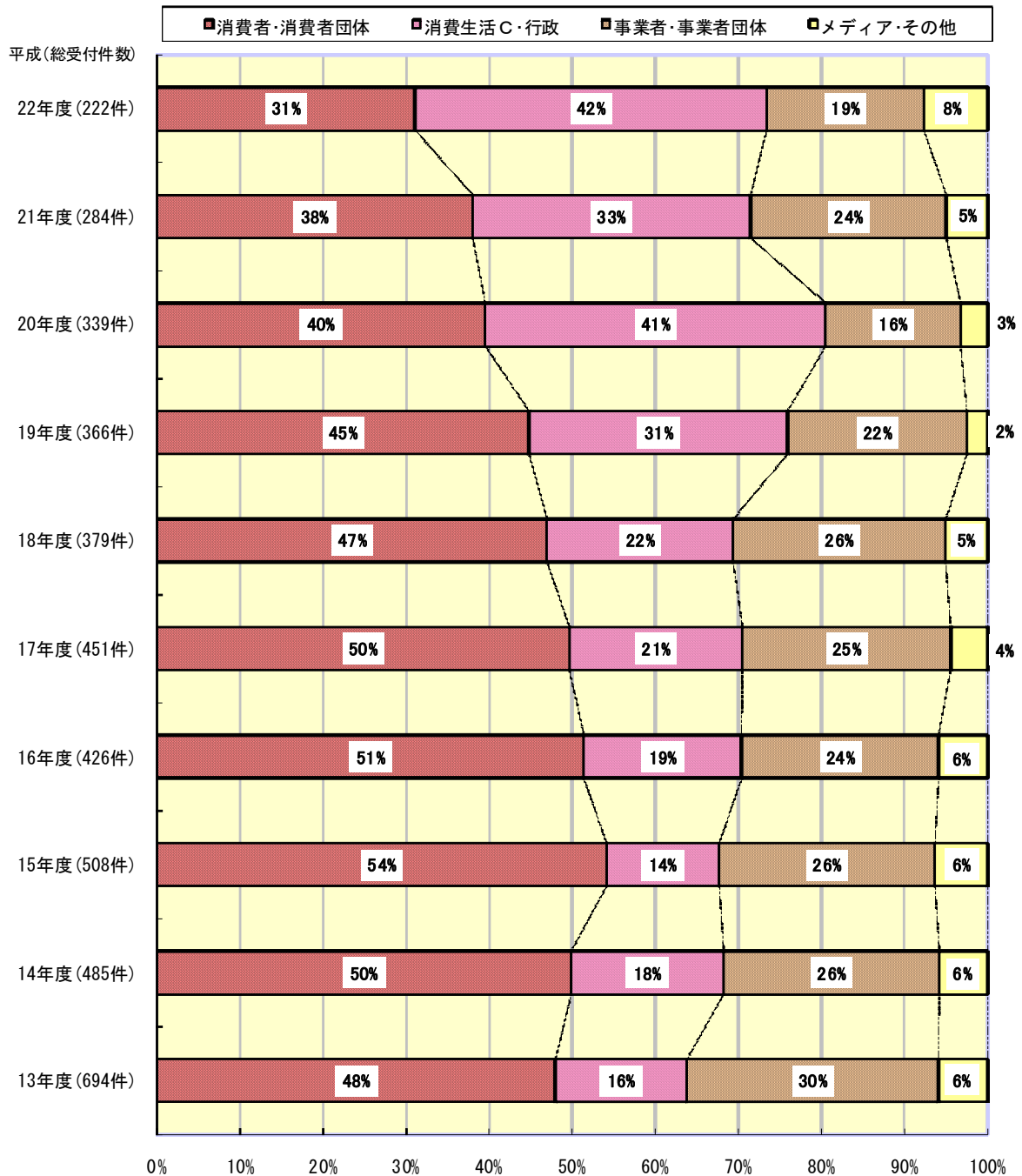
相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が69件で、そのなかには消費生活センターや行政機関から紹介されたという人も少なからず含まれています。また、「消費生活C・行政」からの相談は94件で、これらを合わせると、おもに消費者側からの相談が全体の7割以上を占めています。「事業者・事業者団体」からの相談は42件で、21年度の67件と比較すると約37%減少しました。

グラフ3 相談者別受付件数の推移



※ 平成12年度以前の受付件数についてはP.90の表をご参照ください。

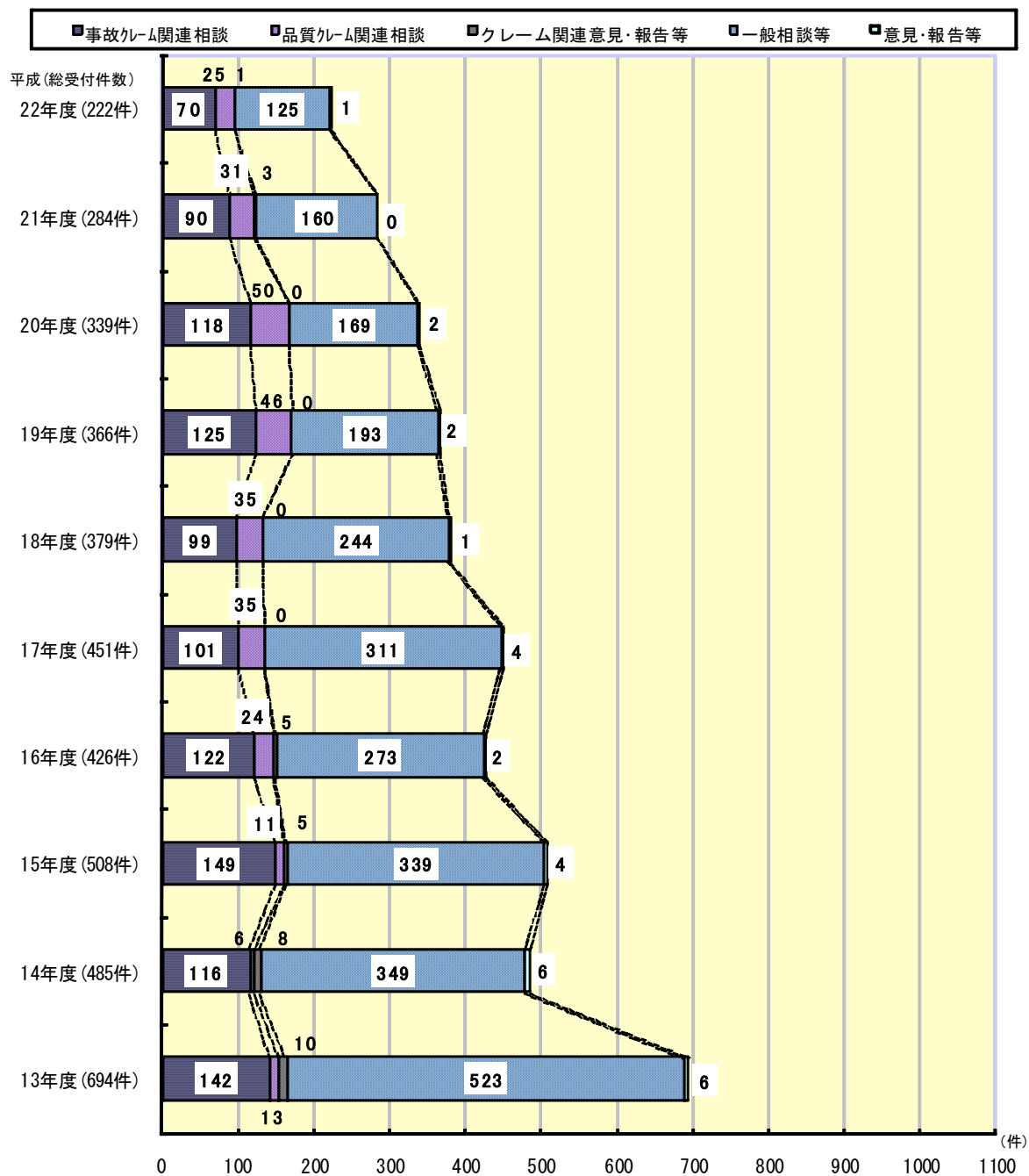
グラフ 4 相談者別受付構成比の推移



(3) 相談内容別の比較:構成比は前年度と変わらず。

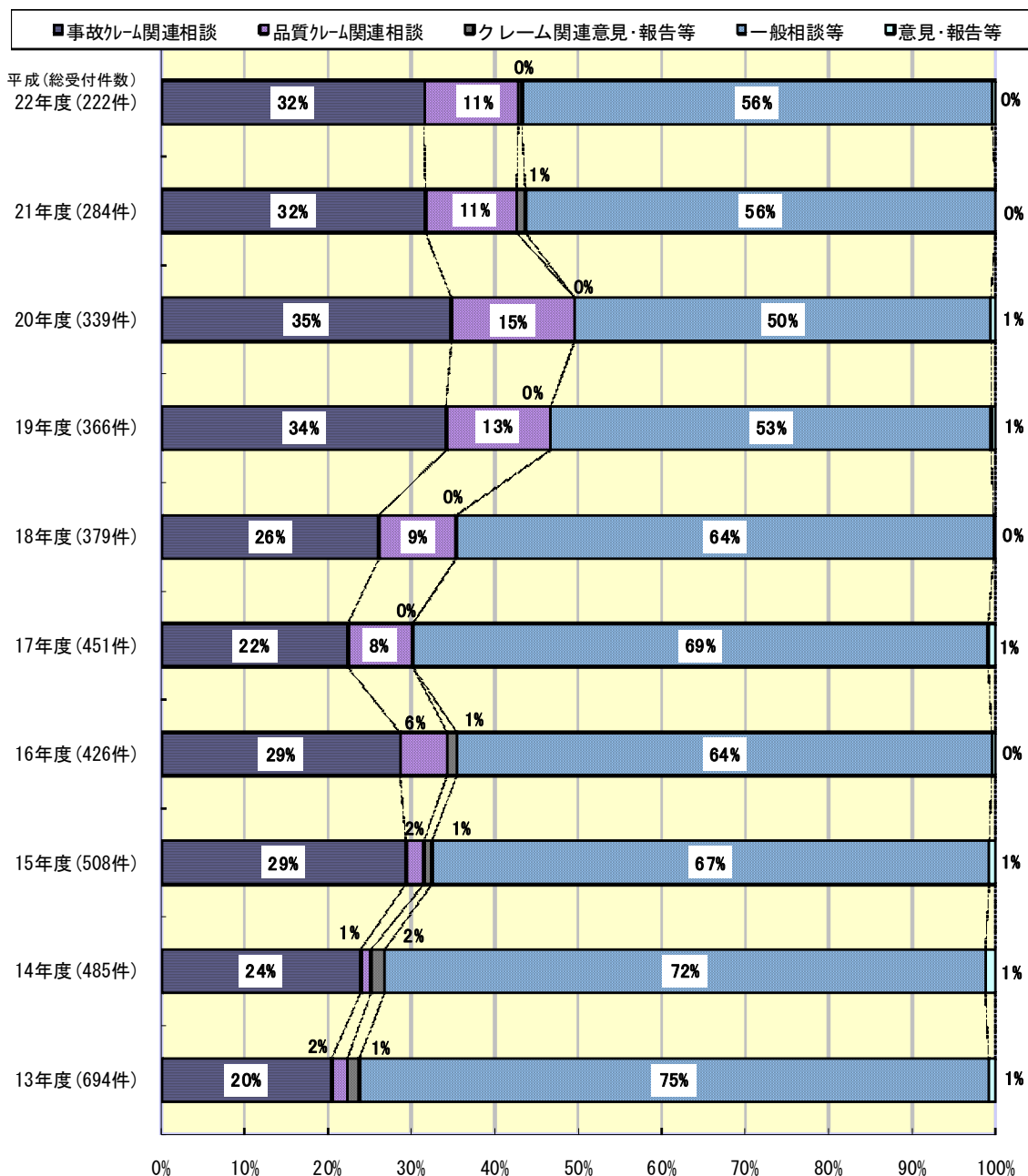
相談内容別では、「一般相談等」が125件で最も多く、クレーム関連相談は「事故クレーム関連相談」が70件、「品質クレーム関連相談」が25件でした。総件数に占める割合はそれぞれ21年度と同じでした。

グラフ5 相談内容別受付件数の推移



※ 平成12年度以前の受付件数についてはP.91の表をご参照ください。

グラフ6 相談内容別受付構成比の推移



(4) 事故内容別の比較:体調不良をうったえるクレームが最も多い。

事故内容別では、例年同様に体調不良をうったえるクレームが最も多く、また、「臭いが気になる」など、品質・性能に対するクレームも多く寄せられています。しかし、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差もあるため、相談者の家族、周囲の人などは特に体の異常をうったえていないというケースもありました。また、隣家で使用される製品(柔軟剤など)による体調不良等に関する相談も複数寄せられました。

表2 事故内容別クレーム件数

		平成22年度 ()内は前年との差		平成21年度		平成20年度	
身体被害	死亡	0	(-1)	1		0	
	体調不良	38	(+3)	35		62	
	皮膚障害	10	(-13)	23		18	
	眼	2	(-2)	4		4	
	腹痛	0	(±0)	0		0	
	火傷	1	(+1)	0		3	
	頭髪	0	(-1)	1		4	
	開放創	0	(-4)	4	68	1	92
		51	(-17)				
財産被害	家財	15	(+3)	12		16	
	自動車	3	(+2)	1		1	
	衣類	1	(-3)	4		3	
	動植物	0	(-4)	4		2	
	身の回り品	1	(-3)	4	25	4	26
		20	(-5)				
拡大被害なし(品質・性能)		25 (-6)		31		50	
合 計		96 (-28)		124		168	

(5) 商品群別の比較：多種多様な製品について相談が寄せられている。

すべての製品分野において「PLセンター」が設けられているわけではないという事情もあって、当センターには、さまざまな生活用品をはじめ、家具、建材、家電製品、繊維製品・・・等々、極めて広範にわたる製品について、臭い等による体調不良等に関する相談が、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。

そのような場合も、当センターに可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にもとづき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「PLセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表3 商品群別クレーム件数

順位	平成22年度 ()内は前年との差	平成21年度	平成20年度	平成19年度
1	その他生活用品 15 (-1)	その他生活用品 16	その他生活用品 23	その他生活用品 31
2	家具 9 (+3)	殺虫剤 13	殺虫剤 14	家具 23
3	殺虫剤 6 (-7)	洗剤・洗浄剤 10	家具 13	洗剤・洗浄剤 17
	洗剤・洗浄剤 6 (-4)	繊維製品 7	洗剤・洗浄剤 11	建材 7
5	柔軟剤 5 (+4)	家具 6	建材 9	接着剤・粘着剤 6
	塗料 5 (+4)	家電製品 5	接着剤・粘着剤 9	家電製品 6
	その他 5 (+1)	芳香剤・消臭剤 5	繊維製品 9	その他 6
8	化粧品 4 (+2)	建材 4	塗料 6	繊維製品 5
	建材 4 (±0)	防蟻剤 4	家電製品 5	芳香剤・消臭剤 5
10	オートケミカル 3 (+1)	防虫剤 4	化粧品 5	オートケミカル 4
	家電製品 3 (-2)	その他 4	抗菌剤 5	紙製品 4
	接着剤・粘着剤 3 (+3)	金属製品 3	染毛剤 5	抗菌剤 4
	繊維製品 3 (-4)	工業薬品 3	芳香剤・消臭剤 5	殺虫剤 4
	漂白剤 3 (+2)	除湿剤 3	住宅設備 4	住宅設備 4
	防虫剤 3 (-1)	石油・灯油 3	不明 4	除湿剤 4
16	住宅設備 2 (+2)	プラスチック製品 3	紙製品 3	漂白剤 4
	入浴剤 2 (+2)	不明 3	工業薬品 3	防虫剤 4
	芳香剤・消臭剤 2 (-3)	オートケミカル 2	食品・飲料 3	金属製品 3
	不明 2 (-1)	紙製品 2	農薬 3	工業薬品 3
20	スティックカービス等 各1	化粧品 2	オートケミカル 2	食品・飲料 3
	紙製品	食品・飲料 2	おもちゃ 2	染毛剤 3
	工業薬品	身体洗浄剤 2	柔軟剤 2	塗料 3
	シーリング材	動物用薬剤 2	除湿剤 2	入浴剤 3
	除湿剤	農薬 2	身体洗浄剤 2	ヘアケア品 3
	身体洗浄剤	ヘアケア品 2	石油・灯油 2	カビ取り剤 2
	石油・灯油	一般機械、医薬品、 スティックカービス等、 おもちゃ、抗菌剤、 シーリング材	漂白剤 2	化粧品 2
	プラスチック製品	柔軟剤、塗料、 燃焼器具、 パーマ液、漂白剤 ヘルスケア品	プラスチック製品 2	柔軟剤 2
	ヘルスケア品		防蟻剤 2	スティックカービス等、 おもちゃ、 ゴム製品、肥料、 防水剤・はっ水剤、 不明
	防蟻剤		その他 2	
	防水剤・はっ水剤		医薬品、乾燥剤 各1	
			スティックカービス等、 ドライクリーニング、 入浴剤、パーマ液、 ヘアケア品	
			防水剤・はっ水剤 防虫剤	
	96件	124件	168件	171件

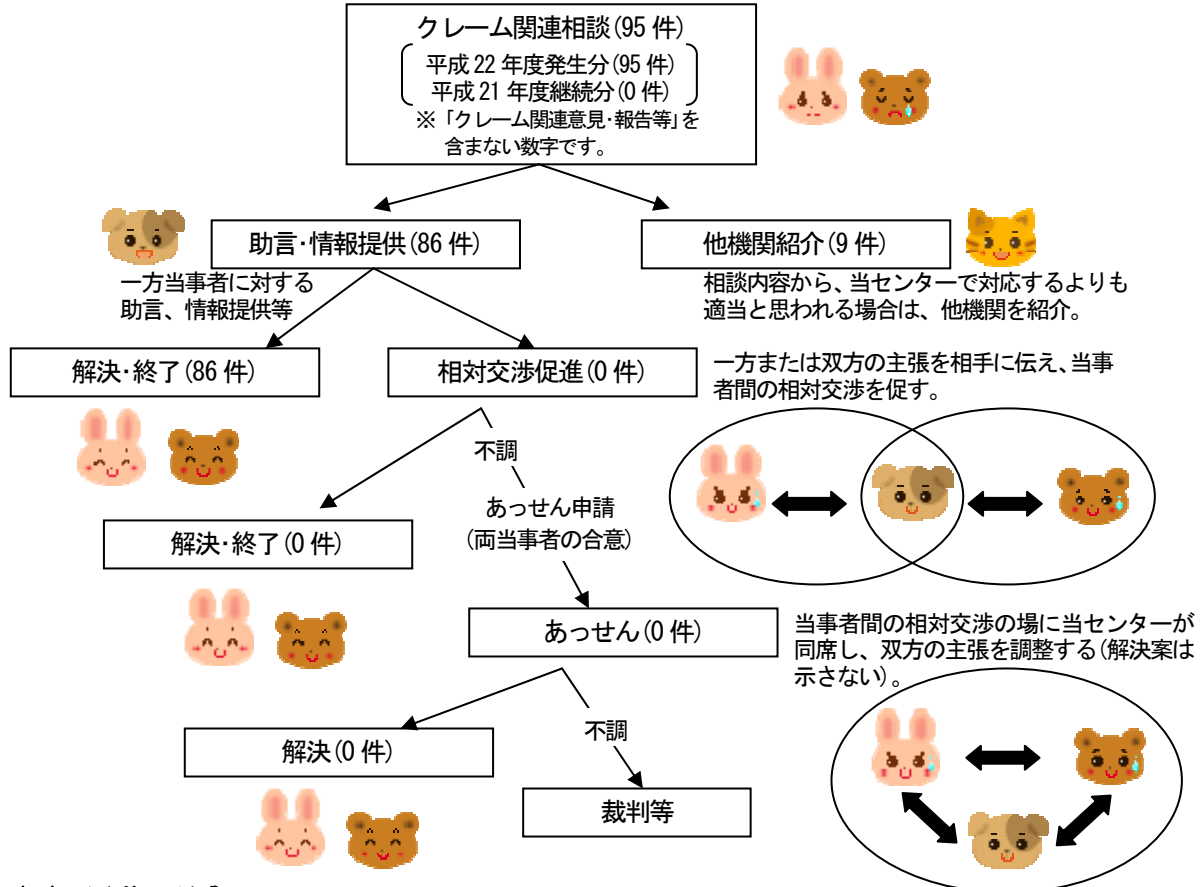
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」70件、「品質クレーム関連相談」25件の合計95件が、平成22年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成22年度クレーム関連相談の処理状況



(7) 活動の所感

当センターに、「〇〇という製品には有害な成分は含まれていないか」、「〇〇という製品の安全性について、その成分から判断してほしい」などの問い合わせがしばしば寄せられます。しかし、実のところ、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らず、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできないのです。

そもそも、天然に存在するものも含めすべての化学物質・化学製品は、条件次第で安全なものにもそうでないものにもなり得るのであって、どちらかに単純に二分することはできません。個々の化学物質が潜在的にもっている“害になる性質の強さ”を「ハザード」といい、それが実際に“悪い影響を及ぼす可能性”を「リスク」といいますが、このリスクの大きさはハザードと体に入る量とによって決まります。したがって、製品中に害になる性質の強い化学物質が含まれているとしても、その化学物質の量を少なくしたり体に入らないようにしたりして、リスクをきちんと管理すれば悪い影響が出ないようにすることができます。

つまり、化学物質・化学製品による事故を防ぐためには適切な管理・使用が前提となるので、化学物質・化学製品を取り扱う事業者がそれに努めることはもちろんのこと、化学製品を使用する消費者が使用上の注意をよく読んで正しく使うことも大切です。

3. 資料集

3. 1 平成22年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) その他生活用品	13	16) 住宅設備	49
2) 家具	18	17) 入浴剤	50
3) 殺虫剤	23	18) 芳香剤・消臭剤	51
4) 洗剤・洗浄剤	27	19) 不明	52
5) 柔軟剤	30	20) エステティックサービス等	53
6) 塗料	32	21) 紙製品	53
7) その他	34	22) 工業薬品	54
8) 化粧品	36	23) シーリング材	54
9) 建材	38	24) 除湿剤	55
10) オートケミカル	41	25) 身体洗浄剤	56
11) 家電製品	42	26) 石油・灯油	56
12) 接着剤・粘着剤	44	27) プラスチック製品	57
13) 繊維製品	46	28) ヘルスケア品	57
14) 漂白剤	47	29) 防蟻剤	57
15) 防虫剤	48	30) 防水剤・はっ水剤	58

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般	59	9) 動物用医薬品等	77
2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	60	10) 家電製品	78
3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等	63	11) 化学物質(安全管理)	78
4) プラスチック製食品用器具・容器包装	67	12) 化学製品等の表示	79
5) プラスチック製品(その他)	69	13) 製造物責任(PL)法等	81
6) その他の化学製品、化学物質等	70	14) 照会	83
7) 化粧品等	75	15) その他	85
8) 医薬品等	76		

(3) 「意見・報告等」89

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」—96件—

1) その他生活用品—15件

1. 「一昨日の夜、4～5年前に購入した△△社の防犯スプレー〇〇(未使用品)を廃棄しようとして、浴室の排水口に向けて中身を噴射していたところ、気分が悪くなり、救急車で病院に搬送された。『安静にしておくように』と言われただけですぐに帰されたが、現在も足の骨が軋むような感じや息苦しさが続いている。〇〇に表示されている成分についてインターネットで調べたところ、『皮膚から吸収される可能性がある』とのことで、心配である。〇〇の廃棄については、消防署に相談したところ自宅まで引き取りに来てくれた。しかし、〇〇には廃棄方法が表示されていなかったため、今後は表示してほしい」という相談を受けている。表示に関する要望については、当センターから△△社に伝えるつもりであるが、〇〇の成分が体に吸収された場合の処置方法について化学製品PL相談センターで分かれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らないため、〇〇の安全性等について△△社に問い合わせるとともに、体調不良について医師に事情を話して相談するよう、相談者にお伝えください。(なお、やむを得ず使い残してしまったエアゾール製品を処分するときは、屋内で中身を出すとき近く火気や静電気で引火する恐れもあり危険なため、処分方法・注意点等について各製品のメーカーにお問い合わせください。)

2. 「ホームセンター(A)で購入したB社のシリコーンスプレー(エアゾール製品)を、10日くらい前に自家用車の防錆のために使用した。手に付けないように注意する旨が表示されていたため、軍手をはめて、30秒間くらいの噴射を数回繰返したところ、ノズルを押していた人差し指が冷たくなり、しばらくして指の腹に水ぶくれができた。連休中だったため医者には診せなかったが、そのうちに治った。A店に申し出て、原因をB社に調査してもらうことになったので、現物をB社に送った。今後、B社に慰謝料を請求したいので、同様の被害に関する相談が寄せられていれば教えてほしい」という相談を受けている。当センターから相談者に対し、B社に慰謝料等を請求するには、医師の診断書も必要であることについて説明したところである。エアゾール製品による凍傷に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒シリコーンスプレーなどのエアゾール製品を使用していて指に凍傷を負ったとうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも原因は定かではありません。また、同様の事例があったとしても、それだけでは、B社に慰謝料等を請求するための有力な交渉材料とはならないと思われます。

3. 「特定の仏壇用線香を焚くと、顔がほてってかゆくなる。メーカーに申し出たところ、『アレルギー

「物質は使用していない』と言われた。その線香の使用を止めたところ、自宅では症状が出なくなった。しかし、同じ線香を使用している知人宅に行くと、症状が出る。知人も顔にかゆみを感じているそうだが、本人は『老人性皮膚掻痒症』によるものだと言っている。線香が原因であるならば、そのことを知人に教えてあげたい」という相談を受けている。参考までに、仏壇用線香による同様の被害に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば教えてほしい。

〈消費生活C〉

⇒当センターでは受付事例がありません。なお、体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によっても異なります。顔の症状がアレルギー性のものであるかどうかも含め、原因についてはやはり医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

4. 2ヵ月くらい前に、訪問販売業者から換気扇フィルターを購入した。これを包装から出したところ埃臭いことから、アスベストが含まれているのではないかと思う。化学製品PL相談センターに同様の相談が寄せられていないか。なお、包装に連絡先は表示されているが、材質は表示されていない。〈消費者〉

⇒当センターでは、換気扇フィルターの臭いに関する受付事例はありません。当該換気扇フィルターの材質、臭いの原因等について、表示されている連絡先にお問い合わせください。

5. 「古いギターピックを、ジッパー付き食品保存袋に入れて引き出しの中に8年間くらいしまっておいた。先日、それらを袋から出したところ、ベタベタになっていたり反っていたりした。また、袋を開けた際に不快な臭いがし、それが原因か分からないが、近くに置いてあった、5～6年くらい前に購入した使い捨て簡易ガスライターの金属部分が錆びていたり、古い腕時計のベルト（ラバー製）が折れていたりした。ギターピックはプラスチック製のように見えるが、このようになることがあるのか」という相談を受けている。ギターピック、ライター、時計ともに古い製品であり、ギターピックのメーカーも分からないとのことで、損害賠償請求は考えていないようだ。当センターから独立行政法人 製品評価技術基盤機構に報告したが、化学製品PL相談センターに何か関連の情報があれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、今回の相談事例に関する事実関係、因果関係等は分かりかねますが、プラスチックを含め、一般に物質は、時間の経過とともに、空気、水分、紫外線、熱などさまざまな影響によって劣化・変質します。

6. 電気店(A)で数回にわたり、B社のDVDケースを購入したところ、それらのすべてが、包装を取り除くと強く臭った。B社に申し出て、その指示に従い現物を送ったところ、後日、「この程度の臭いは普通であり、問題はない」と回答され、納得できない。A店の店員にも臭いを確認してもらったところ、一人は「すごい臭いだ」と言ったが、別の一人は「この程度の臭いは普通だ」。

確かに長時間かかっていると気分が悪くなるが、B社が『問題がない』と言うならそうなのだろう」といって取り合ってくれなかった。現在も同じDVDケースが販売されているが、有害なものかもしれないので、調査してほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、個人で分析を依頼できる機関を紹介されたほか、製造物責任(PL)問題に関する専門の相談機関として化学製品PL相談センター等の“PLセンター”を紹介された。化学製品PL相談センターで調査してくれるか。〈消費者〉

⇒当センターでは調査・分析等を行っていません。消費者被害の未然防止等のために必要と判断された場合には、行政機関や独立行政法人による試験・分析が行われる場合もありますが、それ以外の場合は、やはり個人的に検査機関等に依頼して検査(費用は依頼者本人が負担)することになるでしょう。臭いの感じ方には個人差もあるほか、臭いが強いからといって必ずしも有害性が高いとは限りませんが、まずは消費生活センターに現物を持ち込んで、臭いを確認してもらってはいかがですか。(なお、一般に“PLセンター”ではPL事故に関する相談以外も受け付けてはいますが、PL法そのものは、製造物の欠陥(通常有すべき安全性を欠いていること)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律です。)

7. 「多目的に使えるという汚れ防止コーティング剤(ポンプ式)〇〇を通信販売(テレビショッピング)で購入した。これをトイレの便座に使用したところ、その臭いが2日くらい消えなかった。〇〇の製品表示には用途として調理器具も記載されているが、安全性に問題はないのか」という相談を受けている。当センターから発売元△△に問い合わせたところ、「食品衛生法に基づく規格基準に適合している」とのことで、それに関する書類が提出されたが、この書類から何が分かるのか。〈消費生活C〉

⇒書類を拝見したところ、△△社が第三者機関に依頼して、〇〇が乾燥・固化したものについて試験した結果、食品衛生法に基づく規格基準に適合していた旨が記されています。ただし、食品衛生法は飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする法律であって、あらゆる観点から製品の安全性・品質を確保するというものではありません。臭いの問題などについて、△△社に再度お問い合わせください。

8. 「2週間くらい前に、ホームセンター(A)でレインウェア(バイク用)を購入した。これを包装から出したところ、強い異臭がした。メーカー(B)に安全性について問い合わせたところ、『その臭いは人体に影響はない』と言われた。しかし、その回答に納得できなかったため、A店と交渉して返品した。表示によると材質はポリ塩化ビニルとのことなので、ポリ塩化ビニルの安全性について知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒ポリ塩化ビニルに関する一般的な情報については、塩ビ工業・環境協会(<http://www.vec.gr.jp/>)

に問い合わせるとよいでしょう。当該レインウェアの安全性については、臭いがするからといって必ずしも有害性が高いとは限りませんが、B社に「臭いは人体に影響はない」との発言の根拠を確認するよう、相談者にお伝えください。

9. 10年くらい前に購入した外国製の皮革製品用栄養剤(エアゾール製品)を、下駄箱の中に保管していた。最近、下駄箱から異臭がするので確認したところ、この栄養剤の容器の周辺がどろどろとした液体で汚れていた。拭けるところは拭いたが、強い臭いが室内に充満して、空気清浄機を作動させていても耐え難い。成分については少なくとも日本語では表示されておらず、日本語で輸入元として記載されている日本の会社に問い合わせようにも、すでになくなってしまったのか連絡が取れない。このような製品に一般的に使用されている成分が分かれば、薬品で中和するなどして臭いを取り除くこともできるのではないかと思い、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒一般的な臭いの対策としては、活性炭などの吸着剤や空気清浄機もある程度の効果があると言われていますが、やはり換気が一番です。しかし、製品によって成分は異なり、お話だけでは現場の状況も分かりかねるため、ハウスクリーニング業者等の専門家に現場を確認してもらった上での見解を尋ねてみてはいかがでしょうか。

10. 「100円ショップ△△で老眼鏡(外国製)4本を購入した。家に帰ってそれらを包装(ポリ袋)から出したところ、アンモニアのような臭いが強かった。妻も『臭いが強い』と言っていたので、これらの使用を控えることにした。返品については今のところ考えていないが、他の人が同様の被害を受けないようにするために情報提供したい」との相談を受けている。当センターから△△社の本社に問い合わせたところ、「そのようなことはないはずだ」と言われた。どうすればよいか。〈消費生活C〉

⇒△△社に「そのようなことはないはずだ」との発言の根拠を確認するとともに、臭いの感じ方には個人差もありますので、可能であれば貴センターで実際の臭いを確認してみてはいかがでしょうか。

11. 自家用車の灰皿が割れたため、瞬間接着剤を使って補修していたが、ずれてくっつけてしまった。接着剤は前から持っていたもので、メーカーは分からず、容器は既に廃棄して手元にない。息子にはがし剤を買いに行かせ、それを使ってはがそうとした際、はがし剤をこたつの天板にこぼしてしまい、ティッシュペーパーで拭いたところ、発熱したほか、はがし剤が広がって天板にくっついて取れなくなった。はがし剤のメーカー(A)に申し出たところ、自分が留守のときに社員が来たそうだが、処置をするために来たのかと思ったら、「当社には責任がない」と言って帰ったらしい。また、「当社のはがし剤ではなくB社のものを使用すれば問題はなかった」とも言ったようで、A社の対応に誠意が感じられない。はがし剤なのにくっついたことも納得できず、発熱したことについて

て危険だと思い、行政機関に連絡したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒行政機関が何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは個別の事業者の対応姿勢について関与できる立場にはありません。今のお話だけでは、天板の状態、使用上の注意に関する表示などが不明なため、製品自体に問題があったのか、使用方法等に問題があったのかなどが分かりかねますが、「当社には責任がない」、「当社のはがし剤ではなくB社のものを使用すれば問題はなかった」との発言の根拠について、A社に合理的な説明を求めてください。

12. 自分のカメラの手入れをする目的で△△社のカメラ用レンズクリーナー(液状)を購入し、部屋に置いていた。それを子ども(高校生)がコンタクトレンズクリーナーと間違えて使用し、洗ったコンタクトレンズによって眼を痛めた。外観が紛らわしく、表示の文字も小さくてコンタクトレンズを外していると読めないで、改善するよう△△社に求めたが、取り合ってもらえなかった。しかし、やはりこのままでは危険だと思うので、行政機関に報告しておきたい。【報告】〈消費者〉
⇒当センターは民間の機関ですので、最寄りの消費生活センターにご報告ください。

13. 「デニム地のスカートにユリの花粉が付いてシミになってしまった。インターネット上に、『シミになった箇所にベンジンをつけて、吸い込み口にタオルなどを被せた電気掃除機で吸いとる』というシミ抜き方法が紹介されていたので、シミ取り用ベンジン約10mlを使用して試したところ、掃除機の排気口からベンジンの臭いとともに白い煙が出て、掃除機が自動停止し、部屋の火災報知機が作動した。結局、その方法でシミは落とせなかったため、スカートはドライクリーニングに出した。掃除機については、掃除機のメーカーに問い合わせたところ、『電源を入れて異常がなければ問題はない』と言われ、電源を入れてみたら動いた。また、ベンジンの表示を確認したところ、『火気のあるところでは使用しないように』と表示されていた。ベンジンが引火性であることは以前から知っていたのだが、このようなことになるとは思っていなかった。幸い火災にはならなかったが、危険だと思うので情報提供しておきたい」という報告を受けた。わずか10mlくらいのベンジンで、なぜこのようなことが起きたのだろうか。〈消費生活C〉

⇒ベンジンは工業用ガソリンの一種で、揮発性・引火性が高く、小さな種火や火花であっても近づけると引火・爆発の恐れがありますが、今回このようなことが起きた原因について確かなことは分かりかねます。原因究明調査について、独立行政法人 国民生活センター、独立行政法人 製品評価技術基盤機構などに相談してみたいかと思いますが、一方、掃除機に関する安全上の注意にも、引火性のもの(ガソリン、ベンジン、シンナーなど)の近くで使用すると、爆発や火災の原因になる旨が記載されているようですので、今回の事案の報告も兼ねて、掃除機の使用方法について(財)家電製品協会(<http://www.aeha.or.jp/>)、一般社団法人 日本電機工業会(<http://www.jema-net.or.jp/>)等の関連業界に問い合わせるとよいでしょう。

14. 「△△社のベンジン(500ml入り)のキャップ(プラスチック製)が、使用1～2年でいつも割れてしまう。キャップが割れた後は、代わりに食品包装用ラップフィルムをかぶせて使い続けているが、やはり割れないようにキャップを改善してほしい」という相談を受けているが、どうすればよいか。〈消費生活C〉

⇒まずは△△社に申し出て、使用・保管時の状況、要望などを伝えるよう、相談者にお伝えください。(なお、ベンジンは揮発性・引火性が高く、小さな種火や火花であっても近づけると引火・爆発の恐れがありますので、キャップが割れた状態で使用を続けることはお勧めできません。)

15. 「キッチン周りの洗浄などに使用できるという電解洗浄水〇〇を、1ヵ月半くらい前に△△社の通信販売(テレビショッピング)で購入した。これを使って換気扇を洗浄したが、放送内容ほどの効果がなかった。そこで△△社に返品を申し入れたが、応じてくれない」という相談を受けている。返品の特約(※商品に瑕疵がなく、販売業者に契約違反のない状態において返品を認めるとする特約)に基づく返品期限は過ぎているが、交渉の余地について検討するにあたり、電解洗浄水とはどのようなものか等の情報があれば参考までに教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒そうした商品も売られているようですが、当センターでは関連する情報を把握しておりません。〇〇については、まずは広告・表示の内容を確認した上で、うたっている効果の裏づけとなる合理的な根拠、返品に応じない理由等について△△社に確認し、必要に応じ性能テストの実施等について検討されてはいかがでしょうか。

2) 家具-9件

家具から放散する化学物質による室内空気汚染をお疑いの場合は、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差によって若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)と比較して濃度が高いとき(人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります)は、対策としてはやはり徹底した換気が一番です。しかし、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、あまり我慢を続けて、体の具合が悪くなるといけませんので、可能なら家具をしばらく別の場所で保管するか、販売店と交渉して預かってもらう、または交換や返品が可能かお尋ねください。また、体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。木質系建材等については、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、“シックハウス”の原因物質の一つとされているホルムアルデヒドの放散量に関する規格が定められていますので、そ

れらを参考にされるとよいでしょう。ただし、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。

※ 詳しくはP.95 ちょっと注目「家具等のホルムアルデヒドに関する表示」をご覧ください。

1. 20日くらい前に帰宅した際、急に咳・発熱などの症状が現れた。病院を受診し、そこで処方された薬を飲んだ後も、疲れが続いた。その2カ月前に購入した家具が、当初に比べて強く臭うようになったので、気温の上昇にともない家具から化学物質が放散するようになったことが症状の原因だと思い、家具を外に出してみたところ、症状が緩和された。再び家具を中に入れたところ、胸が痛み意識が遠くなった。救急病院を受診し血液検査を受けたが、結果は「異常なし」とのことであった。しかし、現在も喉痛・舌のしびれ・手足の震えなどの症状が続いているので、家具にどのような有害物質を使用したのかを製造業者に問い合わせたが、「有害物質は使っていない」と言われた。これ以上は製造業者と話しても無駄だと思うので、家具を検査してどのような有害物質が出ているのかを特定し、それによる中毒症状の適切な治療が可能な医療機関を紹介してほしい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは特定の医療機関の紹介、また検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(ただし、検査費用はご自身の負担となります)が、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。

2. △△社の通信販売(テレビショッピング)で購入したエアベッドが10日くらい前に届いた。このベッドの臭いが強く、使用したところ頭痛がして眠れなかった。ベッドを置いている部屋では、空気清浄機のセンサーが感知して作動し続け、子どもは部屋に入ると吐き気をうったえる。返品の特約(※商品に瑕疵がなく、販売業者に契約違反のない状態において返品を認めるとする特約)に基づきベッドは返品したのだが、その後も空気清浄機を使用すると喉が痛くなる。消費生活センターに相談して、空気清浄機の補償について△△社と交渉中であるが、家庭用品中の有害物質を規制する法律はないのか。〈消費者〉

⇒「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として国が定めているものについて、それぞれ対象となる家庭用品と、その物質の含有量、溶出量または発散量に関する基準などが定められています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)が、エアベッドは対象とされていません。

3. 「4年くらい前に家具店△△で飾り棚(木製)2点を購入したが、当初からガラス扉を開けた際に目にしみるほど強く臭った。△△社に申し出たところ、『しばらく経てば臭いは治まる』と言われ、しばらく様子を見ていたが、なかなか臭いが治まらなかった。△△社にその旨を伝えたとこ、△△社から脱臭剤が送られてきたが、そのような対応が気に入らなかったので受け取りを拒否した。現在もこの棚の扉を開けると臭いがするので、先日、あらためて△△社に返品を申し入れたが、応じてくれなかった。そこで、棚に使用した接着剤などの成分に関する情報提供を求め、これを入手した。△△社とさらに交渉を続けるために、これらの成分が臭いの原因となる可能性、有害性などについて知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。また、購入当初からの臭いを理由に今になって返品を要求することは難しいと考えているが、参考までに家具の臭いに関する法規制があれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒家具の臭いに関する法規制は特にありません。臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もありますが、「瑕疵」すなわち「通常有すべき品質・性能に欠けるところ」が認められた場合には、民法に基づき△△社に返品等を要求することになるでしょう。ただし、売主の瑕疵担保責任に基づく契約の解除等の権利は、買主が事実を知った時から1年を経過すると時効によって消滅するため、今となっては飾り棚の返品を要求することはやはり難しいと思われます。風通しのよいところで棚の扉を開けて化学物質が放散するのを待つか、または、△△社が当初から臭いがすることを認めて脱臭剤の提供を提案していたのであれば、そのことについて現在の状況を踏まえた再交渉の余地の有無等を△△社に確認してみるとよいでしょう。

4. 「5ヵ月くらい前に家具販売業者△△のインターネット通信販売で木製本棚(外国製)を購入し、これを組み立てて設置したところ、薬品のような臭いが強く、夫婦ともに頭痛・鼻水などの症状が現れた。医師の診察を受けた結果、アレルギー性鼻炎と診断され、本棚のことを話したところ、『それが原因となっている可能性がある』と言われた。△△社に本棚の返品を申し入れたところ、『臭いは1ヵ月くらいで治まる』と言われた。取りあえず本棚を別の部屋に移して様子を見ることにしたが、1ヵ月経っても臭いは消えず、医師の治療を続けているがそれも効果が見られない。本棚の返品について△△社に再度申し入れたところ、『購入後1ヵ月以上経っていることから、返品には応じられない』と言われた。何とかならないか」という相談を受けた。相談者自身が△△社と話してからさらに4ヵ月近く経っていることから、返品交渉には困難も伴うだろうが、取りあえず当センターから△△社に事情を確認してみようと思う。家具からの薬品臭の原因としてはどのようなものが考えられるか。また、家具の臭いについて法的な基準はあるか。〈消費生活C〉

⇒家具の臭いに関する法規制は特にありません。臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、お話だけでは臭いなどの原因は分かりかねますが、使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めることになるでしょう。△△社が購入当初に臭いがすることを認めていたのであれば、その原因などについて△△社にお問い合わせくだ

さい。また、可能であれば本棚の一部でも貴センターに持ってきてもらうなどして、現在の臭いの状況等を確認してみたいかですか。症状については、今後の治療方針などに関する担当医の見解をあらためて確認するよう、相談者にお伝えください。(なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。)

5. 「家具店(A)で購入したB社製のベッド(木製)が1週間くらい前に届き、業者による組立て・設置が行われた。このベッドから臭いがして、頭痛がしたり持病の喘息が悪化したりした。ベッドから離れると症状が治まるため、現在は他の部屋で寝ている。夫は『ベッドの引き出しの中が臭う』と言っている。A店に申し出てベッドの返品を要求したのだが、『“F☆☆☆☆”の材料を使用しており、国の基準を満たしているため、問題はないはずだ』とあって応じてくれない。『解体して風通しのよいところに放置してみるように』とも言われたので、取りあえずその通りにしてみているが、できればやはり返品したい」という相談を受けている。家具に関して国の基準が設けられているのか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは家具店の言う「国の基準」が何を指しているのか分かりかねますが、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”、“F☆☆☆”・・・などと表示される場合があります(ただし、これらの規格は強制法規ではなく、家具から放散する化学物質に関する法規制は特にありません)。しかし、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となる場合もあるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。なお、寝具としての使用に耐えないほどの臭いがして、購入者自身で解体までしなければならないということであれば、当該ベッドの交換や返品等をA店に要求できる可能性もあると思われます。臭いの感じ方には個人差もありますので、可能であれば、解体したベッドの一部を貴センターに持ってきてもらうなどして、臭い等を確認してみたいかですか。

6. 家具店△△で購入した布製ソファ(外国製)が6週間くらい前に届き、リビングに設置した。それ以来、夫や子ども(大学生)は特に体の異常はうったえなかったが、自分は目が赤くなり、咳が出て、体に湿疹ができた。医師の診察を受けたところ、「アレルギーの症状で、原因を取り除くしかない」と言われた。そこで、取りあえずソファを別の部屋に移して、その部屋に入らないようにする一方、△△店にソファの返品を申し入れた。それに対し△△店からは、「家具の規定に達している製品であり、既に使用していることから、返品には応じられない」と言われ、中和するための薬品をかけに来ることを提案されたのだが、その方法に効果はあるだろうか。〈消費者〉
- ⇒今のお話だけでは、△△店の言う「家具の規定」が何を指しているのか、また、どのような薬品

を用いて何を中和するのかなどが不明であり、△△店から提案された方法に効果があるか分かりかねます。化学物質に対する感受性には個人差もあるため、特に居室内での薬品の使用については慎重に検討することをお勧めします。(なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。)

7. 「2カ月前に、総合スーパーで△△社製の学習机(展示品)を子ども(小学生)のために購入した。店頭では気づかなかったが、子ども部屋に設置して引き出しを開けると臭いが強く、自分は頭が痛くなった。夫も『臭いが強い』と言っていたが、夫と子どもは特に体の異常はうったえなかった。気に入っているため返品するつもりはなく、取りあえず引き出しを取り外して干してみたところ、頭痛は起こらなくなった。しかし、臭いがまだ治まらないので、臭いを取り除くよい方法があれば教えてほしい」という相談を受けているが、どうするのがよいか。〈消費生活C〉
⇒臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もありますが、その机に使用されている成分、臭いの原因等を△△社に問い合わせ、その対策について相談するよう、また、引き続き換気を十分に心がけるよう、相談者にお伝えください。
8. 「3年くらい前に、住宅設備機器メーカー△△のショールームに展示されていた木製食器棚を注文購入し、工務店に依頼して自宅のキッチンに取り付けてもらった。この食器棚から刺激臭がして、別居している娘、来客などからも『ツンと臭う』と指摘される。しばらく扉を開けて様子を見ていたが改善せず、△△社に申し出たところ、棚板などを交換してくれたが、それでも臭いが治まらなかった。△△社から『これ以上どうにもならない』と言われたが、人体に影響はないのか」という相談を受けている。どのように対応すればよいか。〈消費生活C〉
⇒臭いの感じ方には個人差もありますが、△△社が臭いがすることを認めて棚板を交換してくれたということであれば、臭いの原因、人体への影響などについて△△社に問い合わせてみてはいかがですか。
9. カタログ通信販売で購入した木製家具(洋服ダンス1点、本棚1点)が1カ月くらい前に届き、寝室に設置した。これらの家具から臭いがして、夫は特に体の異常はうったえなかったが、自分は鼻の周りが痛くなり頭痛がした。1週間は様子を見たが、改善されなかったため、家具を別の部屋に移した。その後は症状が治まったので、医者にはかからなかった。また、別室に移した家具の方も、だんだん臭いが治まってきているようだ。これらの家具の中に、“ホルムアルデヒド吸着分解シート”と書かれた十数cm四方のものがあらかじめ張られていたことから、ホルムアルデヒドの放散が考えられる。ホルムアルデヒド濃度レベルはどのくらいであれば安全なのか、また、ホルムアルデヒドには発がん性があるか知りたいと思い、消費生活センターに相談したところ、

化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒厚生労働省が定めるホルムアルデヒドの室内濃度指針値は、0.08ppmまたは100 μ g/m³です。ただしこれは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(参考:「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0724-1.html>)。発がん性については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の化学物質総合検索システム(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)に、専門機関による発がん性評価情報が掲載されており、ホルムアルデヒドについては、例えばWHO(世界保健機関)の機関であるIARC(国際がん研究機関)の評価では1「ヒトに対して発がん性を示す」とされています。ただし、これは発がん性の証拠の確からしさを評価したものであって、発がん性そのものの強さを評価したのではなく、アルコール飲料なども同じ1に分類されています。(なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。)

3) 殺虫剤—6件

殺虫剤は、殺虫成分の種類によって、ピレスロイド系、有機塩素系、有機リン系、カーバメート系などに分類されます。家庭用殺虫剤の多くは、除虫菊(シロバナムシヨケギク)に含まれる殺虫成分であるピレトリン類、またはそれとよく似た化学構造を持つ合成ピレスロイド系の成分を用いています。ピレスロイド系殺虫剤はごく微量で昆虫の神経に作用し殺虫効果を示す一方、適切に使用すれば私たち人間にはほとんど無害です。しかし、殺虫剤の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなることがあります。また、可燃性の高圧ガスや溶剤が含まれているエアゾール製品や、火・電気を使用する蚊取り剤は、火災にも注意が必要です。殺虫剤を安全に使用するために、必ず使用上の注意をよく読んでお使いください。

1. 「液体式電気蚊取を初めて使用し、その半径1.5mくらいの範囲で親子3人で就寝したところ、全員の目が腫れた。子ども(幼児)を病院に連れて行き、医師に『電気蚊取を使用したら目が腫れたのだ』と説明したところ、医師から『そうですね』と言われた。そこで、電気蚊取のメーカーに連絡したところ、『そのような事例はない』と言われたのだが、電気蚊取で目が腫れることもあり得るのではないか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。相談者は、損害賠償請求などは特に考えていないようである。〈消費生活C〉

⇒化学物質に対する感受性には個人差もあるため、人によっては電気蚊取の成分によってさまざ

まな症状が現れる可能性もあるでしょう。しかし、今回の症状の原因に関しては、「そうですね」という発言の意味するところ等について医師に確認するよう、相談者にお伝えください。

2. 線香などの煙が苦手である。隣人が家の外(敷地内)で蚊取線香を使用している際に、自家の窓を開けていると煙がただよってきて、自分は頭がフラフラする。隣人に事情を説明して、蚊取線香を使用しないように頼んだが、「子どもが蚊に刺されてしまう」といって応じてくれない。電気蚊取の場合は大丈夫なので、電気蚊取に替えるように頼んだが、「コンセントに届かない」といってそれも断られた。何とかならないかと思い消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒隣人の蚊取線香の使用方法に特に問題があれば別ですが、常識的な範囲である場合には、隣人に蚊取線香の使用を止めるよう要求することは難しいと思われます。化学物質に対する感受性には個人差もありますので、ご自身の家の窓を閉めたり、窓を開けたいときは扇風機を窓に向けて作動させたりして、隣家からの煙の流入を防ぐか、または乾電池で使用できるファン式蚊取などの使用について検討できないか隣人に交渉してみてもいいかがですか。

3. 「5年くらい前に、賃貸住宅でクロアリが発生したため、家主が市販のアリ用殺虫剤(粉剤)を畳の下にまいてくれた。それ以来ずっと体調が悪いが、医者にはかかっていない。これから賃貸住宅の退去、補償等について家主と交渉するにあたり、殺虫剤と体調不良との因果関係を特定したい。まかれた殺虫剤の分析について保健所に相談したところ、『成分が分からないと調べられない』と言われたのだが、家主に聞いても『屋外用の駆除剤だったことしか覚えていない』と言われた」という相談を受けている。アリ用殺虫剤には一般にどのような成分が使用されているのか。また、アリ用殺虫剤は、農薬として法律によって規制されているのか。〈消費生活C〉

⇒農薬取締法における「農薬」は、農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺虫剤などをいい、農作物等を加害しない害虫の防除に用いる殺虫剤は、農薬と同じ有効成分であったとしても、農薬取締法は適用されません(詳しくは、同法を所管する農林水産省にお問い合わせください)。一方、衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエ、ダニなど)を対象とする殺虫剤は薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますが、不快害虫(クロアリ、シロアリ、ガ、ユスリカ、ムカデ、カメムシなど)を対象とする殺虫剤には薬事法は適用されません(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。殺虫剤の成分は製品によって異なるため、対象製品が特定できないとなると、体調不良との因果関係の立証には困難が伴うでしょうが、体調不良の原因について、一度医師の見解も確認してみるとよいでしょう。(なお、屋外用の殺虫剤を屋内で使用することは用途外使用にあたります。メーカーの意図しない用途・用法での使用は、一般的には安全であるとの保証はありません。)

4. 1年8ヵ月前に、腹部・背中などに虫に刺されたような発疹が出るようになった。その1ヵ月後に皮膚科を受診したが、発疹の原因は分からなかった。自分としてはダニが原因ではないかと思ったので、さらに1ヵ月後に保健所に依頼して自宅のダニの検査をしてもらったところ、多くのツメダニが見つかった。△△社のダニ用殺虫剤(1回使い切り燻煙タイプ)〇〇を使用して駆除しようと思い、△△社にダニの駆除について相談した際に、「時期によっては産卵して急増することがあるため、1度の駆除では不十分だ」と言われた。そこで、自宅の浴室やトイレも含めて16箇所において、1日1～2箇所ずつ順番に駆除を行って、2週間で一巡してまた最初のところに戻るというようにして、繰り返し駆除を行った。2ヵ月くらい後に発疹は治まったが、その後も〇〇の使用を続けた。さらに4ヵ月くらい後、〇〇を使用して半年くらい経過した頃から、自宅に置いている書類などに触れると手がしびれるようになり、自分の手を介して別の書類などにもしびれの原因が移っていくのを感じた。また、首や背中に発疹・かゆみなどが生じ、目の焦点が合わなくなった。同じ頃、同居の娘(成人)にめまい・顔の湿疹の症状が現れたが、娘の症状は間もなく治った。保健所に依頼して書類のダニを検査してもらったところ、ヒョウヒダニが見つかった。自分の症状の原因はヒョウヒダニだと思い、その後も〇〇の使用を続けたが、症状はよくならなかった。一方で△△社にも相談し、そのときに“化学物質過敏症”のことを教えられた。今から半年くらい前、〇〇の使用を開始してから約1年間で500～1,000個くらい使用した頃、自分の顔が赤く腫れた。〇〇の煙が顔にかかったときに、顔に腫れ・かゆみ・くすみが生じることが分かった。〇〇の使用を止めたところ、手のしびれは治った。顔の腫れなどについては皮膚科を受診したが、原因が分からなかった。そこで、△△社から〇〇の製品安全データシートを入手して、それを持参して“化学物質過敏症”の専門医を受診し、“化学物質過敏症”と診断された。そこで処方された薬を使用してから、症状は以前よりよくなってきたものの現在も続いている。家財にも〇〇の成分が付着しているらしく、それらに近寄ると症状が悪化するため、家具・カーテン・家電製品などはほとんど買い換えた。床(木製フローリング)は住宅用洗剤を使用して拭いたが、まだべたついている。担当医から、「床に殺虫剤の成分が残っているとすれば、それがまだ体調に影響しているかもしれない」と言われたので、△△社に床のべたつきを除去するよう求めた。△△社の人2名が現場を見に来て、床のべたつきを確認したので、床材の代わりに食器(18点)を渡して検査するよう求めた。後日、△△社から「食器のうち数点にべたつきが感じられたが、べたつきが感じられない食器からも〇〇の成分が検出されたことから、〇〇とべたつきとの関係は認められない。また、実験室内で単位面積当たり通常の約7倍の〇〇を使用してテストした結果、試験片(木材)にべたつきは認められなかったことから、床のべたつきは〇〇に起因するものではないと考える」と報告され、べたつきの除去についてはハウスクリーニング業者に相談することなどを勧められた。しかし、実際の使用条件と異なるテストの結果には納得できないため、床材を一部取り外して検査を行ってほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(消費者)

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)
が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。しかし、検査費用は依頼者の負担となりますので、双方が納得できる検査内容(何を検査することによって何を明らかにしようとするのか等)や、検査に要する費用負担等について、まずはお互いの意思を確認するとよいでしょう。一方、一般に製品の用法・用量を守らなかった場合には、そのことによって生じた被害についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われま。伺ったお話(電話および文書)だけでは使用時の状況等になお不明確な点があり、また、各部屋の面積、換気状態等も不明ですが、使用方法が適正であったかについての△△社の見解も、確認しておく必要があるでしょう。床材の検査を希望されていることなどについて当センターからも△△社にお伝えしておきますので、再度よくお話し合ってください。

5. 1年半くらい前に、貸店舗(約20坪)を借りて飲食店を開業した。間もなくして店に来ていた客(約20名)が顔や手足を虫に刺されたため、休業して、A社の殺虫剤(1回使い切りタイプ)3個を使用した。店は2階にあり、厨房に窓が一つあるだけで換気扇はないが、エアコンは作動させていた。その翌月、貸主に苦情を申し出たところ、同殺虫剤10個を渡され、一度に全て使用するよう言われたため、その通りにした。翌日は、貸主自身が同殺虫剤10個を使用し、自分は散布後の掃除を頼まれて入室したところ、呼吸が苦しくなり、市立病院で点滴治療を受けた。その後も連続して11日間、貸主がA社やB社の殺虫剤(1回使い切りタイプ)を1日10個ずつ使用した。散布後の掃除を頼まれて断れずに実施しているうちに、吐き気、頭痛、咳、緑色便、意識障害などを発症した。その間に、民間の検査機関によるダニの検査が行われた結果、トリサシダニとイエダニが見つかった。自分の症状について内科を受診した際、殺虫剤のことを話したところ、「それが原因だろう」と言われた。それから2ヵ月くらい後に、国立病院で肝機能障害と診断され、そこで紹介された専門医のところへ約6週間通院した。一方で、自分で“化学物質過敏症”の専門医を探して受診し、解毒剤の注射を指示されたため、肝臓の専門医にそのことを伝えて解毒剤を注射してもらった。これらの損害について、貸主に賠償を求める訴えを起こしたいと思い、弁護士にも相談している。殺虫剤と症状との因果関係を医学的に証明してくれる医師を紹介してほしい。〈事業者〉
⇒当センターでは特定の医師・医療機関の紹介は行っておりません。担当弁護士および担当医にご相談ください。

6. 最近の殺虫剤等は一般に、40年くらい前に使用していたものに比べ効果が弱いと日頃から感じている。先日もドラッグストアで購入した△△社のネズミ忌避剤〇〇に表示内容ほどの効果がなかったため、このようなことでは困ると思い、自治体の環境衛生担当の課に報告したところ、保健所を

紹介され、保健所に連絡したところ、「△△社に連絡するように」と言われた。それと並行して消費生活センターにも相談していたところ、消費生活センターから△△社に連絡してくれ、〇〇に表示通りの効果がなかったことについて△△社は「人体に対する安全性をより重視しているため、仕方がない」と言っているとのことで、分析機関として化学製品 P L 相談センターを紹介された。人体に対する安全性を重視しているために表示通りの効果がないというのであれば、購入代金の返還を希望する。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは、消費生活センターが何を期待して当センターを紹介したのかや、分析の目的等が不明ですが、当センターでは分析等は行っておりません。〇〇の購入代金の返還のご希望については、△△社の発言の内容等の事実関係を消費生活センターに確認してみます。[消費生活センターに事情を確認したところ、「当消費生活センターから△△社には連絡しておらず、相談者は、家庭用殺虫剤一般の効果とリスクに関する消費生活センターの説明を、〇〇の効果に関する△△社の発言と誤解したものと思われる。〇〇の購入代金の返還等については、直接△△社に申し出ることを相談者に勧めた。しかし、〇〇に表示されている△△社の電話番号が“着信課金電話番号”でないとの理由から、△△社に電話することを相談者が嫌がったため、〇〇の成分等に関する情報の照会先として化学製品 P L 相談センターを紹介した」とのこと。当センターから消費生活センターに対し、△△社のホームページに掲載されている“着信課金電話番号”を紹介し、消費生活センターから相談者に連絡して誤解を解いた上でその番号を伝えることを依頼。]

4) 洗剤・洗淨剤—6 件

家庭用の合成洗剤(研磨材を含むものおよび化粧品は除く)、洗濯用または台所用の石けん、住宅用または家具用の洗淨剤(研磨材を含むものは除く)については、家庭用品品質表示法によって、品名、成分、液性(“酸性”、“アルカリ性”など)、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、製造業者等の名称および住所または電話番号などを、消費者の見やすい場所に分かりやすく表示することが義務づけられていますので、使用する前に製品表示を確認しましょう。

1. 子どもに湿疹ができて、皮膚科で治療を受けている。症状が出る 1 週間くらい前から△△社の洗濯用合成洗剤〇〇を使い始めたことを思い出したので、他の洗剤に替えたところ、症状が緩和された。担当医が〇〇の詳しい成分を知りたがっているため、△△社に問い合わせたが、「成分に問題はない」という答えをはぐらかされてしまう。どうすればよいのか消費生活センターに相談したところ、化学製品 P L 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒適切な治療のために担当医が〇〇の詳しい成分に関する情報を必要としているのであれば、その事情を△△社に説明し、それでも情報を開示してくれない場合は、担当医から直に問い合わ

せてもらってはいかがですか。

2. △△社の台所まわり用洗剤〇〇(アルカリ性)を使用して換気扇を洗浄したところ、換気扇にシミが生じた。△△社に申し出たところ、「『目立たないところで試してから使用する』等の表示をしているため、当社に責任はない」と言われた。確かにそのように表示されているが、字が小さく目立たない。△△社に損害賠償を請求するつもりはないが、責任を認めようとする態度に納得できないので、化学製品PL相談センターから指導してほしい。〈消費者〉
⇒ご意見について、当センターから△△社にお伝えすることはできますが、当センターは民間の機関であり、個別の事業者の対応姿勢や特定の商品の表示について指導できる立場にはありません。
3. 「夫が、△△社の台所まわり用洗剤〇〇(アルカリ性)を使用して、レンジフードのフィルター(金属製)を洗浄したところ、フィルターのフッ素コートがはげた。△△社に申し出て、フィルターを弁償するよう求めたところ、見舞金としてフィルターの販売価格の3分の1の金額を提示されたが、それでは納得できない」という相談を受けている。〇〇の表示を確認したところ、「フッ素コートがはげることがある」という旨や、「目立たないところで試してから使用する」という旨が表示されていたことから、△△社に補償を求めることは難しいと考えているが、参考までに化学製品PL相談センターの見解を聞きたい。〈消費生活C〉
⇒一般的には、製品の注意表示を守らずに生じた被害について製造業者等の責任を問うことは、やはり難しいと思われます。(「見舞金」などと呼ばれているものは、あくまでもメーカー等の志です。)
4. 「1年半くらい前に、飲食店を営んでいる家族に同行して、おもに外食産業関係者を対象とする見本市に行った。会場で名刺交換をしたうちの一人に△△社の社員がいて、その人から同社の厨房用クリーナーのサンプルをもらった。『水で薄めて使用する』との簡単な説明はその場で受けたが、製品には具体的な使用方法が表示されていなかった。先日、そのクリーナーを水で薄めてキッチンペーパーに付けたものを、自宅のキッチンのレンジフード(2年使用)に貼ってすぐにはがしたところ、レンジフードの塗装がはげた。△△社に申し出てレンジフードの補償を要求したが、応じてくれない」という相談を受けている。当センターから△△社に事情を確認したところ、「サンプルとして、かつ、1年以上前に提供したクリーナーであり、提供時にどのように説明したかも確認できないため、補償には応じかねる。このクリーナーによって塗装がはげる可能性はあるが、それについて苦情を受けたことは今までにない」と言われた。本件は、製造物責任(PL)法の対象となる案件か。〈消費生活C〉
⇒有償無償にかかわらず業として製造・加工・輸入された製造物であれば、PL法が適用されます。また、PL法に基づく損害賠償請求権の時効は、原則として、被害者が損害および賠償義務者

を知ったときから3年、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年とされています。したがって、そのクリーナーに何らかの欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)が認められた場合には、PL法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を△△社に請求することができません。ただし、欠陥などを立証する責任は、原則として被害を申し立てる側にあります。今のお話だけでは、そのクリーナーの通常の流通販売形態等が不明ですが、業務用の洗浄剤の場合には必ずしも使用量の目安、使用上の注意等の表示が義務づけられておらず、また、口頭での情報提供の有無・内容等を証明することは困難と思われます。

5. △△社の洗濯用洗剤(柔軟剤入り)〇〇を初めて購入し、使用したところ、洗濯物がタバコ臭くなった。庭に干した洗濯物を半乾きの状態で取り込み、部屋の中にさらに干していると、タバコのような臭いが室内に充満して気分が悪くなる。庭が広いので近所から臭いが流れてくることは考えられず、自分も妻もタバコは吸わない。妻は鼻がよくないためか、タバコではなく血のような臭いだという。〇〇のニオイについて△△社に問い合わせたところ、「花の香りだ」と言われた。しかし、今まで他の洗剤を使っていてこのようなことはなかったため、〇〇に有害な成分が含まれていないかを調査すべきだと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは調査・分析等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、検査費用はご自身の負担となります。ニオイの感じ方には個人差もあるため、まずは当該洗剤およびそれを使って洗濯したものを消費生活センターまたは購入した店に持ち込んで、ニオイを確認してもらってはいかがですか。

6. 「3カ月前に△△社のポット用洗浄剤〇〇を購入した。ステンレス製ポットに使用できると表示されていたため、購入後すぐにステンレス製ヤカンに使用した。そのときは特に異常はなかったが、3日前に再び〇〇をステンレス製ヤカンに使用したところ、洗浄液が紫色になった。ステンレス製ポットに使用できるものならステンレス製ヤカンにも使用できるはずで、このようなことになるのはおかしいと思い、△△社に申し出たところ、『ポットに使用するものであって、ヤカンに使用するものではない』と言われ、納得できない。なぜ同じステンレス製でもヤカンには使用できないのか。また、洗浄液の色が紫色になったことについてはどのように考えられるか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、△△社にお問い合わせください。

5) 柔軟剤-5件

ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイをかいても人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。柔軟剤などのニオイにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますので、周囲の人への影響にも配慮しましょう。

※ 詳しくはP.97 ちょっと注目「臭いと匂い」をご覧ください。

1. 「外国製の柔軟剤〇〇を初めて使用したところ、ニオイが強く吐き気・頭痛・動悸などの症状が現れた。それ以来、自分は〇〇の使用を中止したのだが、隣人も〇〇を使用しているらしく、隣家のベランダから同じニオイが流れてくるのがあって困っている。柔軟剤のニオイについて、法律で規制はされていないのか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤のニオイに関する法規制は特にありません。ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあるため、隣人の洗濯・物干しの方法に特に問題があれば別ですが、常識的な範囲である場合には、隣人に〇〇の使用を止めるよう要求することは難しいと思われます。隣家で洗濯物が干されている間はご自身の家の窓を閉めるなどしてニオイの流入を防ぐか、または洗濯物を干す際に風向き等に配慮してもらえよう隣人に頼んでみるよう、相談者にお伝えください。

2. 2ヵ月くらい前から、隣家で洗濯物が干された際に強いニオイがする。薬物に対するアレルギーがある自分は喉痛・咳の症状が、また、夫は吐き気、母は喉痛の症状がそれぞれ現れる。自分は内科医の診察を受けたが、その際、隣家のニオイのことは話さなかった。医師から「喉が赤くなっている」と言われ、咳止め薬を処方された。しかし、なかなか症状がよくなるので、隣人に事情を説明し、洗濯に使用しているものを教えてもらったところ、「外国製の柔軟剤〇〇を使用しているので、その香りだろう」とのことであった。そこで、〇〇を使用しないよう隣人に頼んだが、応じてくれない。柔軟剤のニオイについて、法律で規制はされていないのか。また、隣人との交渉材料として、〇〇のニオイが体調不良の原因となることを明らかにしたいので、有料でも構わないから調べてくれる機関を紹介してほしい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒柔軟剤のニオイに関する法規制は特にありません。ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあるため、隣人の洗濯・物干しの方法に特に問題があれば別ですが、常識的な範囲である場合には、隣人に〇〇の使用を止めるよう要求することは難しいと思われます。隣家で洗濯物が干されている間はご自身の家の窓を閉めるなどしてニオイの流入を防ぐか、または洗濯物を干す際に風向き等に配慮してもらえよう隣人に頼んでみてはいかがでしょうか。また、現在の症状につ

いては、担当医に相談の上で、必要であれば専門の病院を受診してみるとよいでしょう。

3. マンションに住んでいるが、3ヵ月くらい前から、ベランダ側の窓を開けていると、下の階のベランダに洗濯物が干された際、自分は強いニオイを感じて涙が出たり頭痛がしたりし、子ども(中学生)はくしゃみをする。ホームセンターで同じニオイがするものを探してみた結果、外国製の柔軟剤〇〇の香りサンプルから同じニオイがした。自分はもともと喘息を患っているため、かかりつけの呼吸器科に相談したところ、「その製品のことはよく知らないが、症状の原因はそれだろう」と言われた。これまでに、自分が洗濯に使用する洗剤・柔軟剤などで体調をくずしたことはないが、隣人が使用する洗濯用洗剤のニオイで体調をくずし、隣人に事情を説明して他の洗剤に替えてもらったことがある。今回はまだ下の階の住人と話をしていない。製品のニオイに関する認証制度はないのか。また、製品のニオイによる体調への影響について、メーカーは検討していないのか。〈消費者〉
⇒洗剤・柔軟剤などのニオイに関する法規制に基づく認証制度は、特にないと思われます。ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もありますが、当センターは特定の製品のニオイ等に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。
4. マンションに住んでいるが、隣家のベランダに洗濯物が干された際に強いニオイがして、頭痛・吐き気などの症状が現れる。そのため窓が開けられず、不便である。隣人には話しぶらないので、スーパーマーケットで同じニオイがするものを探してみた結果、外国製の柔軟剤〇〇の香りサンプルから同じニオイがした。〇〇を輸入する際に、国は安全性について検査しているのか。また、〇〇についてインターネットで調べたところ、同様のトラブルがいろいろ起きているようなので、自分が受けた被害について国に申し出たいのだが、どのようにすればよいのか。〈消費者〉
⇒柔軟剤の製造・輸入にあたり、法規制に基づく検査制度は特にないと思われます。消費者からの危害・危険情報の通知先は、最寄りの消費生活センター等とされていますので、地域の消費生活センター等にご連絡ください。(なお、ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあります。)
5. “化学物質過敏症”を患っている。隣家のベランダに洗濯物が干された際に強いニオイがして、窓を閉め切っても、呼吸が苦しくなり手足のしびれ・腹痛などの症状が現れる。別のマンションに住む知人も同様の悩みを抱えており、「隣家のベランダに外国製の柔軟剤〇〇が置いてあった」と言っている。その独特のニオイから、当家の隣人も〇〇を使用しているものと思われる。そのニオイが移って着られなくなるため、当家のベランダに洗濯物を干すこともできない。しかし、隣人に話すと、かえって話がこじれる心配がある。〇〇についてインターネットで調べたところ、同様のトラブルがいろいろ起きているようだが、〇〇の安全性に問題はないのか。消費生

活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、〇〇の輸入業者にお問い合わせください。(なお、ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあります。)

6) 塗料-5件

塗料の臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなる場合がありますが、成分は製品ごとに異なりますので、詳しくはメーカーにお問い合わせください。なお、体調不良については、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

1. 当家の向かいの家でリフォーム工事が行われている。1週間くらい前に、外壁と屋根の塗装作業が始まったところ臭いがして、当家の隣の家の人も「臭う」と言っていた。その日の夜から、自分は喉や鼻に風邪のような症状が生じているが、医者に行ってもきっと分からないだろうから行くつもりはない。施主とは日頃から付き合いがなく、施工を請け負った住宅メーカー△△に使用した塗料を問い合わせたところ、水性シリコン塗料とのことであった。さらに詳しく知りたいと思い△△社に製品安全データシート(MSDS)の提供を求めたが、応じてくれないので、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒△△社に詳しい事情を説明した上で再度MSDSの提供を求め、それでも応じてくれない場合は、その理由を尋ねてみてはいかがでしょうか。また、製品名、メーカー名等が分かれば、直接メーカーに問い合わせることも可能でしょう。
2. 隣家でリフォーム工事が行われている。2週間くらい前に外壁の塗装作業が始まってから、自分の家において窓を閉めていても、目・鼻・喉への刺激を感じる。施主は来週まで仮住まい先から戻らないため、施工業者に申し出たところ、「使用した塗料は“F☆☆☆☆”(※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)が定めている等級で、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”から“F☆”までである)のもので、ホルムアルデヒドは含まれていない」と言われ、症状に関しては因果関係を示す診断書の提出を求められた。しかし、過去の経験から、このような場合に医者に行っても症状の原因は分からないと思う。保健所に相談したところ、化学製品PL相談センターを含むいくつかの相談機関を紹介された。使用された塗料について、ホルムアルデヒドが含まれていないならばどのような成分が含まれているのか、およびその健康影響等について知りたいが、メーカーの△△社は県外にあるため、電話代がかさむ。化学製品PL相談センターで分かれば教えてほしい。〈消費者〉
⇒特定の製品に関するご質問については、そのメーカー等でなければ責任を持って答えることが

できず、当センターはお答えできる立場にありませんので、やはり△△社にお問い合わせください。なお、健康への影響には塗料そのものの安全性だけでなく施工方法も関与するほか、化学物質に対する感受性には個人差もあります。

3. 賃貸集合住宅を下見した際に、窓枠の内額縁(木製)が傷んでいたため、不動産管理会社と交渉して塗り替えてもらうことにした。管理会社から委託された内装業者による塗り替えが行われた後、再度下見をして、12日前に賃貸契約を交わした。しかし、5日前に実際に入居したところ、下見のときには気にとめなかった強い臭いによって、夫が吐き気や頭痛をうったえた。現在は、取りあえず近くにある実家に避難している。管理会社に申し出て、退去も視野に入れて今後のことについて話し合ったが、退去する場合における、契約に係る費用の返金や引越費用等の負担については、下見をした上で契約を交わしているという理由から応じてもらえなかった。また、ホルムアルデヒド等の化学物質の室内濃度を測定することについても、費用がかかるという理由で応じてもらえず、「使用した塗料は△△社の〇〇(屋内用)で、臭いは1ヵ月くらいで治まる」と言われた。保健所によっては化学物質の室内濃度測定をしてくれると聞いて相談したところ、その保健所では測定を行っていないとのことで、「今後のことについて化学製品PL相談センターに相談するように」と言われた。(消費者)

⇒換気を続ければ時間が経つにつれ改善されていくことも見込まれますが、実際にどのくらいかかるかは、使用した塗料、希釈剤等の量などにもよるでしょう。化学物質の室内濃度測定については、ホルムアルデヒドであれば自分で市販の検査キット等を使っておおよその値を調べることもできます。また、住宅等に関する相談機関である(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページに、「室内化学物質の分析機関一覧」(http://www.chord.or.jp/kikan/sick_house.html)が掲載されています(ただし、厳密な測定でない場合は、公式な測定結果として認められない可能性もあります)。しかし、お話だけでは臭いの状況などが分かりかねますが、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあるため、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまう場合もあります。不動産管理会社との交渉については、当センターでは契約に関する問題には十分な対応ができかねますので、必要であれば弁護士等の法律の専門家に一度相談してみてください。

4. ビルの一角を借りて、そこで飲食店を営業している。2ヵ月前にそのビルの外壁塗装工事が行われてから、頭痛・手足のしびれなどの症状が現れた。近所の内科医を受診し、そこでアレルギー治療薬を処方されたが、その薬にも反応してしまう。担当医から「薬の服用を中止して内臓・血液等の検査をしてみよう」と言われたが、より専門的な医療機関を受診したいので紹介してほしい。また、自分の店があるビルに行くと体調が悪くなるので、しばらく休業して治療に専念するにあたって、その間の家賃の免除等についてビルの貸主と交渉したい。保健所に相談したが、「しば

らく経てば臭いは治まるのではないか」といって取り合ってくれず、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは特定の医療機関の紹介は行っておりません。現在の担当医に相談するか他の医療機関を受診するかして、必要に応じ専門の医療機関を紹介してもらってはいかがですか。また、ビルの貸主に家賃の免除等を要求するにあたっては、外壁塗装工事と症状との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)も必要と思われますが、弁護士等の法律の専門家にも一度見解を尋ねてみてはいかがですか。

5. 工務店△△が請け負った住宅建築施工において、当社は外壁塗装およびリビングの内壁塗装を請け負った。1ヵ月くらい前に作業を行い、2週間くらい前に施主への引き渡しが行われた。昨日、施主から△△社を通じて、「吐き気がする。塗料の臭いが原因だと思うが、医者にはかかっていない。妻も『特に体に異常はないが、臭いは感じる』と言っているので、臭いを何とかしてほしい」という苦情を受けた。この件について、△△社が「PL保険には加入している」と言っていたが、自分はPL法のことをよく分からないので、インターネットで調べているうちに、化学製品PL相談センターのことを知った。当社としては、しばらくは多少の臭いが残っても、時間が経つにつれ改善されていくと考えているのだが、今後の対応を検討するにあたり、PL法について教えてほしい。〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている民事上の法律です。同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>)。なお、今のお話だけでは、△△社がPL保険に加入していることと本件との関連が分かりかねますが、施工などの役務(サービス)上の問題は、PL法の対象となりません。ただし、民法に基づく瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任等の要件が満たされていれば、それぞれの責任に基づく損害賠償を△△社または貴社が請求される可能性はあります。いずれにしても、保険金の支払い対象となるか否かは保険会社と保険加入者との間の契約によるので、被害者に対する賠償責任の有無とは別の問題です。(なお、(社)日本塗料工業会のホームページから、同会が化学物質による健康被害の未然防止のために作成した「化学物質に関する注意喚起の標識」をダウンロードすることができます(<http://www.toryo.or.jp/jp/anzen/caution.html>)。)

7) その他—5件

1. 1年半くらい前に、当時の職場(△△社)において、アロマディフューザー(※アロマオイルの成分を拡散させる器具)の開発が行われていた。自分はその担当ではなかったが、部屋が繋がっていたのでアロマオイルの香りが流れてきて、自分を含む数名に咳・喉痛などの症状が現れた。自分は

医師の診察を受けた際、アロマオイルのことを話したが、症状の原因は分からず、血液検査でも異常は認められなかった。その後も職場に行くと症状が出るため、責任者に申し出て、アロマディフューザーの開発を別の場所に移動してもらった。しかし、結局は自分が仕事を辞めることになり、△△社の対応に納得できない。今後の△△社との交渉材料として、アロマオイルによる体調不良に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば教えてほしい。〈事業者〉

⇒アロマオイルによる体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。また、今のお話だけでは△△社と具体的に何を交渉するのか不明ですが、化学物質に対する感受性には個人差もあり、一般に同様の事例があるだけでは有力な交渉材料とはならないと思われます。辞めることになった経緯などの事実関係を踏まえて、弁護士等の法律の専門家に一度相談してみてもいいかがですか。

2. 「1年2ヵ月くらい前に、アロマオイルを使用していた際に呼吸困難になって病院に搬送された。医師にアロマオイルのことを話したが、『因果関係は分からない』と言われた。納得できないので、アロマオイルによる健康被害の事例を調べている。アロマオイルによる同様の被害に関する相談が消費生活センターに寄せられていれば教えてほしい」という相談を受けている。当センターにはそのような受付事例がないが、化学製品PL相談センターには寄せられているか。なお、相談者が詳しいことを話したがらないため、アロマオイルをどのように使用していたか分からず、相談者以外にも一緒にいた人のうち複数名が体調をくずしたとのことだが、具体的な人数・症状は不明である。〈消費生活C〉

⇒アロマオイルによる体調不良をうったえる相談は当センターに寄せられていますが、必ずしも因果関係は定かではありません。今のお話だけでは、今回の相談事例に関する事実関係が分かりかねますが、一般に化学物質に対する感受性には個人差もあります。

3. 4年くらい前に耳鼻咽喉科医から“刺激臭過敏症”と診断され、現在も治療を続けている。2週間くらい前に家族で自家用車に乗った際、自分だけに喉痛・吐き気の症状が現れた。今までこの車に乗っていて特に問題はなかったため、その日に息子が着用していた貸衣装に防虫剤が使われていたのではないかと考えた。5年くらい前に家を増築した際に施工業者からもらった“シックハウス”対策用スプレー(ポンプ式)〇〇を使わずに保管してあったので、これを車内に散布すると効果があるかを〇〇の製造元△△に問い合わせようと思い、表示されていた連絡先に電話したが、つながらなかった。とりあえず試してみることにして、息子に頼んで〇〇を車内に散布した。その後、車に乗ると、症状がさらに悪化するようになった。同じような製品を販売している会社に問い合わせしてみたところ、「△△という会社は現在はない」とのことであった。自分としては、〇〇が5年の間に変化して、それが症状の原因となったのではないかと疑っている。そこで、〇〇が変化しているかについて検査してくれるところを探してほしいと思い、消費生活センター

に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)。ただし、その〇〇が変化しているかを調べることは、比較できる標準品がないため極めて困難と思われます。化学物質に対する感受性には個人差もありますので、症状の原因についてはやはり医師にご相談ください。(なお、臭いや化学物質に特に敏感な人は、化学製品を使用する場合には十分ご注意ください。)

4. 「ある雑誌のインキの臭いが気になるので、調査してほしい」という相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応してくれるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは調査・分析等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。まずはその雑誌の発行元を通じて、使用したインキの成分、臭いの原因等を問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

5. 印刷業者から、「当社が納品した印刷物について、複数の取引先から『異臭がする』との苦情を受けている。当社の社員によっても異臭が確認されたため、異臭の原因を調べたい。検査機関を紹介してほしい」という相談を受けている。検査機関を紹介してほしい〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。しかし、まずは異臭がする印刷物の共通点を調べるなどして問題発生の範囲を絞り込んだ上で、使用したインキ・紙等のメーカーの見解を必要に応じ確認するよう、相談者に勧めてみてはいかがでしょうか。

8) 化粧品-4件

化粧品等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. 「1週間前に△△社の販売員の自宅で行われた化粧品の無料体験会で、化粧水・美容液などのサンプルを試したところ、しばらくして顔が赤くはれた。翌日、その販売員も同行して皮膚科を受診し、同じ化粧品によるパッチテスト(皮膚アレルギー試験)を受けた。その結果が陰性であったことから、『当社の化粧品には問題はない』と言われた。しかし、いまだに顔の赤みが治らないことから、やはり化粧品に問題があるのではないかと思う。再度パッチテストを受けてみたいが、そのためには検体として同じ化粧品が必要である。そこで、△△社に化粧品の提供を求めたところ、自分は家の方に送ってほしいのにそれには応じてくれず、『病院の方に送るならばよい』と言われた」という相談を受けている。△△社の対応は事業者として一般的なものか。〈消費生活C〉
⇒△△社の対応が事業者として一般的か一般的でないかについて、当センターはコメントできる立場にはありません。今のお話だけでは、症状の原因や完治するまでの期間についての皮膚科医の見解、相談者が自宅への送付を希望する理由などが不明ですが、△△社としても化粧品の検体を提供する意思はあるようですので、前向きに話し合うよう相談者に勧めてみてはいかがでしょうか。
2. 「20日前に子どもの診察のために訪れた皮膚科で、医師から『肌がきれいになる』と勧められて〇〇シリーズの化粧水、クリームなど1.5ヵ月分を自分用に購入した。これらを使用したところ顔の皮膚が赤くなってきたので、その皮膚科医に診せたところ、『これは通常の反応で、これから皮膚がむけてきれいになっていく』と言われた。その後もしばらくこれらの化粧品の使用を続けているうちに、皮膚がむけて赤く腫れてしまい、その時点で使用を中止したが、まだ治っていない。これらを購入した代金を返してもらいたいが、可能か。また、〇〇は外国のブランドで、並行輸入品のなかには日本の法律で認められていない製品もあると聞いたので、自分が購入したものが法律で認められている製品かどうか知りたい」という相談を受けている。まずは相談者に対し他の皮膚科を受診することを勧め、購入代金の返還交渉についてはこれから検討するが、法律で認められている製品かどうかについては、どうすれば分かるのか。〈消費生活C〉
⇒「化粧品」を製造・輸入する際には薬事法に基づく営業許可が必要です(特定の目的に対して効能・効果が認められた成分が一定の濃度で配合されている場合には「医薬部外品」に分類され、さらに製品ごとの製造販売承認も必要です)。その申請手続きは製造販売業者等が所在する都道府県で取り扱われますので、まずは、当該化粧品に表示されている製造販売業者が薬事法に基づく許可を受けているか等について、同社が所在する都道府県の薬務担当の課に問い合わせるとよいでしょう。
3. 当社の化粧品について、「液だれによって洗面化粧台のキャビネット(プラスチック製)が破損した」という苦情を受けている。対応を検討するにあたり、インターネットで関連情報を探していて、化学製品PL相談センターに関する記事を見つけた。同様の苦情はどのくらい寄せられている

るのか。〈事業者〉

⇒プラスチックに薬品、化粧品、洗剤などが付着したままにしておくと、それらの成分、プラスチックの種類などによっては、プラスチックが変質したり、「ケミカルストレスクラック」(参考:キッチン・バス工業会「樹脂部品に発生するケミカルクラックについて」http://www.kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa_chemical.pdf)などと呼ばれる亀裂が発生したりする可能性があり、化粧品の付着によって洗面化粧台のキャビネット(プラスチック製)が破損したとったえる相談が、当センターには過去に2件寄せられています。なお、化粧品に関する相談を受け付けている日本化粧品工業連合会 PL相談室、住宅部品に関する相談を受け付けている(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)にも問い合わせしてみるとよいでしょう。

※ ちょっと注目「プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック」(P.99)もご覧ください。

4. 「『浴室に置いていたシェービングクリーム(エアゾール製品)が破裂して、壁に傷がついた』という相談を受けたので、原因究明調査をしてほしい」と、消費生活センターから依頼された。シェービングクリームは薬事法で規制されていることから、消費生活用製品安全法に規定する消費生活用製品に該当しないため、当方では対応できない。しかし、薬事法を所管する厚生労働省でも、中身そのものではなく容器の問題については対応してくれないと思うので、化学製品PL相談センターで対応してほしい。〈行政〉

⇒当センターでは調査・検査等を行っておりません。今のお話だけでは、原因究明調査の必要性や主たる目的(消費者被害の救済なのか、事故の再発・拡大防止なのか等)、また、当該シェービングクリームに関する事実関係(購入した時期、保管状況、破裂についてのメーカーの見解等)などが不明ですが、厚生労働省が対応してくれない場合には、消費者庁に相談してみてもいかがですか。

9) 建材-4件

新築・改築後の住宅などにおいて、化学物質を放散する建材・内装等の使用による室内空気汚染をお疑いの場合は、保健所等に依頼して、室内の化学物質濃度を測定してみることをお勧めします。測定方法や誤差によって若干の数値の変動も考えられますが、厚生労働省が定めている指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)と比較して濃度が高いとき(人によっては、微量の物質に過敏に反応してしまうこともあります)は、どのような建材を使用して、どのような工事を行ったのか、施工業者に問い合わせるなどして汚染原因を特定し、できる限り除去しましょう。原因が特定できない場合や、発生源そのものを除去することが不可能な場合は、

とにかく換気を励行してください。また、体調に不調を感じたときは、他の病因なども視野に入れて、まずは不調を感じる部位の専門医にご相談ください。

なお、住宅リフォーム等を業者に依頼する際、“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、施工業者との契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。施工直後は放散が特に多いため、入居するまでの期間を十分に取り、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

1. 住宅メーカー△△に依頼して、“F☆☆☆☆”（※合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒド放散量について、日本農林規格（JAS）や日本工業規格（JIS）が定めている等級で、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”から“F☆”までである）の建材を使用した木造2階建て住宅を新築した。2ヵ月くらい前に引渡しを受け、現在はまだ入居していない。自分は花粉に対するアレルギーがあるのだが、その家の中に入ると喉がイガイガして咳が出て、家の外に出ると症状が治まる。子ども（幼児）には声がれの症状が現れ、夫は特に体の異常はうたえていない。保健所に相談して、1階と2階それぞれのホルムアルデヒドおよびトルエンの室内濃度を無料で測定してもらったところ、いずれも厚生労働省の指針値以下であったため、△△社に苦情は言えない。毎日のように窓を開けに行き換気しているが、状況は改善されない。インターネットで調べてみたところ、ホルムアルデヒドの放散を抑える塗料がいろいろ販売されているようだが、それらには効果があるのか。〈消費者〉
⇒特定の製品の効果等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、各メーカー等にお問い合わせください。また、ホルムアルデヒドおよびトルエン以外の物質の室内濃度測定の必要性を検討するために、やはり△△社に事情を説明し、使用した建材に関する詳しい情報を教えてもらうとよいでしょう。（なお、化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となる場合もあるため、“F☆☆☆☆”であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。同様に、厚生労働省の指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります（参考：「厚生労働省シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会 中間報告書 一第6回及び第7回のまとめ」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0724-1.html>）。）
2. 「5週間くらい前に業者(A)に依頼して住宅リフォームを行った際、和室(8畳および6畳)の畳を新しくした。これらの畳から薬品臭がするので、畳店(B)に申し出たところ、『畳とはそのよ

うなものだ』と言われた。夫は『臭いは感じるが、特に体に異常はない』と言っていたが、自分は目がチカチカして吐き気もするので、できるだけ和室に近付かないようにしており、1週間くらい前に内科で検査を受けて、その結果が出るのを待っているところである。畳店(B)から、『畳床はC社製の“低ホルムアルデヒド”の製品で、畳表は輸入品だ』と言われ、畳表を交換することを提案されているが、返事は保留している。畳表を交換するとしたら、自分の症状の原因となった物質が含まれていないものに交換したいので、現在の畳表からどのような化学物質が発生しているか検査できないか』という相談を受けている。住宅リフォーム全体の内容や、相談者とりフォーム業者(A)および畳店(B)とのそれぞれの契約関係を確認した上で、対応を検討したいと思うが、畳表の検査を化学製品PL相談センターでやってくれるか。また、この畳表からどのような化学物質が発生していると考えられるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。今のお話だけでは、畳店(B)が畳表の交換を提案した根拠などが不明ですが、まずは畳表に使用されている成分、臭いの原因等をB店に問い合わせ、その対策について話し合うよう、また、部屋の換気を十分に心がけるよう、相談者にお伝えください。なお、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあるほか、臭いがするからといって必ずしも有害性が高いとは限らないため、体調不良の原因は他にあるという可能性も考えられます。

3. 自分は花粉に対するアレルギーやアトピー性皮膚炎を患っている。1年8ヵ月前から、自分と両親に手のしびれ・足のむくみ・胸や背中中の皮膚の黒ずみ等の症状が現れ、鍼治療を受けたが効果はなく、現在も症状が続いている。症状が現れる直前に、新築住宅(木造2階建て)に入居した。建築前に、工務店に自分の体質については説明してあった。入居してすぐに、工務店から勧められて床(フローリング)などに無償で柿渋を塗ってもらったが、その目的や柿渋の製造業者等は聞かなかった。塗った当初から、柿渋が原因と思われる臭いを感じていた。その臭いは夏になると強くなるように感じる。自分たちの体調不良の原因は柿渋ではないかと思い、工務店に申し出て現場を見に来るよう求めたが、応じてくれない。工務店との今後の交渉に向けて、柿渋の成分の室内濃度を測定する必要があるかもしれないので、柿渋にはどのような成分が含まれているのか調べてほしいと思い消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。製造物責任(PL)法という法律があるそうだが、このような場合は対象となるのか。〈消費者〉
- ⇒今のお話だけでは、床に塗られた柿渋が具体的にどのようなものかは不明ですが、柿渋は未熟な

渋柿の果実から搾り取った汁を発酵させたもので、主成分はポリフェノールの一種であるタンニンです。塗られた柿渋に何らかの欠陥があり、かつ、その欠陥と症状との間に因果関係があると認められた場合には、柿渋の製造業者等に対しPL法に基づく損害賠償を請求できる可能性があります。しかし、健康への影響には柿渋そのものの安全性だけでなく施工方法も関与するほか、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、一概に欠陥が認められるとは限らないでしょう。また、臭いが強いからといって必ずしも有害性が高いとは限らないため、体調不良の原因は他にあり得るという可能性も考えられます。工務店との今後の交渉の進め方について、住宅に関する相談を受け付けている(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)に相談してみるとよいでしょう。また、体調不良については、やはり一度医師に相談してみてもいいでしょうか。

4. 3カ月前に、業者に依頼して内装リフォームを行ったところ、その部屋で強い臭いがするようになった。部屋の換気に努めているが臭いは治まらず、現在も自分はその部屋に入れないため困っている。また、その部屋にテレビを置いているので、他の家族はテレビ見たさに我慢して部屋に入っており、家族の健康に影響を及ぼさないか心配でもある。施工業者に申し出たが、「体に悪いものは使用していない」と言うばかりで、まともに取り合ってくれない。〈消費者〉
- ⇒臭いの感じ方には個人差もありますが、施工業者に、使用した建材等を踏まえた臭いの原因と対策等について尋ねるとともに、「体に悪いものは使用していない」との発言について具体的かつ合理的な説明を求めてください。また、必要に応じ保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定してみるとよいでしょう。

10) オートケミカルー3件

1. 「車内の布製品用芳香消臭スプレー(ポンプ式)〇〇を使用して手がかぶれた。あらためて〇〇の表示を確認したところ、肌が弱い人は手袋を使用する旨や、吸い込まないようにする旨が表示されている。手袋を使用しなければならなかったり吸い込んではいけなかったりするほど危険なものならば、販売しないように規制すべきではないのか」という意見が寄せられている。消臭剤について定めている法規制はあるか。また、このような意見は、どこの中央官庁に伝えればよいのだろうか。〈消費生活C〉
- ⇒消臭剤(布製品用)を特に対象とする法規制はないと思われます。使用時の状況、被害の内容、因果関係などの事実関係をできるだけ詳細に確認した上で、消費者庁に連絡されてはいかがでしょうか。
2. 「2カ月前に、ホームセンターで購入した△△社のブレーキクリーナー(エアゾール製品)〇〇を使ってオートバイのブレーキの汚れを落としていた際、〇〇がホイールに垂れて、すぐに拭き取ったがホイールの塗装がひび割れしてしまった。今まで他のメーカーのブレーキクリーナーを使

用した際には、同様の表示があったがすぐに拭き取れば問題はなかった。△△社に申し出て補償を求めたところ、同社の社員が来て、塗装がひび割れした箇所の写真を撮って帰り、後日、『当社の製品は性能がよいがゆえに塗装を侵したと考えられるが、塗装面に使用しないように表示しているため、当社に責任はない』という旨の文書が送られてきた。〇〇には確かに「塗装面に使用しないように」と表示されているが、使用した場合に塗装が剥がれるとは書かれておらず、納得できない」という相談を受けている。製造物責任(PL)法では、このような場合、指示・警告上の欠陥にあたるか。〈消費生活C〉

⇒〇〇の表示全体の内容、具体的な表現、表示可能面積、また、ホイールの塗装面に付着しないようにブレーキに使用することが可能か否か等も確認する必要があるでしょうが、確かに使用者の立場から考えれば、警告表示には、禁止事項・指示事項だけでなく、その理由(それを守らないとどうなるか)も表示されていることが望ましいでしょう。しかし、PL法では具体的な表示内容については定められておらず、指示・警告上の欠陥にあたるか否かの判断は最終的には法的な場に委ねられ、当センターは判断できる立場にはありません。

3. 「2ヵ月くらい前に、自家用車のダッシュボードの水平部に、△△社の自動車用芳香消臭剤(ゲル剤)〇〇を、付属の両面テープで貼って設置した。3週間くらい前に、ダッシュボードの下方向および横方向に液体が流れたような跡がついており、木目調コーティングの一部がはがれていることに気付いた。〇〇の中身がこぼれたのだと思うが、容器(ガラス製)に割れは認められなかった。△△社に申し出て、現場を見に来てもらうとともに、〇〇の現物を渡し、調査するよう求めた。4日前に、△△社から、『調査の結果、容器内に残っていたゲル剤の量は、通常の量と変わらなかったほか、容器の外側にゲル剤が付着しておらず、当社の製品に異常はなかった』との報告書が提出された。自分としては、何らかの原因によって〇〇の中身が噴き出したのではないかと疑っており、△△社にダッシュボードの補修および清掃を要求したのだが、応じてくれない。ダッシュボード周辺のすき間に、まだ〇〇の中身が付着していると思うので、それを分析したい」という相談を受けている。どうしたらよいか。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

11) 家電製品-3件

1. 2ヵ月くらい前から、夫と二人で息子の家(築約25年の戸建住宅)の留守を預かっている。その家のトイレで、温水洗浄便座から茶色い液が2~3日に1滴ほど便器のふちにたれてくることに気

付いた。温水洗浄便座のメーカー△△に問い合わせたところ、「便座の中の電気部品を保護するためのウレタン樹脂が、経年劣化によって液状になったものだろうが、その成分は分からない」と言われた。気になったので、温水洗浄便座を買い換えることにして、業者による取り替え作業が3週間くらい前に行われた。その作業後に、業者から「床を拭いておいた」と言われたので、便座から出た液を業者が床(フローリング)にこぼしたのではないかと思い、トイレのスリッパを新しくした。しかし、しばらくして、そのスリッパを履くと足の裏がベタベタするようになった。夫はトイレでスリッパを履いたり履かなかったりするので、便座から出た液が床に着いていて、夫が裸足でトイレに入ったときにその液が夫の足の裏に着いて、夫がスリッパを履いたときにそれがスリッパに移ったのではないかと思う。そこで、古い温水洗浄便座を取り外した際にどのくらい液が出たかを業者に問い合わせたが、「何件も作業しているので覚えていない」と言われた。夫はスリッパのべたつきについて特に気にならないと言っているが、自分としては心配なので、便座から出た液の安全性について知りたい。〈消費者〉

⇒その液体の成分等が不明であり、また、当センターは特定の製品に関する安全性等についてお答えできる立場にはありません。「便座の中の電気部品を保護するためのウレタン樹脂が、経年劣化によって液状になった」との発言の根拠、それについて使用者はどのように対応すればよかったのか、漏れた液体の成分・安全性などについて、メーカーとして責任を持って回答するよう△△社に要求してください。

2. 「3年前に中古で購入した分譲マンションにあらかじめ設置されていた温水洗浄便座の操作パネルから、ネバネバしたものが漏れ出て床(フローリング)にたれていることに1週間くらい前に気付いた。これをはがそうとしたところ、床の表面がはげた。温水洗浄便座のメーカー△△に申し出たところ、現物を確認に来て、『品番から14年前に製造した製品で、操作パネル内部に使用しているウレタン樹脂が経年劣化したものである。操作パネルを交換する必要がある』と言われたが、その交換が有償であることに納得できない。また、床材の張替え費用を負担するよう△△社に求めたが、これにも応じてくれなかった。そもそも、ウレタン樹脂が劣化することがあるのか」という相談を受けているが、どうなのか。また、同様の被害に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられていれば、参考までに教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、当該温水洗浄便座の不具合の原因は分かりかねますが、ウレタン樹脂を含め、一般に物質は、時間の経過とともに、空気、水分、紫外線、熱などさまざまな影響によって劣化・変質します。当センターには、15年以上前に製造された温水洗浄便座について、「内部に使用しているウレタン樹脂の劣化によって液が漏れてきた」とうたえる相談が、過去に1件寄せられています。(なお、製造物責任(PL)法に基づく損害賠償請求権は、原則として製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過すると、時効によって消滅します。)

3. 「インターネット通信販売で電気ケトル(外国製)を購入した。3日前に届き、さっそく使用したところ、沸かした湯から強い臭いがする。妻も『臭いがきつい』と言うので、何か有害な成分が出ているのではないかと思い、通信販売会社△△に返品を申し入れたが、『臭いは主観的な問題なので、返品には応じられない』と言われた」という相談を受けている。どのように対応すればよいか。なお、「特定商取引に関する法律」に基づく表示を確認したところ、返品の特約(※商品に瑕疵がなく、販売業者に契約違反のない状態において返品を認めるとする特約)はあるのだが、その場合の返送料は消費者の負担で、かつ、購入時の送料は返金されないとのことで、購入代金だけが返金されたとしてもほとんど割に合わない。(消費生活C)

⇒臭いが強いからといって必ずしも有害性が高いとは限りませんが、その電気ケトルで沸かした湯から飲用に耐えないほどの臭いがするという場合には、商品に瑕疵があるとして△△社に契約の解除等を要求できる可能性もあるでしょう。しかし、臭いの感じ方には個人差もありますので、可能であれば貴センターで実際の臭いを確認してみるとよいでしょう。また、一般に飲食物に接触する器具等は食品衛生法に基づく規格基準によって規制されています(詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)ので、その電気ケトルがこれらの規格基準に適合しているかについて、必要であれば△△社に問い合わせるなどして確認されてはいかがですか。

12) 接着剤・粘着剤-3件

瞬間接着剤などのシアノアクリレート系接着剤は、接着力が非常に強力なだけに、目的以外のものに付くとはがれにくいので注意してください。特にアルミ製のチューブの容器は、プラスチック容器に比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。保管状況などによっては固まって出にくくなってしまいますので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってからキャップをしっかり閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。

※ 詳しくはP.98 ちょっと注目「シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)をご覧ください。

1. 「100円ショップで購入した瞬間接着剤を使用中、屋外であったにもかかわらず意識が遠くなった。すぐに回復し大事にはいたらなかったので、損害賠償を請求するつもりはないが、屋内で使用される場合もあることを考えると、このような製品は問題だと思うので、報告しておきたい」との報告を受けている。化学製品PL相談センターで対応してくれるか。(消費生活C)

⇒今のお話だけでは、報告した情報を誰にどのように活用してほしいと相談者本人が考えているのかが分かりかねますが、当センターは民間の機関であり、消費者被害の拡大防止のために必要な措置等を行える立場にはありません。使用時の詳細な状況、メーカー等の見解などを確認

した上で、必要に応じ商品テストの実施等について検討されてはいかがでしょうか。(なお、屋内で瞬間接着剤を使用する場合は、部屋の換気を行ってください。)

2. 今日、ダイニングチェアの足にフェルトシートを貼っておいたのがはがれてきたので、夫がプロ用瞬間接着剤〇〇を使って貼りなおしていたところ、フェルトから発熱・発煙したほか、床(フローリング)に〇〇がたれた箇所が焦げた。夫は慌てて〇〇を親指に付けてしまい、剥がしたら皮がむけてしまったが、医者に行くほどではない。〇〇の製造元(A)および販売元(B)にそれぞれ申し出たところ、A社から「そのようなことはよくある」と言われ、その企業姿勢に不満である。B社からは、「折り返し連絡する」と言われている。〇〇には火傷に注意する旨が表示されていたが、字が小さく目立たない。プロ用とは言えホームセンターで販売されており、子どもが工作などに使った際に同様のことが起きる可能性もあって危険だと思い、消費生活センターに連絡したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒消費生活センターが何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは個別の事業者の対応姿勢や特定の商品の表示について関与できる立場にはありません。表示に関するご意見について、当センターから日本接着剤工業会(<http://www.jaia.gr.jp/>)にお伝えすることはできますが、ご自身からもB社に直に申し出られるとよいでしょう。(なお、瞬間接着剤(シアノアクリレート系)が皮膚や衣類等に多量に付着すると、化学反応によって発熱する恐れがあります。)

3. 「2週間くらい前に100円ショップで瞬間接着剤を購入し、1度使用した後、冷房した室内の棚に保管していた。昨日、それを再び使おうとした際、キャップが固くなっていたので力を入れてチューブ(アルミ製)を握ったところ、チューブが破れて中の接着剤が飛び出し、着ていた綿ブラウスにかかって発熱した。火傷はしなかったが、ブラウスには5cmくらいの穴が開いた。接着剤の外装に表示されていた使用上の注意には目を通したつもりだが覚えておらず、既に廃棄して手元にはない。メーカー等に苦情を言うつもりはないが、このようなことはよくあるのか。今後はどのように注意したらよいか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒瞬間接着剤(シアノアクリレート系)は空気中の水分に反応して固まります。保管状況などによってはキャップが固まって出にくくなってしまいますので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってから、キャップをしっかりと閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。特にアルミ製のチューブの容器は、プラスチック容器に比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。瞬間接着剤が目的以外のものにつくとはがれにくい上、皮膚や衣類等に多量に付着すると化学反応によって発熱する恐れもあります。各製品の本体や包装に表示されている注意事項をよく読んで使用し、外装に表示されている場合も中身を使い終わるまでは捨てないよう、相談者にお伝えください。また、日本接

着剤工業会のホームページに掲載されている「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」
(http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf)も参考にされるとよいでしょう。

13) 繊維製品-3件

1. 紫外線等に対するアレルギーや喘息を患っており、医師の治療を受けている。カーテンを新しくするにあたって、「紫外線カット」、「化学物質の吸着・除去」などをうたうカーテンを専門店△△にオーダーした。昨日、そのカーテンが届いたので部屋に吊るしたところ、目がチカチカし、顔がかゆくなり、喉に違和感が生じて、空気清浄機やイオン発生装置を使用してもその部屋に入ることができない。そのカーテンがうたっている効果は本当にあるのか、また、カーテンをしばらく風にあてていれば状態が改善するのを知りたい。今日は△△店の休業日にあたるため、消費生活センターに問い合わせたところ、保健所など次々に別の機関にまわされ、最終的に化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒申し訳ありませんが、当センターは特定の商品の効果等についてお答えできる立場にはありません。△△店の営業日を待って、うたっている効果の裏付けとなる合理的な根拠についてお問い合わせください。なお、「化学物質の吸着・除去」の効果については、化学物質に対する感受性には個人差があるため、具体的にどのような化学物質をどのくらい吸着・除去するという意味かも踏まえて、今後の対策について△△店とよく話し合ってください。

2. 「外国製の下着(絹100%、色:チャコールグレー)を購入した。その時点では気付かなかったが、着用前に、いつも使用している粉石けんを使って洗濯していたところ、気分が悪くなった。乾燥した後も、その下着に近づくと同様の症状が現れるため、販売店と交渉して返品し、原因を調べるよう求めた。調査の結果についてはまだ報告を受けていないが、販売店によると酸性染料が使用されているとのことなので、酸性染料で気分が悪くなる可能性があるのを知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒繊維製品に使用されている染料、また機能や品質の向上のために使用されている加工剤などによっても、人によっては体調が悪くなる可能性があるでしょう。しかし、化学物質に対する感受性には個人差もありますので、今回の体調不良の原因については、販売店からの結果報告を待ち、必要であれば医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

3. 「4週間くらい前に、右の手首や甲に赤い発疹が出た。土曜日だったため、2日後の月曜日に近所の内科を受診し、そこで紹介された総合病院の皮膚科をさらに受診したところ、帯状疱疹と診断され、薬が処方された。その後、顔や首にもかゆみを伴う発疹が出たため、1週間後に皮膚科の担当医に再び診てもらったところ、『帯状疱疹ではなかったようだ。何か新しい食器などを使用したようなことはなかったか』と尋ねられた。右手に発症した前日に、花粉対策のために購入

した使い捨てマスクを右手で箱から取り出して使用し、その日を含め合計5枚のマスクを使用したことを思い出し、担当医に伝えたところ、『それが原因かもしれないので、今後は使用しないように』と言われ、別の薬が処方された。このマスクに何か有害な成分が含まれているかどうか分かるか」という相談を受けているが、どうすればよいか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは皮膚障害の種類等が不明ですが、化学物質に対する感受性には個人差もあります。医師、およびマスクのメーカー等それぞれの見解を確認した上で、必要に応じ商品テストの実施等について検討されてはいかがでしょうか。

14) 漂白剤-3件

1. 「1年くらい前に購入した衣料用酸素系漂白剤〇〇(詰め替え用)を、洗面台の下の収納棚に保管していた。最近、その中身がすべて漏れていて、拭き取ったが棚板がまだべたついている。〇〇の容器の接合部が一部はがれているので、その原因、および〇〇の成分が棚板に及ぼす影響について知りたい」という相談を受けているが、どうすればよいか。〈消費生活C〉

⇒保管の状況、被害の内容等について、まずは〇〇のメーカーに申し出るよう、相談者にお伝えください。

2. 美容所を営んでいる。昨日の午前中、業務に用いる家庭用の衣料用酸素系漂白剤(詰め替え用)2点および衣料用合成洗剤(詰め替え用)7点を、息子に頼んで買いに行かせた。息子が自家用外国車(ステーションワゴン)で量販店△△に行き、それらの商品を購入し、レジ係が「レジ袋」に入れたものを、車の後部座席の床に置き、運転して帰宅後、漂白剤等はそのままにして、店の車庫に駐車して施錠した。その日の夕方に自分が漂白剤等を車に取りに行ったところ、横になった漂白剤の一つから中身がほとんど漏れていて、レジ袋から染み出し、黒い床が約50cm四方にわたり濡れて灰色になっていた。漏れた漂白剤の容器に、一見して分かるような異常は見られなかった。△△店に申し出たところ、正常品と交換しに来たので、漂白剤がかかった部分の床の張替え・クリーニングを要求した。△△店の人は、いったん店に戻った後に再び来て、「漂白剤のメーカーに連絡したところ、『ありえない』と言われた。当店としての対応をさらに検討する」と言って帰った。製造物責任(PL)法に基づき、△△店の責任を問えるのではないかと思い、行政機関に相談したところ、「PL法については化学製品PL相談センターに相談するように」と言われた。〈事業者〉

⇒お話だけでは漂白剤が漏れた原因、現在の床の状態等が分かりかねますが、その漂白剤に何らかの欠陥が認められた場合には、PL法に基づき、その欠陥によって生じた損害の賠償を「製造業者等」に請求することができます。ここでいう「製造業者等」には、単なる販売業者は原則として含まれませんが、民法に基づく瑕疵担保責任等の要件を満たしていれば、販売業者である△△店に対して損害賠償を請求できる可能性もあります。製造業者または販売業者のいずれに損害賠償を請求するにしても、欠陥・瑕疵などを立証する責任は、原則として被害を申し立

てる側にありますが、まずは△△店からの回答をお待ちください。

3. 「△△社の衣料用漂白剤〇〇を使用して洗濯した衣類等を干すときに、塩素のような臭いがするが、人体に影響はないのか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒△△社のホームページによると、〇〇は塩素系ではなく酸素系の漂白剤です。臭いの感じ方には個人差もありますので、可能であればその〇〇を貴センターに持ってきてもらうなどして、実際の臭いを確認してみたいかと思いますが、また、〇〇の安全性については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、臭いの件とともに△△社に問い合わせよう、相談者にお伝えください。

15) 防虫剤-3件

1. 「寝具などにも使用できる防ダニ剤〇〇を、1ヵ月半くらい前に毛布などに使用した。その後、夫は特に体の異常はうったえなかったが、自分は目がチカチカしたり顔がヒリヒリしたりするようになった。〇〇が原因ではないかと思い、〇〇を持参して眼科を受診したが、『原因については何とも言えない』と言われた。〇〇のメーカー△△によると、『〇〇は水溶性のため、数回洗濯すれば効果はなくなる』とのことであった。〇〇の使用を中止してからは、顔がヒリヒリするのは治まったが、鼻の周りがかゆくなってきた。△△社から〇〇の成分表を入手し、これを持って皮膚科を受診したのだが、『弱ったな』と言われただけであった。△△社に何か要求しようとは考えていないが、〇〇の成分から、その安全性に問題がないか知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができる場合もあります。しかし、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らず、個別の製品の安全性については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができません。

2. 「ベランダに虫よけ剤を設置したところ、子ども(小学生)が膝の震えをうったえ、虫よけ剤の使用を止めたところ、症状をうったえなくなった。その後、帰省先で網戸に虫よけ剤が使用されており、そこでも子どもが同様の症状をうったえたことから、虫よけ剤の成分によるアレルギーではないかと思うが、医者にはかかっていない。虫よけ剤にはどのような成分が使用されているのか。また、殺虫剤や虫よけ剤がアレルギーの原因になる可能性はあるか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒成分は製品によって異なりますが、当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありませんので、各製品の表示を確認するかメーカー等に問い合わせ

るよう、相談者にお伝えください。また、体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によっても異なりますので、膝の症状がアレルギー性のものであるのかも含め、原因についてはやはり医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

3. 「△△社のダニよけスプレー(ポンプ式)〇〇を使用したところ、咳き込んだ。そこで、〇〇の成分組成に関する情報提供を△△社に求めたところ、『個人ではなく医療機関に対してであれば、情報提供に応じる』と言われた」という相談を受けている。△△社の対応は事業者として一般的なものか。また、〇〇の成分組成に関する情報を知っていたら教えてほしい。〈消費生活C〉
- ⇒今のお話だけでは、使用時の状況、相談者が成分組成に関する情報提供を求める目的などが不明ですが、△△社の対応が事業者として一般的か一般的でないかについて、当センターはコメントできる立場にはありません。成分組成についても、当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありません。

16) 住宅設備-2件

1. 4年前に新築した注文住宅に設置されている洗面化粧台のミラーキャビネット(プラスチック製)に、いつからか分からないが亀裂が入っていた。修理についてメーカー(A)に問い合わせたところ、「化粧品の付着によって発生したケミカルクラックだろう。一体成形品なので、ヒビの入った箇所だけ修理・交換することはできない」と言われた。しかし、“ケミカルクラック”という言葉は一般の人には知られていないと思うし、A社から「取扱説明書に使用上の注意を記載している」と言われたので確認したところ、化粧品などが付着したままにしておくと変色や破損の恐れがある旨は確かに記載されていたが、「亀裂が生じる」とは書かれていなかった。また、住宅の引き渡しを受けた際に建築業者(B)からも特に注意は受けておらず、洗面化粧台以外にもいろいろ取扱説明書を30冊以上も渡されたので読まなかった。自分にも責任がないとは言わないが、A社およびB社にも相当の補償を要求したいと思い、行政機関に相談したところ、化学製品PL相談センター等を紹介された。〈消費者〉
- ⇒「亀裂」も「破損」の一種と考えれば、使用上の注意を守らずに生じた被害についてメーカー等の責任を問うことはやはり難しいと思われませんが、まずはA社およびB社に要望を伝えてみてはいかがでしょうか。(なお、キッチン・バス工業会のホームページに「樹脂部品に発生するケミカルクラックについて」(http://www.kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa_chemical.pdf)が掲載されています。また、相談の内容・趣旨にもよりますが、住宅部品に関しては一般に、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)の方が、より専門的な対応を期待できます。)

※ ちょっと注目「プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック」(P.99)もご覧ください。

2. 12年くらい前にアパート(重量鉄骨2階建て)を建てて、賃貸経営している。1年くらい前に、このアパートの1階部分が水浸しになる漏水事故が発生した。2階の床下の給水用硬質塩化ビニル管(呼び径13mmの直管)に、管軸方向に長さ約70cmの割れが生じていたことが分かったが、管のメーカー△△による検査では割れの原因は特定されなかった。その後、弁護士に相談して△△社に対する損害賠償を請求する調停を申し立てたが、不調に終わり納得できない。〈事業者〉
⇒既にこちらで回答できる域を超えており、残念ながら私どもには対応できかねます。担当弁護士と今後のことについてよくご相談ください。

17) 入浴剤-2件

1. 「浴槽に入浴剤を入れて入浴した際、浴槽の底に沈殿していた入浴剤ですべて転倒し、驚いて心臓発作を起こして緊急入院した。入浴剤のメーカーに入院費用・慰謝料等の支払いを求めたが、『よくかき混ぜて溶かしてから入浴する旨を製品に表示している』と言って応じてくれない。確かにそのように表示されているが、言われるまで表示に気付かなかった」という相談を受けている。相談者は高齢者で、「これまでも何度か同じようにすべったことがあって、危ないと思っていた」とのことだ。慰謝料は、いくらくらい請求可能か。〈消費生活C〉
⇒当センターは損害賠償金額の査定は行っておりません。なお、入浴剤には粉末状・固形状などいろいろな種類があり、また製品によってはその特性上、さら湯に比べてすべりやすくなる場合もあります。今のお話だけでは相談者が使用した入浴剤の形状・成分や使用時の状況(量など)が不明であり、また当センターは製品の欠陥の有無について判断できる立場にはありませんが、一般的には製品の注意表示を守らずに生じた被害についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われます。
2. 「一昨日、△△社の入浴剤〇〇を購入した。昨日、それを使用して入浴したところ、浴槽(材質:FRP、色:アイボリー)の底が約20cm四方にわたり入浴剤の色(ピンク)に染まってしまった。〇〇には『時間がたつと入浴剤の色素が付着して浴槽に色がつくことがある』と表示されているが、昨日のうちに浴槽の湯は抜いてあった。賃貸住宅なので、修復するよう貸主から要求されるのではないかと思うが、このような場合、△△社の製造物責任を問えるか。△△社には電子メールで申し出て、まだ返事は受け取っていない」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉
⇒インターネットで〇〇の使用上の注意を確認したところ、「時間がたつと入浴剤の色素が付着して浴槽に色がつくことがある」という旨とともに、「早めに浴室用洗剤で落とすようにする」という旨も記載されています。今のお話だけでは、使用時および使用後の状況(相談者が湯を抜いただけでなく浴槽を洗浄したのかなど)、△△社に送った電子メールの内容等が不明です

が、まずは△△社から連絡が来たら事実関係を踏まえて話し合うよう、相談者にお伝えください。また、お話だけでは現場の状況(被害の程度)が分かりかねますが、修復の必要性等について貸主にも相談しておくといいでしょう。

18) 芳香剤・消臭剤-2件

1. 「2週間くらい前に、妻が△△社の芳香消臭剤〇〇(エアゾール製品)を廃棄しようとして、残ったガスを自宅マンションのベランダで出し切った後、台所の流し付近で穴開け器を使用して缶に穴を開けたところ、引火した。妻は顔・首・両腕に火傷を負い、救急車で病院に搬送された。火傷の深さはⅡ度と判定され、現在も入院している。事故当時は自分も家にいたが、事故の瞬間は目撃しておらず、気付いたときにはレンジフードのフィルターが焦げていた。消防および警察による火災原因調査が行われ、消防から『製品に起因する事故ではない』と言われた。一方、△△社に申し出たところ、消防と同じ見解を示されたとともに、確認のために事故品の提供を求められたが、まだ送っていない。また、△△社から消費者庁に対し、事故の報告を行ったとのことである。自分としては、△△社に妻の治療費を要求したいという相談を受けている。当センターとしては、消防が「製品に起因する事故ではない」と判断したのであれば、メーカーの責任を問うことは難しいと考えているが、参考までに化学製品PL相談センターの見解を聞きたい。なお、〇〇の表示を確認したところ、「火気のない屋外で残ったガスを出し切ってから各自治体の廃棄ルールにしたがって廃棄する」という旨などが表示されている。当自治体の廃棄ルールでは、「中身を使い切った後に火気のない風通しの良いところで穴を開けて廃棄する」ことになっている。また、事故品について相談者は、「かなり前から使用していたもので、中身はほとんど残っていなかったと思う」と言っている。〈消費生活C〉

⇒一般に、消防が「製品に起因する事故ではない」と判断した事故についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われませんが、今回の事故については、消防がそのように判断した根拠等の詳しい事実関係を確認してみたいかどうかですか。

※ ちょっと注目「スプレー缶(エアゾール製品)の廃棄方法等について」(P.100)もご覧ください。

2. 「下駄箱の上に置いていた芳香剤(付け替えタイプ)が液漏れし、下駄箱の塗装がはげた。芳香剤のメーカー△△に申し出て補償を求めたところ、『状況を撮影した写真を送ってほしい』と言われた。一昨日、電子メールで写真を送信したが、△△社から返事が来ない」という相談を受けている。化学製品PL相談センターにまわしてよいか。〈消費生活C〉

⇒まずは△△社に再度連絡して、写真を受け取ったかどうか、補償についての△△社の見解等を確認するよう、相談者にお伝えください。

19) 不明-2件

1. ホームセンターで購入した外国製の殺虫剤だか防虫剤だかを、何かのファンの前に置いていたところ、そのファンが錆びたという旨の相談を受けている。相談者は「塩素が出たためだ」と主張している。このような製品について定めている法規制はあるか。ファンが錆びる原因となった可能性は考えられるか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、その製品の種類・用途(対象とする虫)等が不明ですが、衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエなど)を対象とする殺虫剤・忌避剤は、薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類され、製造・輸入・販売にあたっては、厚生労働大臣による営業許可および製品ごとの製造販売承認が必要です。不快害虫(ガ、ユスリカ、ムカデ、カメムシなど)を対象とする殺虫剤・忌避剤、および衣類用防虫剤には、薬事法は適用されません。詳しくは、同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。ファンが錆びる原因となった可能性については、その製品の成分・形状や、置いていた状況、ファンの材質なども不明であり、当センターでは分かりかねます。相談者が「塩素が出た」と主張する根拠も含め、事実関係をできるだけ詳細に聞き取った上で、まずは輸入元の見解を確認されてはいかがでしょうか。

2. 以前から香料が苦手で、公共施設のトイレで使用されていた芳香剤のニオイをかいで、体がフラフラしたことがある。2カ月前には外出先ですれ違った人が使用している何らかの製品のニオイによって、また2週間くらい前には知人が使用している製品のニオイによって、意識を失うなどのさまざまな症状が現れた。知人によると、A社のシャンプー(a)およびB社の柔軟剤(b)を使用しているとのことだ。医師の診察を受けたところ、「香料暴露による症状で、“化学物質過敏症”である」と診断され、3日前くらいからようやく症状が落ち着いてきたが、それでも防毒マスクをつけなければ外出もままならない。自分と同じような被害を受けている人が他にもいると聞いたので、行政として何らかの対策を講じてほしい、また、香料の成分にはどのようなものが含まれているのか、ならびにA社およびB社に対して損害賠償を請求できるかを知りたいと思い、行政機関に相談したところ、この電話番号を紹介された。そもそも、そちらはどのような機関なのか。〈消費者〉

⇒当センターは行政機関ではなく、化学製品による事故・苦情の相談に対するアドバイスを行ったり、化学製品に関する問い合わせなどにおこたえしたりする民間の相談機関です。香料等の成分は製品によって異なりますが、当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありませんので、各製品の表示を確認するかメーカー等にお問い合わせください。A社およびB社に損害賠償を請求するにあたっては、症状とシャンプー(a)および柔軟剤(b)との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要な上、因果関係が明らかになったとしても、化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がな

くても使用する人の体質などによって合わない場合もあるため、一概にメーカーの責任が認められるとは限らないでしょう。

20) エステティックサービス等—1件

1. 初めて行ったネイルサロン(I)で“ジェルネイル”の施術を受けた際、使用されたジェルの臭いが気になった。ジェルが乾いてからは臭わなかったのだが、しばらく経って自爪が伸びてきたので切ったところ、切り口から農薬のような臭いがするようになった。いつも利用しているネイルサロン(II)に行き行ってネイルを取ってもらったが、その後は爪を濡らすと爪全体から臭いがするため、料理・入浴・洗顔などをするにも支障がある。病院で爪を診てもらったところ、医師も臭いを認め、使用したジェルネイルの成分名を調べるように指示された。そこでネイルサロン(I)に問い合わせて成分名を覚えてもらったが、臭いについては「既にネイルを取ったのであれば、それ以上はどうしようもない」と言われた。また、このジェルネイルはA国製とのことであり、国産のものとは比べて安全性に問題があるのではないだろうか。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。成分名から、このジェルネイルの安全性について教えてほしい。〈消費者〉

⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができる場合がありますが、成分の含有量などは製品によって異なり、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。また、輸入品の安全確保に関する対応については行政においても検討されているようですが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー、輸入業者等でなければ責任を持って答えることはできません。まずは、最初に成分名を調べるように指示した担当医に、成分名を報告されてはいかがですか。

21) 紙製品—1件

1. 「子どもに使用している△△社の紙おむつ〇〇を、成長に合わせてより大きいサイズのものに替えたところ、有機溶剤のような臭いを感じた。△△社に申し出たところ、『製造条件によって、原料臭が強くなる場合があるが、業界共通の安全基準で管理しているので問題はない』と言われたが、本当に問題ないのか」という相談を受けている。化学製品PL相談センターで検査をしてもらえるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームペ

ージに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。今のお話だけでは△△社の言う「業界共通の安全基準」が何を指しているのかが分かりかねますので、その具体的内容等について△△社に確認してみるとよいでしょう。また、臭いの感じ方には個人差もあるほか、臭いが強いからといって必ずしも有害性が高いとは限りませんが、可能であればその〇〇を貴センターに持ってきてもらうなどして、実際の臭いを確認してみたいかがですか。

22) 工業薬品-1件

1. 「△△社の接点復活剤をカーオーディオに使用したところ、電気回路がショートした。△△社に申し出たが、『当社の責任ではない』と言われてしまい、きちんと調べてくれなかったことに憤慨している」という相談を受けている。相談者の仕事の昼休みの間しか話ができなかったため、あまり詳しく聞けなかったのだが、△△社との話し合いは引き続き行っているらしく、その一方でいろいろなところに報告したいと思っているだけで、損害賠償請求までは考えていないようだ。しかし、技術的なことについては消費生活センターでは対応できないので、“PLセンター”で対応してほしい。接点復活剤は化学製品PL相談センターの相談対象製品か。〈消費生活C〉
⇒当センターでは、接点復活剤に関する技術的知見は持ち合わせておりません。なお、今のお話だけでは、報告された情報を誰にどのように活用してほしいと相談者本人が考えているのかが分かりかねますが、必ずしもすべての製品分野にPLセンターが設けられているわけではありません。

23) シーリング材-1件

1. 配管業者である。1ヵ月くらい前に当社が施工した空調配管において、運転を開始して4日後に、約7割の配管接続部から不凍液が漏れるようになった。使用したシーリング材は、メーカー△△から「不凍液にも使用できる」と説明されて採用したものである。取りあえず応急処置を行ったが、完全には漏れを防げず、△△社を現場に呼んで、原因を究明するよう求めた。後日、△△社から「原因は分からない」と言われた。シーリング材の性能に問題があった場合は損害を賠償するよう求めたところ、「よく調べてみる」と言われたが、その後まだ回答がない。△△社の対応が悪いので行政機関に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。△△社を指導してほしい。〈事業者〉
⇒当センターは民間の機関であり、個別の事業者の対応姿勢について指導できる立場にはありません。損害賠償請求について、契約にまつわる事実関係を踏まえて、弁護士等の法律の専門家に一度相談してみたいかがですか。

24) 除湿剤-1件

除湿剤(タンクタイプ)にたまった液体には塩化カルシウムが溶けているため、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうと、シミになったり、皮革製品や絹製品の場合には縮んで硬くなったりすることがあります。また床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾きません。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶついたりしないように注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう。

詳しくはP.96 ちょっと注目「除湿剤の内容液がこぼれた!」をご覧ください。

1. 屋根裏に置いて使用していた△△社の除湿剤(タンクタイプ)2個のうちの1個から内容液がこぼれて、周辺の木部やカーペットに飛散していることに気付いた。こぼれた除湿剤の容器には目に見える傷や孔はなく、容器上部のシートも破れたりはがれたりしていなかった。△△社に申し出て、現場を見に来るよう要求したところ、このような場合は相談窓口の人と技術担当の人との二人で来るのが普通だと思うのに、相談窓口の人(A氏)が一人で来たことが、まず気に入らない。A氏から、こぼれた内容液が塩化カルシウム水溶液であること、それが木部などに染み込んだ場合は水拭きとから拭きとを繰り返す必要があることなどを説明されたので、屋根裏の拭き掃除をするようA氏に求めた。A氏はしぶしぶそれには応じてくれたが、△△社の責任についてははっきりと認めない。A氏から「屋根裏のような高温になる場所で使用してはならない」というようなことを言われたが、製品には「高温の場所で使用してはならない」などは表示されておらず、△△社の製品によってこのようなことになった以上、△△社が責任を取るのとは当然と考える。そもそもA氏が拭き掃除に応じたということは、△△社の責任を認めているのも同じだろう。一方、A氏が帰った後に屋根裏を見に行ったら、カーペットの一部が切り取られていた。そのことについてA氏に問いただしたが、カーペットを切り取ったことを認めない。A氏を信頼できないので、相談窓口の責任者を電話に出すよう求めたが、A氏の他に責任者がいないようなことを言われた。その後、△△社から屋根裏にまく塩化カルシウム中和剤が提供されたが、効果の有無や、仮に効果があるとしてそれが今後も続くのかは疑わしい。また、原因を調べるよう要求してから1ヵ月も経つのに結果の報告がなく、こちらから催促の電話をした際にはA氏が別の電話に出ていて、折り返し連絡するよう伝言したが連絡が来ない。△△社の対応に納得できないので、弁護士に相談したところ、「除湿剤による同様の被害事例があるかを消費生活センターに問い合わせるよう」と言われ、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。化学製品PL相談センターから△△社に何とか言ってほしい。〈消費者〉

⇒除湿剤(タンクタイプ)の液が漏れたりこぼれたりしたという相談は当センターに寄せられています。ただし、必ずしも原因は定かではなく、今回こぼれた原因、屋根裏の温度との関係等

について当センターでは分かりかねます。また、当センターは民間の機関であり、事業者に対して指導等ができる立場にはありません。(なお、除湿剤の内容液が付着すると、物によっては回復が困難な場合もあります。しかし、液漏れ等の原因を特定することは難しく、例えば容器に傷などがあったことが認められたとしても、それが購入以前にできたものだと証明することができないと、製造業者等の責任を問うことも困難になりがちです。)

25) 身体洗浄剤-1件

ボディソープ等の肌に触れるものは、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。使用中にかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を中止して、早めに医師にご相談ください。

1. 詳しいことは言いたくないが、3日前にボディソープを使用したところ、顔や体がかぶれたようになった。製造物責任(PL)法に基づき、製造業者ではなく販売店の責任を問いたい。(消費者)
⇒PL法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律で、ここでいう「製造業者等」には、単なる販売業者は原則として含まれません。また、製造業者等に損害賠償を請求するにしても、ボディソープと症状との因果関係に関する客観的な証明(医師の診断書等)が必要な上、因果関係が明らかになったとしても、化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても使用する人の体質などによって合わない場合もあるため、一概に欠陥が認められるとは限らないでしょう。

26) 石油・灯油-1件

1. 「2時間くらい前に、一人で車を運転して有人ガソリンスタンドに行き、給油をした。その際、ドアや窓は閉めてあったが、車内にガソリンの臭いが入ってきて、頭痛と吐き気がした。給油後、運転して自宅まで戻るうちにガソリンの臭いはなくなり、吐き気も治まったが、現在も頭痛が続いている。ガソリンに含まれている化学物質による影響だろうか。なお、車は2ヵ月くらい前に新車で購入したもので、今までにも当該ガソリンスタンドでこの車に給油したことがあるが、特に問題はなかった」という相談を受けている。ガソリンが頭痛や吐き気の原因となることはあり得るか。(消費生活C)
⇒ガソリンの臭いや成分を吸い込むことにより、人によっては体調が悪くなる可能性もあるでしょう。しかし、化学物質に対する感受性には個人差もありますので、体調不良の原因についてはやはり医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

27) プラスチック製品-1件

1. 自営業者から、「スマートフォンに別売りのプラスチックカバー(赤)を装着し、それを事務所の机の上で一晩置いていたところ、机の天板にカバーの色が移ってしまい、除光液や研磨剤を使っても落とせない。製品には色移りに関する注意事項は表示されていなかったが、他のものにも色が移るようであれば困るので、このようなことが起こりうるのか知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉
⇒カバーと机との材質の組合わせ等によって色移りする可能性は考えられますが、今のお話だけでは確かなことは分かりかねます。まずはカバーのメーカーの見解を確認されてはいかがでしょうか。

28) ヘルスケア品-1件

1. 「3日前に、子ども(中学生)が学校で、友人に手首を押さえつけられて制汗スプレー(エアゾール製品)を3秒以上にわたり手の甲にかけられ、しばらくすると手首の内側が紫色になったとのことだ。今日、患部が水ぶくれになっていたため、後ほど皮膚科に連れて行く予定である。受診するにあたって、友人からかけられた制汗スプレーの詳しい成分をあらかじめ知っておきたい。製品名・メーカー名は学校に調べてもらっているところだ」という相談を受けている。制汗スプレーの成分を知っていたら教えてほしい。〈消費生活C〉
⇒成分は製品によって異なります。当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありませんので、メーカーが分かればそのメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。(なお、今のお話だけでは今回の皮膚症状の原因は分かりかねますが、一般に制汗スプレーなどのエアゾール製品を至近距離から長時間にわたり皮膚に直接スプレーすると、噴射剤の気化熱が皮膚の熱を奪って凍傷を起こす恐れがあります。)

29) 防蟻剤-1件

クレオソート油には独特の強い臭いがあるため、人によっては臭いで頭が痛くなったり気分が悪くなったりすることがあります。各製品に表示されている用途、使用上の注意などを守って正しくお使いください。臭いや化学物質に敏感な人は特に、居室の周辺への使用を避け、塗布作業中の換気状態や風向きにも十分配慮してください。

1. 空き家になっていた隣家で改築工事が行われており、4日前に、当家から1mくらいのところにある板壁に何かが塗られたところ、強い臭いがして、自分は胸が苦しくなって吐き気がした。娘は頭痛をうったえ、夫はもともと気管支が弱いこともあって気管支の痛みをうったえた。作業員(下請け)に尋ねたところ、「防腐とシロアリ駆除の目的でクレオソート油を塗った」とのことだ。

その日の夜、施工を請け負った住宅メーカー△△の人が現場を確認に来たので、医者にかかる必要性、今後の健康に影響を及ぼす可能性などについて尋ねたが、話をはぐらかされてしまった。翌日、自分は医師の診察を受け、クレオソート油のことを話したが、「薬品についての知識がないため、今後の健康に影響を及ぼす可能性は分からない」と言われた。近所の人は、「臭いが強い」とは言っているが、特に体の異常はうたえていない。隣家の所有者は、まだ入居していない。自分達の今後の健康への影響が心配で、保健所、消費生活センターなどに問い合わせたが、「分からない」と言われ、消費生活センターから化学製品PL相談センターを紹介された。あまりことを荒立てたくはないが、△△社に補償を要求したい気持ちもある。どうすればよいか。〈消費者〉

⇒ことを荒立てずに体調のことだけを考えるのであれば、より専門の医師または病院の外来相談などに相談してみるとよいでしょう。しかし、使用したクレオソート油の安全性、今後の対策などについて、より確かなことが知りたいのであれば、やはり△△社に説明を求めることになるでしょうから、補償のことも含め△△社との話し合いの進め方について、住宅に関する相談を受け付けている(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)に相談してみるとよいでしょう。

30) 防水剤・はっ水剤-1件

1. 2週間くらい前に約6万円で購入し、まだ一度も使用していなかった白い靴(表地:布、下地:皮革)に、△△社のはっ水スプレー(布製品用)〇〇をかけたところ、靴が部分的に黄色く変色してしまった。〇〇には皮革製品には使用できない旨が表示されていたが、表地は布なので大丈夫だと思った。△△社に申し出て、変色した靴を送付したところ、先ほど、「布地と皮革とを接着するための接着剤が染み出したものと考えられるが、そもそも〇〇は皮革製品に使用できないものである。見舞金として、靴の購入代金の半額を支払う」との回答とともに、靴が返送されてきた。しかし、〇〇には「皮に張った布に使用できない」とは書かれていなかったのだから、△△社に靴代の全額を弁償してほしい。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒お話だけではその靴の構造・外観、取り扱いに関する注意表示などが分かりかねますが、「皮に張った布」ということは「布を張った皮」という見方もでき、「皮革製品には使用できない」という〇〇の注意表示を守らずに生じた被害について、全面的に△△社の責任を問うことはやはり難しい可能性があります。しかし、当センターは法的責任の有無について判断できる立場にはなく、最終的な判断は法的な場に委ねられます。

(2) 「一般相談等」

1) 住宅全般

住宅の新築・改築にあたっては、事前に、使用する建材・施工材・内装材の安全性と効果、作業手順、入居後に要する注意などについて、業者から十分に説明を受け、家族の体調や化学物質に対する感受性などを考慮した上で、それぞれにふさわしい材料、方法を選択するようにしましょう。

“シックハウス”対策などといっても、化学物質に対する感受性や臭いの感じ方には個人差があるため、人によって解釈が異なる可能性もあります。それが何を意味し、何を保証するのかについて、契約の際に具体的に確認しておく必要があります。口頭でも契約は成立しますが、後になって「言った」「言わない」というトラブルになることを避けるために、特に重要と思われる事項は契約書面に記しておくのがよいでしょう。

施工直後は特に化学物質が放散しやすいと考えられることから、入居するまでの換気期間をなるべく長く取り、ご心配なら保健所等に依頼して室内の化学物質濃度を測定することをお勧めします。室内空気汚染の原因となる揮発性有機化合物としては、厚生労働省において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、およびフェノブカルブの13物質(最新設定日:平成14年1月22日)について、室内濃度指針値(現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値)が示されています(ただしこれは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります(「厚生労働省シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第6回及び第7回のまとめ」より)。また、入居後も引き続きこまめに換気をするよう心がけるとよいでしょう。

- ◆業者に依頼して、木造戸建住宅をリフォームする。子どもが植物とラテックスに対するアレルギーをもっているので、どのようなことに気をつけて建材を選択すればよいのか教えてほしい。(消費者)
⇒化学物質に対する感受性には個人差がありますが、“シックハウス”対策に関する一般的な情報については、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)、特定非営利活動法人 シックハウスを考える会(<http://www.sickhouse-sa.com/>)などに問い合わせるとよいでしょう。また、住宅情報提供協議会のホームページ「住まいの情報発信局」に掲載されている「住宅の特集:シックハウス対策」(<http://www.sumai-info.jp/sick/>)なども参考にされるとよ

いでしょう。

- ◆業者に依頼して、家を新築している。知人から、「安価な木質建材は、漂白処理が施されている場合がある」と聞いた。押し入れなどの内側に輸入木質建材を使用するので、漂白処理をしているかどうかを輸入元に問い合わせたところ、「原産国が連休中のため、休みが明けるまでメーカーに確認できない」と言われた。仮に漂白処理が施されているとした場合の安全性が懸念されるため、行政機関(A)に問い合わせたところ、行政機関(B)を紹介され、行政機関(B)からさらに化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒木質建材に関する一般的な情報については(財)日本木材総合情報センター(<http://www.jawic.or.jp/>)、(社)全国木材組合連合会(<http://www.zenmoku.jp/>)等に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆3年くらい前に、家庭用カビ取り剤の使用をきっかけに体調をくずし、内科で「“化学物質過敏症”ではないか」と言われたことがある。居住しているマンション(築14年)において、8ヵ月後にベランダと共用廊下の防水工事が行われるので、その材質・工法を予定されているものから自分の体調に影響しないものに変更してもらおうと思い、インターネットで調べているところである。△△社の製品・工法について、化学製品PL相談センターの見解を聞きたい。〈消費者〉

⇒特定の製品・工法に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。なお、業者・工法などの選定にあたってはマンションの管理組合の意向・方針も確認しておく必要があるでしょう。また、化学物質に対する感受性には個人差もありますので、ご自身の体質について一度専門医に相談してみたいかがですか。

- ◆キッチン、浴室などの防カビを目的とするガラスコーティング施工を、費用対効果の面から検討している。ガラスコーティング施工に関する苦情が化学製品PL相談センターに寄せられていれば、参考までに教えてほしい。〈消費者〉

⇒当センターでは受付事例がありません。住宅に関する相談を受け付けている(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)にも問い合わせるとよいでしょう。ただし、実際の施工に関する疑問点については、施工業者から納得できる説明を受けてください。

2) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆△△社の〇〇は、『虫よけ剤』と表示しているにもかかわらず、成分表示によるとピレスロイドが使用されている。自分は、ピレスロイドが使用されている蚊取り剤等を使用すると、持病の喘息が悪化する。ピレスロイドを使用しているのに『虫よけ剤』と表示するのは紛らわしいので止

めてほしいと△△社に申し出たが、聞き入れてもらえなかった。このような表示をすることに、法律上の問題はないのかについて、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。自分は隣人が使用する殺虫剤等によっても喘息が悪化することがあるが、殺虫剤等の危険性を知らずに安易に使用している消費者が多い。例えば、子どもが通っている幼稚園の園児の母親達は、ディートを主成分とする虫よけ剤(肌用)を小児に使用させる場合の注意(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/08/tp0824-1.html>)を知らないと言っていた。殺虫剤等の成分や使用上の注意について、小さな字で製品に表示するだけでは消費者への周知が不十分であり、やはり殺虫剤等の成分そのものについて法律でより厳しく規制してほしい。〈消費者〉

⇒ピレスロイドは除虫菊に含まれる天然の殺虫成分ピレトリン類またはそれとよく似た化学構造をもつ合成化合物の総称で、製品によって使用されているピレスロイドの種類、含有量などは異なります。また、ピレスロイドを使用しているものでも、衛生害虫(蚊、ゴキブリ、ハエ、ダニなど)を対象とする殺虫剤、虫よけ剤(肌用)は薬事法上の「医薬品」または「医薬部外品」に分類されますが、〇〇も含め不快害虫(ガ、ユスリカなど)を対象とする殺虫剤・虫よけ剤や衣類用防虫剤には、薬事法は適用されないため、衛生害虫に対する殺虫効果をうたうことはできません。一方、殺虫効果をうたっているにもかかわらず実際には殺虫効果がないという場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)上の不当表示(実際のものに比べ著しく優良であると一般消費者に誤認される表示)に該当する可能性もありますが、殺虫剤にも使用されている成分が殺虫効果をうたっていない製品に含まれていたという場合には、不当表示であると判断される可能性は低いでしょう。殺虫剤等の成分に関する規制の強化については、当センターは法律の制定・改正等について直接関与できる立場にはありませんので、薬事法を所管する厚生労働省にご要望ください。

- ◆「臭いに敏感なため、無臭性の衣類用防虫剤を購入したいので、その成分や安全性について教えてほしい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒衣類用防虫剤に関する一般的な情報については日本繊維製品防虫剤工業会(<http://www.bouchuko.org>)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆2年くらい前に賃貸マンションに入居してから、家にいると、家族全員(自分、夫および子ども)に、咳・鼻水が出たり目がヒリヒリしたりする症状が現れるようになった。自分は内科の診察を受けたが、医師から「原因は分からない」と言われた。入居して4～5ヵ月くらい経った頃に、隣家のベランダから衣類用防虫剤と思われる臭いが流れてくることに気付いて、これが自分たちの体調不良の原因ではないかと思ったが、隣人とは日頃から付き合いがないため、直接は話したくなかった。そこで、さらに4～5ヵ月くらい経った頃にマンションの管理会社に相談し、臭いの発生を控えるよう隣人に働きかけてほしいと求めたが、管理会社はこれに応じられなかった。さらに1年くら

い経った頃(今から3ヵ月くらい前)に、管理会社に了解を得た上で警察に相談し、警察官から隣人に事情を聞いてもらったところ、「クローゼット内に、製品名は分からなかったが衣類用防虫剤を使用しているようだ」とのことだったので、衣類用防虫剤の安全性について教えてほしい。〈消費者〉

⇒衣類用防虫剤に関する一般的な情報については日本繊維製品防虫剤工業会(<http://www.bouchuko.org>)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆建築設計事務所である。アレルギー体質の人から依頼を受け、合成化学物質を使わない木造住宅(イ)を建築中であつた。その近くに別の業者(A)が建築中の住宅(ロ)があり、住宅(ロ)のシロアリ防除処理を依頼された駆除業者(B)の勘違いによって、住宅(イ)において防除処理が行われてしまった。補償等の交渉は順調に進んでおり、B社および防蟻剤のメーカー(C)とともに現場の状況を確認して防蟻剤の除去方法について話し合いを行ったところである。その方法の適否について、第三者の見解を聞いておきたい。〈その他(設計事務所)〉

⇒シロアリ防除に関する一般的な情報については(社)日本しろあり対策協会(<http://www.hakutaikyo.or.jp/>)に問い合わせるとよいでしょうが、特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆築約30年の家(木造2階建て)で羽アリを見つけたため、業者に点検してもらったところ、「床下および2階の天井裏にシロアリが発生している」とのことであつた。引き続きシロアリ防除処理を依頼することになり、業者から毒餌剤を用いる工法を勧められたが、料金が折り合わない。そこで、毒餌剤を購入して自分で設置したいのだが、業者から「毒餌剤だけを販売することはできない」と言われた。毒餌剤はどこで買えるのか。〈消費者〉

⇒当センターでは特定の事業者の紹介は行っておりません。シロアリ防除方法の種類、安全性、効果等に関する一般的な情報について、(社)日本しろあり対策協会(<http://www.hakutaikyo.or.jp/>)、(社)日本ペストコントロール協会(<http://www.pestcontrol.or.jp/>)等に問い合わせ、ふさわしい防除方法を選択するとよいでしょう。

- ◆市民から「自分でシロアリ駆除や土壌消毒を行いたい。薬剤はどれを使うのがよいか」という相談を受けているので、製品に関する情報を提供してほしい。なお、関連の業界団体に問い合わせたところ、専門業者に依頼することを勧められた。〈消費生活C〉

⇒当センターでは特定の製品の紹介、情報提供は行っておりませんので、必要であれば各製品のメーカーから情報入手するよう、相談者にお伝えください。

- ◆「ネズミの被害に困っているのので、殺鼠剤をまこうと思う。〇〇という薬剤の効果、使用方法について教えてほしい」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒ネズミ駆除に関する一般的な情報についてはねずみ駆除協議会(<http://nekyo.org/>)に問い合わせるとよいでしょうが、特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆「庭の除草に使用するため、除草剤(農薬)を購入しようと思う。店頭でいくつかの製品の表示を確認したところ、いずれも『人体に害はない』と表示されていたが、散布後の土を手で触っても人体に影響を及ぼすことはないのか。メーカー以外の第三者の意見が聞きたい」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒農薬一般の情報については、農薬工業会(<http://www.jcpa.or.jp/>)、(社)緑の安全推進協会(<http://www.midori-kyokai.com/>)等に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆実家の母が、家の前の家庭菜園で野菜を栽培している。水は、家から10mくらいのところにある当家の井戸からくんで使用している。当家の敷地から20mくらい斜面を上ったところに、隣人(A氏)の家の墓地がある。昨日、自分が実家に戻った際、A氏が「墓地を除草するのが大変なので、雑草発芽防止土を敷きたい」と言って、その土が入っていた容器を持ってきた。容器には詳しい成分について表示されていなかったため、化学製品PL相談センターからメーカー△△に成分を問い合わせた上で、それに基づいて井戸水や菜園に及ぼす影響を判断してほしい。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターは判断できる立場にありませんので、△△社にお問い合わせください。

3) 洗剤・洗浄剤、柔軟剤、カビ取り剤、漂白剤等

- ◆「洗剤の広告に『植物成分100%』と表示されているが、これは本当のことだろうか」という問い合わせを受けている。化学製品PL相談センターで分かるか。商品名・メーカー名は聞いていない。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは分かりかねます。商品名、メーカー名、また、『植物成分100%』という広告表示の内容が、商品全体に係るものなのか、それとも商品の成分の一部に係るものなのか等の事実関係を確認した上で、必要であれば表示の裏付けとなる合理的な根拠を表示者に問い合わせるなどされてはいかがでしょうか。

- ◆「△△社の洗濯用合成洗剤〇〇に使用されている成分◇◇について、どのようなものか知りたい」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、相談者が◇◇について具体的にどのようなことが知りたいのかが不明ですが、◇◇に関する一般的な情報については、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されてい

る国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができます。ただし、○○に使用されている◇◇に関する情報は、△△社に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- ◆ある人から「蛍光剤は法律で使用が禁止されている」と聞いたのだが、現在市販されている洗濯用洗剤で、蛍光剤を使用しているものはあるのか。〈消費者〉

⇒今のお話だけでは、何という法律によって、どのようなものに蛍光剤を使用することが、どのような理由から禁止されているということか、お聞きになったという情報の全容が不明ですが、洗濯用洗剤に蛍光剤を使用することは法律で禁止されておらず、市販の洗濯用洗剤には蛍光剤が配合されているものもあります。

- ◆「2ヵ月くらい前に風邪を引いたのをきっかけに、ニオイに敏感になった。洗濯に使用する洗剤や柔軟剤のニオイが気になるので、無香料の洗濯用洗剤を紹介してほしい」という問い合わせを受けている。無香料の洗濯用洗剤を紹介してほしい。〈消費生活C〉

⇒インターネットで調べるといろいろあるようですが、当センターでは特定の製品の紹介は行っておりません。

- ◆「マンションに住んでいるが、隣家のベランダに洗濯物が干された際、強いニオイがする。隣人には話じづらいので、量販店で同じニオイがするものを探してみた結果、外国製の柔軟剤○○の香りサンプルから同じニオイがした。自分は花粉に対するアレルギーがあるので、このような製品を販売してほしい。柔軟剤のニオイについて、法律で規制はされていないのか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤のニオイに関する法規制は特にありません。今のお話だけでは、相談者の花粉に対するアレルギーと○○のニオイとの関連等が不明ですが、ニオイの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあります。隣家で洗濯物が干されている間はご自身の家の窓を閉めるなどしてニオイの流入を防ぐよう、相談者に勧めてみてはいかがでしょうか。

- ◆当自治体では、家庭から回収した廃食用油を原料に、専門業者に委託して洗濯用石けんを製造し、同社および当自治体の名称を表示して販売している。化学製品PL相談センターの『アクティビティノート第152号』(http://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/499_532.pdf)に、手づくり“廃油石けん”の問題点に関する記事が掲載されているが、“廃油石けん”による被害に関する相談が化学製品PL相談センターに寄せられたことはあるか。また、“廃油石けん”を販売するにあたってどのような問題点が考えられるか。〈行政〉

⇒“廃油石けん”も含め石けんによる皮膚障害等をうったえる相談は当センターに寄せられています(ただし、必ずしも因果関係は定かではありません)。“廃油石けん”に限らず、一般に製品の製造・

販売にあたっては、リスク評価に基づいた適切なリスク管理を実施する必要があるでしょう。(なお、手づくりの“廃油石けん”は、使用する廃油の劣化状態、廃油を反応させるために加える苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)の量などによって、出来上がりの品質に差が生じやすく、アルカリ度が高く皮膚への刺激性の強い石けんになる可能性があります。また、苛性ソーダは「毒物及び劇物取締法」で「劇物」に指定されている薬品で(購入の際、印鑑と身分証明書が必要)、取り扱いを誤ると、皮膚に触れた場合には化学やけどを起こしたり、目に入った場合には失明したりする恐れもあります。したがって、薬品の取り扱いについての知識や経験のある人の監督の下に、かつ、十分な設備が整っている場所で行うのでない限り、安易に石けんを手づくりすることはお勧めできません。)

- ◆「本などに掲載されていた石けんのつくり方にならって、自宅で食用油から化粧石けんをつくり、それを知人に配ったところ、好評だった。この際、本格的に製造設備を整え、商品化して一般向けに販売したい。化粧品販売店に話をもちかけてみたところ、『保険には入っているか』と聞かれたのだが、何の保険のことだろうか。また、化粧石けんの製造販売に関する法的基準はあるのか」という相談を受けているが、どうなのか。(消費生活C)

⇒化粧石けんを製造・販売する際には、薬事法に基づく営業許可等が必要です。申請手続きは、製造販売業者等が所在する都道府県で取り扱われますので、詳しくは都道府県の薬務担当の課に問い合わせよう、相談者にお伝えください。また、「保険」については、今のお話だけではその化粧品販売店の言う保険の種類が何を指しているのか分かりかねますので、化粧品販売店に尋ねよう相談者にお伝えください。(なお、手づくりの石けんは、材料に使用する苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)の量などによって、出来上がりの品質に差が生じやすく、アルカリ度が高く皮膚への刺激性の強い石けんになる可能性があります。また、苛性ソーダは「毒物及び劇物取締法」で「劇物」に指定されている薬品で(購入の際、印鑑と身分証明書が必要)、取り扱いを誤ると、皮膚に触れた場合には化学やけどを起こしたり、目に入った場合には失明したりする恐れもあります。したがって、薬品の取り扱いについての知識や経験のある人の監督の下に、かつ、十分な設備が整っている場所で行うのでない限り、安易に石けんを手づくりすることはお勧めできません。)

- ◆築約30年の家(木造2階建て)に住んでいる。1ヵ月くらい前に、玄関扉(材質:アルミサッシ)の蝶番および浴室の床タイルに小さな穴が開いていること、ならびに2階のベランダの手すり(鉄製)が錆びていることに気付いた。その1ヵ月前に、浴室の壁タイルのカビを除去するために、△△社の塩素系カビ取り剤〇〇を1本全部使用したので、それが原因ではないかと疑っている。〇〇を使用した際、浴室の扉は開けて、窓は閉めていた。掃除中に〇〇が目に入った気がしたため、取りあえず眼科に行き、戻ってから浴室の壁を水で洗った。眼には異常はなかった。〇〇を使用する前に、使用上の注意等の表示は読まなかった。△△社に申し出て、玄関扉などへの影響について尋ねたところ、「〇〇の使用によって、そのようなことが起きるはずがない」と言われた。しかし、玄関扉な

どを修理しても、また同様のことが起きるのではないかと心配なので、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒〇〇が直に接触していない玄関扉やベランダにまで影響を及ぼしたとは考えにくいと思われませんが、そのようになった原因が分からないため、修理後に同様のことが起きるかについても分かりかねます。(なお、塩素系カビ取り剤を使用する際は、換気をよくし、保護用のメガネ・炊事用手袋・マスクを着用するなど、使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。)

- ◆ 1年以上前に、浴室の壁にカビ取り剤(塩素系)をかけて、それを洗い流す代わりにタオルで拭き取っていたところ、カビ取り剤の臭いとは別の刺激臭を感じた。そのタオルを以前に使用したり洗濯したりしたときにタオルに付着した染毛剤や洗濯用洗剤などの成分がわずかに残っていて、カビ取り剤の成分と化学反応を起こしたのだと思う。そのときに使用したカビ取り剤の容器は既に廃棄して手元にないため、カビ取り剤のメーカー等は分からない。その後、浴室の壁を何度も水で洗い流したが、カビ取り剤の成分が取り除けないうえ、現在も浴室の壁に洗剤、洗浄剤などをかけると、ものによっては刺激臭が発生する。壁に残っているカビ取り剤の成分を完全に取除く方法がないかと思い、行政機関に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒臭いの感じ方には個人差もあり、お話だけでは臭いの原因、現場の状況等が分かりかねるため、ハウスクリーニング業者等の専門家に現場を確認してもらった上での見解を尋ねてみてはいかがでしょうか。

- ◆ 大型ホテルでリネン係をしている。各客室のバスルームで、塩素系漂白剤(業務用)を使用してシャワーカーテンを洗浄する作業を繰り返し行っていると、マスクをしていても気分がすぐれなくなることがある。非塩素系の漂白剤があれば、そちらを使用することを上長に提案してみたいので、紹介してほしい。漂白剤メーカーなどに問い合わせようかと思ったが、“着信課金電話番号”を導入していない会社もあり、職場から市外電話をかけるのは憚られるため、地元の消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉
⇒インターネットで各社のホームページなどを調べるといろいろあるようですが、当センターでは特定の製品の紹介は行っておりません。

- ◆ 外食産業に携わるものだが、厨房で食器、テーブルなどオールマイティに使用できる洗剤を紹介してほしい。〈事業者〉
⇒インターネットなどで調べるといろいろあるようですが、当センターでは特定の製品の紹介は行っておりません。

- ◆ 外資系企業の日本法人である。海外本社が製造した洗濯用洗剤を輸入販売するにあたり、関連の法規制、成分分析などについて相談したい。〈事業者〉

⇒日本石鹼洗剤工業会(<http://jsda.org/w/>)が、『石けん・洗剤類の関連法令・法規』を発行するなどしていますので、相談してみるとよいでしょう。また、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」(<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/detergent.html>)の「4. 洗剤」にも、洗剤に関連する法規制が紹介されていますので、参考にされるとよいでしょう。

4) プラスチック製食品用器具・容器包装

プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、耐熱温度を超えて使用した場合には、プラスチックが融けて中の成分が溶け出す可能性があります。電子レンジで使用する際には、各製品の取扱い上の注意を事前に確認してください(プラスチック製の「台所用容器等」および「皿等」は、家庭用品品質表示法によって、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられています)。

ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製食品用器具・容器包装を使用することは控えましょう。

なお、プラスチックを誤って食べてしまった場合、プラスチックそのものは腸内で吸収されることなく、そのまま排泄されます。しかし、大きさや形状によっては、消化器官の一部を傷つけたり喉に詰まって窒息したりする恐れもありますので、特に小さなお子様にはご注意ください。

- ◆「インターネット通信販売で竹べら(調理用)を購入した。届いたものを見ると表面に光沢があったが、塗装の材質が表示されていなかったため、竹べらのメーカーに問い合わせたところ、ポリウレタン塗装とのことであった。今回は、返品の特約(※商品に瑕疵がなく、販売業者に契約違反のない状態において返品を認めるとする特約)に基づいて返品しようと思うのだが、参考のためにポリウレタン塗装の安全性について知っておきたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒一般に、合成樹脂製(樹脂塗装を含む)の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。

- ◆「プラスチック製の電子レンジ用調理器具(外国製)を購入したが、有害な物質が溶け出して食品に混入し人体に影響を及ぼすことはないか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒一般に、プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、確かなことは当該調理器具の輸入元に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。(なお、電子レンジ用調理器具であっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性があるため、加熱の時間・温度の設定にも注意する必要があります。また、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、プラスチック製以外の電子レンジで使用可能な調理器具を使用するのがよいでしょう。)

- ◆「以前から使用しているプラスチック製食器に、『電子レンジ使用不可』と表示されていたことに最近になって気付いた。原料樹脂はメラミン樹脂と表示されているが、なぜメラミン樹脂製の食器は電子レンジに使用できないのか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒メラミン樹脂は一般に、電子レンジの発するマイクロ波を吸収して発熱する性質があり、急速な温度上昇によってふくれやひび、割れを生じることがあるため、電子レンジには使用できません。(なお、メラミン樹脂に限らず、プラスチックは耐熱温度を超えると、融けて変形したり中の成分が溶け出したりする可能性があります。プラスチック製の皿、コップ等には、家庭用品品質表示法に基づき、電子レンジでの使用の可否等の表示が義務づけられていますので、ご使用前に各製品の取扱い上の注意をご確認ください。ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意が必要です。また、油を多く含む食品の場合は加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで油性の食品を温めたり、温めた油性の食品、揚げ物や焼きたての油物を載せたりするのに、プラスチック製の皿等を使用することは控えましょう。)

- ◆土瓶の口から埃が入るのを防ぐために、いつもプラスチック製の計量カップのようなものを被せていた。先日、土瓶でお湯を沸かした際、これを外すのを忘れたために燃えて変形し、このときに発生した煙を吸ってしまった。今のところ特に体に異常はないが、健康に影響を及ぼしている可能性はないか。〈消費者〉

⇒プラスチックの種類等が不明であり、健康への影響について当センターはお答えしかねます。健康状態についてご心配な点があれば、医師に相談してみてください。

- ◆ポリスチレン製のスプーンが、食品の成分によって割れたり溶けたりする可能性は考えられるか。〈事業者〉

⇒ポリスチレン(スチロール樹脂)は、柑橘類に含まれるテルペン、エゴマ油等の一部の油脂によって変質することがあります(詳しくは、日本スチレン工業会(<http://www.jsia.jp/>)にお問い合わせ

してください。)(家庭用のスチロール樹脂製食事用器具については、家庭用品品質表示法に基づき、「レモン等柑きつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨」を、製品の品質に応じて適切に表示することが義務づけられています。)

- ◆食品包装用プラスチックの安全性試験を業界団体が実施したと新聞(専門紙)に報道された件について知りたい。〈事業者〉

⇒当該業界団体または記事を掲載した新聞社にお問い合わせください。

5) プラスチック製品(その他)

- ◆テレビ局だが、生活情報番組で紹介した、ポリ袋を使って肉や魚に下味をつける方法について、視聴者から「スーパーマーケットのサッカー台(購入した品を袋詰めする台)にロール状に設置されているポリ袋を持ち帰って使用しても、安全上の問題はないか」との問い合わせを受けているが、どうなのか。〈メディア〉

⇒食品用として市販されているポリ袋については、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています(ただし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場がありません)。しかし、スーパーマーケットのサッカー台に設置されているポリ袋は、購入した商品を入れて持ち帰るために提供されているものなので、食品と直に接触することを必ずしも想定してつくられているとは限らず、調理に使用するために持ち帰ることは道義的観点からも控えた方がよいでしょう。

- ◆「15年くらい前から使用しているたらい(プラスチック製)の表面が、最近、粉を吹いたようになってきた。このまま使用を続けても問題はないか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは確かなことは分かりかねますが、時間の経過とともに、空気、水分、紫外線、熱などさまざまな影響によって劣化・変質した可能性があります。使用を続けても問題がないかについては、当センターでは責任を持って答えることはできません。ご心配であればやはり買い換えるよう、相談者にお伝えください。〈消費生活C〉

- ◆プラスチック部品が化粧品等の成分によって溶剤クラックを起こす可能性は考えられるか。〈その他(民間ADR)〉

⇒プラスチックに薬品、化粧品、洗剤などが付着したままにしておくと、それらの成分、プラスチックの種類などによっては、プラスチックが変質したり、「溶剤クラック」(「ケミカルストレスクラック」などともいう)と呼ばれる亀裂が発生したりする可能性があります。部品に使用さ

れているプラスチックの性質等について、部品・原材料メーカーに問い合わせるとよいでしょう。

※ ちょっと注目「プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック」(P.99)もご覧ください。

- ◆ 当社が輸入販売する予定の製品のサンプルを、第三者機関において検査した結果、材質に使用しているEVA(エチレン酢酸ビニルコポリマー)中の酢酸ビニル含有率が低いと指摘された。EVA中には酢酸ビニルがどのくらい含有するのが一般的なのか。〈事業者〉

⇒JIS K 6924-1:1997(エチレン・酢酸ビニル樹脂)では、エチレン・酢酸ビニル樹脂を、酢酸ビニル含量(質量%)によって5種類に分類しています(詳しくは、この規格の原案作成団体である日本プラスチック工業連盟(<http://www.jpif.gr.jp/>)にお問い合わせください)。今回の検査結果に基づく「酢酸ビニル含有率が低い」との指摘については、検査機関からさらに具体的な説明を受けてください。

- ◆ プラスチックの統計に関する情報について知りたい。〈メディア〉

⇒日本プラスチック工業連盟(<http://www.jpif.gr.jp/>)を紹介。

6) その他の化学製品、化学物質等

- ◆ 親しい人を招いての茶の湯の会を2日後に催すにあたり、使用する茶道具を確認していたところ、竹柄杓の合ごう(※湯水を汲む部分)に差し通してある柄が少し割れていた。新しい柄杓を買いに行く時間がないため、家にあった木工用接着剤(外国製)を使って補修したのだが、これで汲んだ湯水で茶を点てて飲んで大丈夫か心配である。接着剤は100円ショップで購入したもので、販売元△△の住所は表示されているが電話番号が書かれていないため、自治体に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒家庭用接着剤は食品と直に接触することを想定してつくられていないため、食器などの接着に使用した場合に安全であるとの保証はできかねますが、確かなことは、△△社のホームページに掲載されている代表電話番号を紹介しますので、そちらにお問い合わせください。

- ◆ 建築設計事務所である。マンションの改修工事において、給水管内面にエポキシ樹脂系塗料を塗布することを検討している。エポキシ樹脂の品質および安全性について知りたい。〈事業者〉

⇒エポキシ樹脂一般の情報については、エポキシ樹脂工業会(<http://epoxy.gs/>)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆ マンションの管理組合の役員をしている。当マンションの給水管に赤サビが発生したため、管内面にエポキシ樹脂系塗料を塗布する更生工事について検討しており、施工業者から△△社の〇〇とい

う塗料を提案された。その安全性について、メーカー以外の第三者の意見が聞きたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈その他(管理組合)〉
⇒エポキシ樹脂一般の情報については、エポキシ樹脂工業会(<http://epoxy.gs/>)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆昨日、当家の隣にある空き地で、そのさらに隣に建っているマンションのものと思われる消火器の更新作業が行われた。その際、消火器1本の消火薬剤を噴出させていたので、先ほど現場を見に行ったところ、消火薬剤がかかったところの雑草が枯れていた。消火薬剤がかかった草や砂が風で飛散してきた場合の影響が懸念されるため、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒製品によって消火薬剤の種類が異なり、当センターは特定の製品に関する安全性等についてお答えできる立場にはありません。まずは、消火器を所有していたと思われるマンションの管理組合に事情を確認し、消火器のメーカー等を特定した上で、その消火薬剤の安全性についてメーカーにお問い合わせください。

- ◆「近所の公立小学校の校庭に、防塵用の塩化カルシウムを散布する計画が進められていることを聞いた。自分は“化学物質過敏症”を患っているため、風で塩化カルシウムが飛散してきた場合の影響が懸念される。自治体の土木担当の課に問い合わせたところ、『即答はできない』と言われた。“化学物質過敏症”の患者に対する塩化カルシウムの影響の有無について知りたい」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒塩化カルシウムの取扱説明書等に表示されている散布量、散布要領などを守って適正に使用すれば、散布した路面から塩化カルシウムが飛散することは一般に考えにくいでしょう。今のお話だけでは、自治体の土木担当の課が今回の散布にどのように関わっているのか不明ですが、本件の管理責任者から納得のできる説明を受けるよう、また、化学物質に対する感受性には個人差がありますので、ご自身の体質について担当医に相談してみるよう、相談者にお伝えください。

- ◆「『菓子や海苔などの容器・包装に入っている乾燥剤が火災の原因になることがある』と聞いたので、乾燥剤による火災の事例について教えてほしい」という相談を受けているので、乾燥剤による火災事例を教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒生石灰を主成分とする乾燥剤は、一度に大量の水がかかると発熱するため、周囲に可燃物があると、条件によっては発火する可能性もありますが、実際の火災事例については各市町村の消防本部にお問い合わせください。

- ◆昨日、玩具(A国製)に付いていたシリカゲル乾燥剤を子ども(幼児)が口に入れてしまった。なめた

程度で、飲み込んではいないと思う。(財)中毒情報センターに問い合わせせて指示通りに処置を行った。しかし、A国製なので、国産のものとは比べて安全性に問題があるのではないかと不安である。問い合わせようにも連絡先等が表示されていないので、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒A国製品も含め輸入品の安全確保に関する対応については行政においても検討されているようですが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー、輸入業者等でなければ責任を持って答えることはできませんので、玩具を購入された店を通じてお問い合わせください。〈消費者〉

- ◆ ガステーブルを買い換えた際、そのメーカーに五徳のお手入れについて尋ねたところ、重曹を使用する方法を教えられた。そこで重曹(掃除用)を購入したところ、成分は炭酸水素ナトリウムと表示されている。そもそも重曹とはどのようなものか知りたいと思い、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒重曹は、正式名称を「炭酸水素ナトリウム」といい、別名の「重炭酸曹達(ソーダ)」を略して一般に「重曹」と呼ばれています。炭酸水素ナトリウムの性状等について説明。

- ◆ 洗剤や柔軟剤に使用されている香料の安全性について知りたい。〈消費者〉

⇒香料に関する一般的な情報については日本香料工業会(<http://www.jffma-jp.org/>)に問い合わせるとよいでしょうが、個別の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- ◆ 「2年くらい前に自転車(新品)を購入してから、毎日乗って、使わないときは外で雨ざらしにしている。最近、グリップの表面が溶けたようになってきた。触ると手がベタつくのだが、人体に影響を及ぼすことはないか」という相談を受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけではグリップの材質が不明なため確かなことは分かりかねますが、雨や日光などの影響によって劣化した可能性も考えられます。しかし、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、購入した店またはメーカー等に問い合わせ、必要であればグリップを交換するよう、相談者にお伝えください。

- ◆ 「フッ素樹脂加工のテーブルクロスを購入したが、安全性に問題はないか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。なお、当該テーブルクロスの入手経路、商品名等は言いたくないとのことだ。〈消費生活C〉

⇒フッ素樹脂製品一般の情報については、日本弗素樹脂工業会(<http://www.jfia.gr.jp/>)に問い合わせるとよいでしょう。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができないため、当該テーブルクロスの安全性についてはそのメーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- ◆「1週間くらい前に購入した△△社のキッチンペーパーをたまたまなめてみたら、塩辛い味がした。△△社に問い合わせたところ、『塩分は含んでいない』と言われたが、それならなぜ塩辛い味がしたのだろうか」という相談を受けている。当センターから△△社に安全性について問い合わせたところ、「問題はない」との回答であった。また、自宅に同じ製品があったので、実際になめてみたところ、塩辛い味はしなかった。この件について、何か参考になる情報があれば教えてほしい。〈行政〉
⇒当センターは特定の製品に関する情報は把握しておりません。味覚には個人差がありますが、安全性については、「問題はない」との発言の根拠を△△社に確認してみたいかがですか。

- ◆羽毛布団のクリーニングを検討している。クリーニング店から銀イオンによる抗菌処理を勧められたが、出産を控えているため、銀イオンの新生児に対する影響が心配である。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒抗菌剤に関する一般的な情報については一般社団法人 抗菌製品技術協議会 (<http://www.kohkin.net/>)に問い合わせるとよいでしょうが、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。また、新生児に関する諸注意については、産科の担当医にご相談ください。

- ◆ドライクリーニング工場でプレス工程を担当している。採用時の説明で聞いてはいたが、1日1回くらいの頻度で、洗濯物からドライクリーニング溶剤らしき石油系の臭いがする。現在妊娠中(中期)であり、定期健診では特に異常はなかったが、胎児への影響が懸念されるため、“くすり相談窓口”に相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉
⇒今のお話だけでは使用しているドライクリーニング溶剤の種類等が不明ですが、労働安全衛生法に基づく有機溶剤中毒予防規則に、有機溶剤業務に労働者を従事させる場合の事業者の責務等について定められていますので、お勤めの会社の労働安全衛生責任者等に確認してみたいかがですか。

- ◆娘がネイリストになるために専門学校に通っており、家で練習しているときに使用する材料が強く臭うため心配である。娘は、「この作業を始めると鼻水が出る」と言っている。その材料に使用されている各成分の有害性情報、法規制情報等について調べたいと思い、行政機関に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈その他〉
⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「化学物質総合情報提供システム」(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)を紹介。(なお、厚生労働省が「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(平成22年9月15日健発0915第4号)」を作成しており、例えば、「使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。薬品類の保管については、消防法の規定も確認すること」、「換気設備等については、労働安全衛生法の規定も確認すること」などが示されています(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000scgw-att/2r9852000000scm3.pdf>)。)

- ◆「電気食器洗い乾燥機を使用して洗浄・乾燥した食器などを取り出す際、夫の水筒の底に油が付着していることに気付いた。夫に確認したところ、『職場で機械油の中に水筒を落としたが、よく拭いておいた』とのことであった。この水筒と一緒に洗浄した食器を使用することによって微量の機械油を摂取した場合、それが人体に影響を及ぼす可能性はあるか」という相談を受けている。当センターから相談者に対し、その機械油のメーカーに問い合わせるよう勧めたが、他に何か対応に向けたアドバイスがあれば聞かせてほしい。〈消費生活C〉
⇒やはり、その機械油のメーカーに問い合わせるのがよいと思われます。
- ◆1週間くらい前に、当社の工場で取り扱っていた化学製品を、誤って1リットルくらい床にこぼしてしまった。製品安全データシート(MSDS)に従って漏出時の措置を行ったが、床に汚れが残ってしまったため、それを落とす方法が知りたい。当該化学製品に関連する業界団体に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉
⇒一般的には、MSDSの「溶解度」の項目に記載されている情報にもとづき適切な溶媒を選んで、それを用いて拭き取るとよいでしょう。詳しくは、MSDSの「会社情報」の項目に記載されている会社にお問い合わせください。
- ◆8ヵ月くらい前から、大きく息を吸うときに違和感を覚えるようになり、半年くらい前に胸部疾患の専門病院で間質性肺炎と診断されて入院した。自分は、7年くらい前から小型樹脂成型品のサンプルを受託製造する個人事業を営んでいる。作業場は数名の個人事業主と共用しており、局所排気装置は設置していない。委託元△△の指示により年に1回実施している作業環境測定では、問題はなかった。原料の製品安全データシート(MSDS)には、取扱い時に保護マスクを着用する旨が記載されていたが、いつも着用せずに取り扱っていた。それらのことを担当医に話したところ、「断定はできないが、似たような事例があるので、その原料が原因の一つかもしれない」と言われた。1ヵ月後に退院したが、自宅に戻ると体調が悪くなるため、ホテルや知人の家に避難している。自宅は作業場とは離れており、妻や子どもは「特に体に異常はない」と言っている。△△社からは、「必要であれば産業医を紹介する」と言われているが、自分の症状と化学物質との関連について消費生活センターに問い合わせてみたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉
⇒当センターは医療機関ではないため、産業医等の専門医にご相談ください。
- ◆めっきを試験する装置の開発に係っている知人に頼まれて調べているのだが、めっき工程やめっき製品に関する事故についての相談が寄せられていれば教えてほしい。〈その他〉
⇒当センターでは受付事例がありません。
- ◆小学生向けの家庭学習用化学実験教材を制作している。使用する試薬について、第三者機関に依頼して、家庭で塩素系漂白剤などの化学製品と混ざった場合に有毒なガスが発生する可能性を試験し

た。その結果、わずかながら塩素が検出されたことが報告された。しかし、安全性についての判断まではしてくれなかったので、試験結果をどう判断すればよいのか教えてほしい。〈事業者〉
⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておらず、製品の安全性等について判断したり見解を述べたりする立場にもありません。

- ◆「市民団体の勉強会で、“環境ホルモン”の話題が出た。そのときは詳しく聞けなかったので、“環境ホルモン”の影響について詳しく知りたい」という問い合わせを受けている。業界団体が発信している情報では信頼されにくいと思われるので、業界団体以外が発信している情報はないか。

〈消費生活C〉

⇒内分泌かく乱化学物質(いわゆる“環境ホルモン”)について、行政機関が発信している情報に、厚生労働省の「内分泌かく乱化学物質ホームページ」(<http://www.nihs.go.jp/edc/edc.html>)、環境省の「化学物質の内分泌かく乱作用について」(<http://www.env.go.jp/chemi/end/>)、化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会(環境省主催)が監修する「化学物質の内分泌かく乱作用に関する情報提供サイト」(<http://endocrine.eic.or.jp/>)などがあります。

- ◆先日、がんの手術を受けて退院した。担当医から「退院後は普段通りに生活してよい」と言われているが、洗剤・洗浄剤、化粧品などの化学製品等が自分の身体に悪い影響を及ぼすことがないか心配になり、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。

〈消費者〉

⇒化学製品等の安全性は一般に、その使用形態・使用方法、摂取量などによるため、「安全」か「有害」かを単純に二分することはできません。ご自身の退院後の生活においてご心配な点があるならば、担当医によくお尋ねください。

7) 化粧品等

- ◆知人に誘われて△△社の商品説明会に参加した際、肌の手入れなどに使用できるという天然水〇〇を購入した。〇〇について、パンフレットには「アトピー性皮膚炎に」と記載されており、口頭では「アトピー性皮膚炎が治る」と説明された。アトピー性皮膚炎の子ども(幼児)に使用したところ、ひっかき傷が一晩で消えた。過去にステロイド薬を使用した経験などから、〇〇にはステロイドが含まれているのではないかと思うので、検査してほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターおよび保健所を紹介された。保健所にはまだ連絡していない。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますが、検査費用は依頼者の負担となり

ますので、まずは地域の公衆衛生(薬事衛生など)に携わっている保健所に相談してみてください。

- ◆「美容師から、『髪にハリ、コシがなくなっている』と指摘された。『シャンプー、リンス等に含まれている成分〇〇が原因だ』とのことで、その美容院が扱っている、〇〇が含まれていないシャンプー等を購入するよう勧められた。〇〇が含まれているシャンプー等によって髪にハリ、コシがなくなったという例が実際にあるのか」という問い合わせを受けている。当センターにはそのような受付事例がないが、化学製品PL相談センターには寄せられているか。〈消費生活C〉

⇒シャンプー等のヘアケア品による髪の傷み等をうったえる相談は当センターに寄せられています(ただし、必ずしも因果関係は定かではありません)が、髪にハリ、コシがなくなったというものはありません。その美容師の発言の根拠は分かりかねますが、シャンプー等に関する一般的な情報について、日本化粧品工業連合会(<http://www.jcia.org/>)に問い合わせるとよいでしょう。ただし、個別の製品に関する情報については、各メーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- ◆娘からもらったミネラルファンデーション〇〇の安全性について知りたい。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、〇〇のメーカーである△△社にお問い合わせください。

8) 医薬品等

- ◆「2年くらい前に、同居の母が体調をくずし、医師から『何らかの急性中毒と思われる』と言われた。その後、7～8箇所の病院を受診したが、原因が特定されず、現在も症状が続いている。母が体調をくずしたのと同じ頃に、自宅が水害に被災し、自治体から無料配布された防疫用殺虫・殺菌・消毒剤〇〇(医薬品)を使用した。その成分が、例えば床材と反応して有毒ガスが発生し、母の体調不良の原因となった可能性がないかについて、〇〇のメーカーに問い合わせたところ、『そのようなことはない』と言われた。しかし、納得できないので、調べてほしい」という相談を受けている。

〇〇の成分が体調不良の原因となった可能性は考えられるか。〈消費生活C〉

⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができる場合があります。しかし、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らず、個別の製品の安全性については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができません。また、〇〇の使用方法に関する自治体から住民への情報提供や相談者自身の使用方法が適正であったかも、確認する必要があるでしょう。なお、体調不良の原因については、担当医に〇〇を使用したことを伝えて見解を尋ね

てみるよう、相談者にお伝えください。

9) 動物用医薬品等

- ◆ 3日くらい前から、娘と自分は目に痛みを感じており、近いうちに医者に行こうと思っている。症状が現れた頃に、隣人が家の周囲(敷地内)に何か臭いの強い液体をまいていたので、それが症状の原因ではないかと疑っている。隣人がまいていたのは、ボトルの外見から△△社の犬猫糞尿処理剤〇〇ではないかと思うが、隣人とは過去にトラブルがあったことから話しづらい。△△社に〇〇について問い合わせたところ、成分に関する説明を受けたが、「目に対する影響は分からない」と言われた。〇〇の人体への影響について教えてほしい。(消費者)

⇒当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にありませんので、メーカーとして責任を持って回答するよう△△社に要求してください。

- ◆ 1ヵ月くらい前から倦怠感が生じており、同じ頃から妻は頭痛・吐き気の症状をうったえている。症状が現れるさらに1ヵ月くらい前に、別の家族が自宅の周りに犬猫忌避剤〇〇を散布していたことが最近になって分かったので、〇〇が症状の原因ではないかと疑っている。散布した〇〇は既に取り除いたが、現在も症状が続いているため、近いうちに医者に行こうと思っている。〇〇の表示を確認したところ、天然成分を使用しているとのことで、店頭表示には「天然成分なので人体に影響がない」とも書かれていたが、本当に人体に影響はないのか。(消費者)

⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、〇〇のメーカーにお問い合わせください。(なお、必ずしも天然のものが「安全」で、そうでないものが「危険」と、単純に二分することは出来ません。また、化学物質に対する感受性には個人差もあり、製品の品質には問題がなくても個人の体質などによって合わない場合もあります。)

- ◆ 最近、自宅近辺の比較的広範囲にわたって、あちらこちらで何やら甘いニオイがする。友人は、「これはたぶん犬猫忌避剤のニオイだ」と言っている。スーパーマーケットの店先でも同じニオイがしたため、どのような犬猫忌避剤をまいているのかを職員に尋ねてみたが、「何もまいていない」と言われた。まいているに違いないのに、それを隠しているのは、何か問題があるからかもしれない。この犬猫忌避剤のメーカーから安全性データを取り寄せようと思うので、甘いニオイのする犬猫忌避剤がどこの会社の何という製品かを知りたい。(消費者)

⇒当センターは特定の製品のニオイ等に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にもありません。どうしても調べたいのであれば、市販されている犬猫忌避剤を購入してニオイを比べてみてはいかがでしょうか。

- ◆家の周囲にまくために△△社の猫忌避剤〇〇を購入した。表示されている成分の安全性について自治体に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)等で調べることができる場合があります。しかし、成分の含有量などは製品によって異なり、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限らないため、〇〇の安全性については△△社にお問い合わせください。

10) 家電製品

- ◆「購入した電気ケトルの材質表示によると、ポリプロピレンが使用されているらしい。電気ケトルで沸かした湯に何か有害物質が溶け出すことはないか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉
⇒今のお話だけでは、当該電気ケトルのどの部分にポリプロピレンが使用されているのか不明ですが、一般に飲食物に接触する器具等は、食品衛生法に基づく規格基準によって規制されています。しかし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありませんので、確かなことは当該電気ケトルのメーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。
- ◆「6年前に、新築マンションの棟内モデルルームを購入し、居住している。既設のエアコンが3ヵ月くらい前から作動しなくなったため、エアコンのメーカー△△社に点検を依頼した。点検の結果、冷媒のフロンガスが抜けていたことが分かり、フロンガスを充填してもらった。しかし、その後もエアコンの不調が続き、△△社に再度点検してもらったところ、室内機に問題があったことが分かり、修理してもらった。漏れたフロンガスを吸い込んでしまった可能性があるため、その影響が懸念される。△△社のサービスマンは『問題はない』と言っているが、最初の点検で室内機の問題に気付かなかったサービスマンの発言は、信用できない」という相談を受けている。化学製品PL相談センターにまわしてよいか。〈消費生活C〉
⇒フロンガスの種類、現場の状況等が不明であり、また、特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。

11) 化学物質(安全管理)

- ◆化学製品の製造業者である。納入先から、「MSDS」というものを求められた。「MSDS」とは何かについて、当社の製品分野に関連する業界団体に問い合わせたところ、化学製品PL相談センタ

一を紹介された。〈事業者〉

⇒「MSDS」は、製品安全データシート(Material Safety Data Sheet)の略称で、事業者による化学物質の適正な管理を促進するために、危険有害な化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡または提供する際に、その化学物質の性状および取扱いに関する情報を記載したものです。詳しくは一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の化学品管理部にお問い合わせください。

- ◆ 当社が受託制作する販促品について、受託元から、第三者機関での試験等により安全であることを保証した「品質管理シート」を提供するよう要求されている。具体的にどのようなことをすればよいのか。また、試験はどこに依頼すればよいのか。〈事業者〉

⇒試験機関については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。具体的な検査の項目や保証の内容等については、受託元の意向をご確認ください。

- ◆ 危険物の国内輸送について知りたい。〈事業者〉

⇒一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の環境安全部に問い合わせてください。

- ◆ 欧州における化学物質関連の規制の動向に関する情報を入手したい。〈事業者〉

⇒一般社団法人 日本化学工業協会のREACHタスクフォースのホームページ「JCIA REACH Web」(<http://www.nikkakyo.org/reach/>)に、EU(欧州連合)が2007年6月1日に施行したいわゆるREACH規則および2009年1月20日に施行したいわゆるCLP規則に関する情報が掲載されています。

- ◆ 塗装会社の作業員として働き始めたのだが、取り扱う溶剤等による健康被害が心配である。現場で使用する製品は小分け・詰め替えされているため、取扱い上の注意に関する記載はなく、ベテランの作業員達は特に保護具も付けずに平然と取り扱っていることがある。〈事業者〉

⇒お勤めの会社の労働安全衛生責任者等に相談してみてもいいですか。(なお、製品を正しく安全に使用するために、各製品の取扱い上の注意に従ってご使用ください。)

12) 化学製品等の表示

化学製品は、含まれる化学物質・用途・容器の種類などによって、「薬事法」(医薬品等)、「消防法」(危険物)、「高圧ガス保安法」(エアゾール製品)、「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」、「資源の

有効な利用の促進に関する法律」(容器包装)など、それぞれ該当する法律に定められた事項を表示することが義務づけられています。また、日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものについて、表示事項・方法を定めている「家庭用品品質表示法」のなかで、プラスチック製品、石けん・洗剤・洗浄剤、ワックス、塗料、接着剤、漂白剤などの化学製品について、品目ごとに、成分、性能、用途、取扱い上の注意などの表示が義務づけられています。

PL対策を目的とする警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、使用者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

- ◆ 当社が輸入販売している化学製品について、法規制によって義務づけられている表示が記載されていないと取引先から指摘されたので、この法規制について教えてほしい。〈事業者〉

⇒同法を所管する中央官庁にお問い合わせください。

- ◆ コースターを作成して販促品として顧客に提供したい。警告表示は必要か。〈事業者〉

⇒PL対策を目的とした警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、消費者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります(販促品として提供されたものであっても製造物責任(PL)法の対象となり得ます)。

- ◆ カーワックスを製造販売するにあたり、製品表示を検討している。成分や使用上の注意等、法律で義務付けられている表示事項はあるか。〈事業者〉

⇒カーワックスを対象に、表示すべき事項を定めた法律はありません(ただし、成分等によっては、それぞれ該当する法律に定められた事項の表示・情報提供等が義務づけられています)。しかし、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、消費者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。

- ◆ 切り花の鮮度保持剤(家庭用)の製造業者から調査依頼を受けている。誤飲事故等を防止するための

警告表示等、切り花の鮮度保持剤(家庭用)を対象に表示を義務づける法律はあるか。〈その他(コンサルティング会社)〉

⇒切り花の鮮度保持剤(家庭用)を対象に、表示や情報提供を義務づける法律はありません(ただし、成分等によっては、それぞれ該当する法律に定められた事項の表示・情報提供等が義務づけられています)。しかし、製品を安全かつ効果的に使用するために必要な情報は表示しておくことが望ましく、特に危険が予想される点に関しては警告表示が必要と考えられます。事故が起きた際、消費者に十分な情報が提供されていなかった場合は、指示・警告上の欠陥があるとして製造業者等が製造物責任を問われる可能性もあります。また、製造物責任(PL)法では、製造物の効用・有用性、被害発生蓋然性とその程度などの製造物の特性も、欠陥の有無の判断要素の一つとされていますので、まずは予測される事故の発生頻度や危害の重大性からリスクを評価し、それに基づいて本質安全設計を行うことも重要です。経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」に掲載されている『消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック』(http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.pdf)などを参考にされるとよいでしょう。

◆コンクリート用補修剤を製造販売するにあたり、警告表示の書き方等について相談にのってほしい。

〈事業者〉

⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。(一般的には、使用にあたり考えられる危険性については注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。)

13) 製造物責任(PL)法

◆事業者から、「製造物責任(PL)法で定められている表示内容、表示方法等について教えてほしい」という相談を受けているが、何と答えればよいのか。〈消費生活C〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(製造上、設計上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。(同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>。))具体的な書き方につい

では、当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、必要であればコンサルタント会社、損害保険会社等に相談するよう、相談者にお伝えください。

◆ ルームフレグランスを輸入販売するにあたり、ラベル表示について検討している。製造物責任（PL）法では、表示についてどのように定められているのか。〈事業者〉

⇒ PL法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示・警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています（<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>）。）

◆ 園芸用土を販売するにあたり、警告表示について検討している。製造物責任（PL）法では、表示についてどのように定められているのか。〈事業者〉

⇒ PL法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示・警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています（<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>）。）

◆ 肥料を製造販売するにあたり、肥料取締法に基づく表示以外に、製造物責任（PL）法で義務付けられている表示はあるか。〈事業者〉

⇒ PL法は、製造物の欠陥（製造上、設計上、指示・警告上）によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています（<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>）。）

◆ 洗車機液剤などを製造している。これまで、容器には製品名など最小限の表示をし、詳細な情報は製品安全データシート（MSDS）によって提供していた。しかし、OEM（※取引先の商標で販売

される製品の受注生産)供給などによる販売形態や販売ルートの多様化を受けて、容器にも取扱い上の注意等を表示するよう問屋などから求められるようになった。製造物責任(PL)法では、表示についてどのように定められているのか。なお、容量が10~20リットルと多いことから、一般消費者が容易に購入できるとは考えにくい。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(製造上、設計上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、具体的な表示等については規定していません。ただし、製品の形態や想定される使用状況等に応じた必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。(同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>))

- ◆海外の企業から、「日本で潤滑剤を販売する際に、製品名の一部として“多目的”と表示したいのだが、日本の販売代理店から反対されているので、法律上の問題点を調査してほしい」という依頼を受けている。行政機関に相談したところ、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)上の問題点については教えてくれたが、「製造物責任(PL)法上の問題点については、化学製品PL相談センターに問い合わせるように」と言われた。表示等について、PL法の観点から注意すべき点を教えてほしい。〈その他(特許業務法人)〉

⇒製品の形態や想定される使用状況等に応じて必要な注意・警告を表示しておくことが望ましく、用途等について、製品表示が適切でない場合や正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。(PL法を所管する消費者庁のホームページに、同法の全文が掲載されています(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>))

- ◆化学品を輸入販売するにあたり、製造物責任(PL)法では事業者の責務についてどのように定められているのか。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(製造上、設計上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律であって、事業者の責務等について規定した法律ではありません。(同法を所管する消費者庁のホームページに全文が掲載されています(<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/index.html>))

14) 照会

- ◆「購入したウェットティッシュの成分について、表示されている通りかどうかを無料で検査してくれる機関はないか」という問い合わせが、保健所からまわってきた。〈消費生活C〉

⇒消費者被害の救済や拡大防止、再発防止等を目的に、行政機関や独立行政法人による試験・分析が行われる場合もありますが、それ以外の場合は、個人的に検査機関等に依頼して検査(費用は依頼者本人が負担)することになるでしょう。検査の目的等について、相談者に確認されてはいいかがですか。

- ◆ 3ヵ月くらい前から、洗濯したり食器を洗ったり布団に寝たりしているときに気分が悪くなる。夫は「特に体に異常はない」と言っており、自分も健康診断では異常は見つからなかった。洗濯にはA社の洗濯用合成洗剤(a)を、食器洗いにはB社の台所用合成洗剤(b)を使用しているので、これらの洗剤を検査してほしいと思い、自治体の相談窓口相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)が、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われまます。体調不良については、医師の診察を受けて自覚症状を説明してください。

- ◆ 1年3ヵ月くらい前に当店でハイネックのニット製品(チャコールグレー)を購入した消費者から、「えりの後ろ(表側)が2cm×5cmくらいにわたってピンクに変色していることに気付いた。前に一度クリーニングに出したが、その際には変色していなかった。変色の原因を調べてほしい」という依頼を受けている。販売した時点では異常がなかったと考えられることから当店に責任はないのだが、お得意様なので、できる限りの協力をしたい。仕入先に問い合わせしてみたが「分からない」と言われたので、当店の費用負担による検査を行って手がかりを知りたいと思い、消費生活センターに検査機関を照会したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

- ◆ 管楽器用のマウスピースパッチを製造委託して販売するにあたり、その粘着剤の経口毒性などについて検査できる機関を行政機関に問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、

「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

- ◆ ある部品に、労働安全衛生法に基づく製造等禁止物質が含有されていないことを証明する検査を、最終製品メーカーから依頼された。当社では対応できないので、別の検査機関を紹介してあげたい。どこか適当な検査機関を知っていたら教えてほしい。〈その他(検査機関)〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

- ◆ 「消臭剤の業界団体があれば教えてほしい」という問い合わせを受けているので、消臭剤の業界団体があれば教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒芳香消臭脱臭剤協議会(<http://www.houkou.gr.jp/>)を紹介。

- ◆ 当自治体の他部署から、「“化学物質過敏症”の患者の方から、外国製の柔軟剤〇〇のニオイについて相談を受けている。“化学物質過敏症”について相談できる機関はあるか」という問い合わせを受けているが、どうなのか。〈消費生活C〉

⇒今のお話だけでは、〇〇のニオイについて、および“化学物質過敏症”についての相談の、具体的な内容が不明ですが、“化学物質過敏症”に関する一般的な情報については、特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター(<http://www.cssc.jp/>)に問い合わせるとよいでしょう。ただし、化学物質に対する感受性には個人差もありますので、各患者の方々の個別の問題については、やはり医師に相談する必要があるでしょう。

15) その他

- ◆ 化学物質と製品事故との関連について取材している。製品に起因する“化学物質過敏症”に関する統計データがあれば提供してほしい。〈メディア〉

⇒さまざまな製品について、“化学物質過敏症”を発症したとうたえる相談が当センターに寄せられていますが、相談者の申し出の内容からだけでは事実関係を把握しきれず、必ずしも因果関係は定かではありません。

- ◆ 燃料添加剤を販売するにあたっての注意点、販売トラブルへの対処法等について教えてほしい。〈事業者〉

- ⇒当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。
- ◆ 食品関連の検査機関である。消費者から異物混入の苦情を受けた食品メーカーから、調査を依頼された。調査の結果、同社の工場で使用しているたわし(材質:ポリプロピレン)であったことが分かったが、そのメーカーは現在存在していない。ポリプロピレンの毒性、および、それを踏まえて消費者に安心していただける報告の内容を教えてください。〈その他(検査機関)〉
- ⇒当センターでは特定の企業に関するコンサルタント業務は行っていません。また、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。
- ◆ 区民から相談を受けた際に紹介する相談窓口リストに、化学製品PL相談センターを掲載してよいか。〈行政〉
- ⇒相談する方の目的などによってはご期待にそいかねる場合もありますので、当センターをご紹介くださる前に、当センターで対応できる内容かどうか確認の連絡をいただけるよう書き添えて、掲載願います。
- ◆ 居住する自治体(市町村)の消費生活センターに相談したいことがあって電話したところ、この電話番号を紹介された。そちらは市町村の機関なのか、それとも都道府県の機関なのか。〈消費者〉
- ⇒当センターは行政機関ではなく、化学製品による事故・苦情の相談に対するアドバイスを行った、化学製品に関する問い合わせなどにおこたえしたりする民間の相談機関です。
- ◆ 『アクティビティーノート』の「メディア情報」で紹介されていた新聞記事を見たい。〈事業者〉
- ⇒『アクティビティーノート』では、新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事について、その存在のみをご紹介します。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面(縮刷版等)でご確認ください。
- ◆ 「何という番組か忘れたが1週間くらい前に放送されたテレビ番組で、縮んだセーターを元に戻す方法が紹介されていた。自分で試す前に、科学的な根拠を知りたい」という相談を受けている。科学的根拠はどうか。〈消費生活C〉
- ⇒最近放送されたテレビ番組についてインターネットで調べた結果、相談者がご覧になった番組は『○○』ではないかと思われます。放送したテレビ局△△に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。
- ◆ 半年くらい前から毎晩のように、自宅で寝ていると殺虫剤のような臭いを感じて目が覚める。玄関

の外から臭いがするようだが、外に出てみても異常なものは見つからず、朝になると臭わない。夫は「臭いに気付かない」と言うが、自分としては、誰かが故意に夜中に当家の玄関の前に殺虫剤をまいているのだと思う。1ヵ月くらい前に警察に相談したが、「事実関係が明確でない」と言って、取り合ってくれなかった。しかし、臭いの原因や安全性が分からないままでは不安で眠れないので、ドアノブに殺虫剤が付着しているかどうか、また、付着している場合にはその安全性を検査してほしい。〈消費者〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(検査費用は依頼者本人の負担となります)が、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われまます。

- ◆隣に農家が住んでいたが、敷地内に大量の使用済み農業用フィルムを残したまま、3年くらい前から姿を見かけなくなった。最近、この土地を管理していると思われる人が、それらの農業用フィルムを集めたり重機械を使って穴を掘ったりしていたことから、不法に埋め立てた可能性がある。生活用水等に利用されている地下水の汚染にもつながるのではないかと心配になり、消費生活センターに連絡したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒消費生活センターが何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは化学製品による事故・苦情の相談に対するアドバイスを行ったり、化学製品に関する問い合わせなどにおこたえしたりする民間の相談機関です。お住まいの自治体の不法投棄の通報先にご連絡ください。

- ◆購入して間もない新車にガソリンスタンドで給油をした後で、給油口の近くに何か黄色いものと指紋が付着していることに気付いた。自分でカーワックスで拭いてみたが、取れなかった。ガソリンスタンドに申し出て、何を付けたのか尋ねたところ、「当店が付けたと言うならば、それを立証するように」と言われたが、自分で拭いてしまったので立証できない。ディーラーに車を見せて、ある程度までは付着物を落としてもらったが、「すぐに見せてくれれば何とかなったかもしれないが、カーワックスで拭いてしまった後では何を付けたかも分からず、これ以上落とそうとすると車の塗装まで剥がしてしまう可能性がある」と言われた。いったい、何が付いたのか。〈消費者〉

⇒申し訳ありませんが、当センターでも分かりかねます。

- ◆「なかなか禁煙できない息子(成人)のために、ニコチンが含まれていない電子タバコ(外国製)を買い与えた。息子はこれをしばらく使った後、『電子タバコには安全性の懸念があると聞いた』と言って、またタバコを吸うようになった。電子タバコの安全性について知りたい」という相談を受け

て、情報を集めている。何か知っていたら教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒電子タバコについて、当センターは知見を持ち合わせておりません。

- ◆「スーパーマーケット△△に備え付けられた電子レンジを使って、同店で購入した惣菜(揚げ物)を温めたところ、プラスチックトレイが変形した。電子レンジを使用するにあたっての注意事項は特に掲示されていなかったのだが、△△店にはそれを掲示しておくことが義務づけられていないのか」という相談を受けているが、どうなのか。なお、△△店にはまだ申し出ていないとのことだ。

〈その他(保健センター)〉

⇒小売業等の事業活動に関わる法規制について、当センターは知見を持ち合わせておりません。

(なお、電子レンジでの加熱に耐えうるプラスチック製容器包装には一般に、「電子レンジ使用可能」などと表示されています。ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって、庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度にも注意が必要です。また、揚げ物のような油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、電子レンジで温める際はプラスチック製以外の電子レンジで使用可能な容器に移し替えてください。)

- ◆ビルの一 corner を所有して、そこで食品販売店を営業している。このビルの同じ階に新しく医療機関ができるという話を聞いた。感染等の問題によって当店の営業の妨げになることが懸念されるため、開設に反対する材料を集めている。医療機関の開設について、法律ではどのように規制されているのか。〈事業者〉

⇒医療機関の開設に関わる法規制について、当センターは知見を持ち合わせておりません。「医療法」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」などを所管する厚生労働省にお問い合わせください。なお、今のお話だけでは、そのビルにおける権利関係、医療機関の開設に反対する具体的な根拠などが分かりかねますが、それらの事実関係を整理した上で、必要であれば法律の専門家に相談してみてもいいかもしれません。

- ◆独立行政法人製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)について問い合わせたい。〈事業者〉

⇒独立行政法人製品評価技術基盤機構に直接お問い合わせ願います。

(3) 「意見・報告等」

- ◆ 化学製品PL相談センターなどの民間の相談機関が、地方自治体が設置している消費生活センターと同じように〇〇センターという名称を使用すると、紛らわしい。〈消費者〉

3. 2 相談受付件数の推移等

(1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活 C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
平成 7 年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
平成 8 年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
平成 9 年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
平成 10 年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
平成 11 年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
平成 12 年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
平成 13 年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
平成 14 年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
平成 15 年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
平成 16 年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
平成 17 年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
平成 18 年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
平成 19 年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
平成 20 年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
平成 21 年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
平成 22 年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
合 計	3315	2078	4037	525	9955

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成 7 年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
平成 8 年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
平成 9 年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
平成 10 年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
平成 11 年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
平成 12 年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
平成 13 年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
平成 14 年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
平成 15 年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
平成 16 年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
平成 17 年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
平成 18 年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
平成 19 年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
平成 20 年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
平成 21 年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
平成 22 年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
合計	1884	377	56	7471	167	9955

(3) 平成22年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合計
4月度 (実働20日)	6	9	2	1	18
5月度 (実働20日)	3	10	2	2	17
6月度 (実働20日)	7	13	5	2	27
7月度 (実働20日)	8	10	0	2	20
8月度 (実働20日)	7	8	7	2	24
9月度 (実働21日)	8	5	7	2	22
10月度 (実働21日)	6	7	1	1	15
11月度 (実働20日)	7	9	6	0	22
12月度 (実働21日)	6	9	2	1	18
1月度 (実働20日)	4	6	3	0	13
2月度 (実働20日)	6	4	5	3	18
3月度 (実働20日)	1	4	2	1	8
合計	69	94	42	17	222

(4) 平成22年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
4月度 (実働20日)	4	2	0	12	0	18
5月度 (実働20日)	6	2	0	9	0	17
6月度 (実働20日)	10	3	0	14	0	27
7月度 (実働20日)	8	3	0	9	0	20
8月度 (実働20日)	5	3	0	16	0	24
9月度 (実働21日)	3	1	0	18	0	22
10月度 (実働21日)	7	3	0	5	0	15
11月度 (実働20日)	12	1	0	9	0	22
12月度 (実働21日)	3	4	0	11	0	18
1月度 (実働20日)	4	2	1	5	1	13
2月度 (実働20日)	4	1	0	13	0	18
3月度 (実働20日)	4	0	0	4	0	8
合計	70	25	1	125	1	222

3. 3 平成22年度のおもな対外活動

(1) 活動報告会

- 7月 6日 日化協「PLネットワーク」対象(約40名参加)
- 9日 関西化学工業協会 会員対象(約20名参加)

(2) 関連機関との交流

- 6月 23日 PLセンター交流会
- 11月 17日 PLセンター交流会

(3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 8月 12日 (独)国民生活センター(危害情報室) 訪問
- 18日 消費者庁(消費者安全課) 訪問
- 25日 厚生労働省(化学物質安全対策室) 訪問
- 26日 東京都消費生活総合センター 訪問
- 27日 経済産業省(製品事故対策室、消費者相談室、他) 訪問
- 9月 16日 山口市消費生活センター 訪問
- 17日 山口県消費生活センター 訪問
- 10月 25日 横浜市消費生活総合センター 訪問
- 12月 16日 福岡県消費生活センター 訪問
- 17日 福岡市消費生活センター 訪問
- 九州経済産業局(消費経済課) 訪問
- 1月 19日 市川市消費生活センター 訪問
- 船橋市消費生活センター 訪問

(4) 講師として参加した講演会等

- 8月 20日 日本ビニル工業会 技術講演会(約60名参加)
- 9月 17日 山口県消費生活相談員養成研修(初級)
- 10月 14日 宮崎県消費生活相談員等養成研修
- 11月 26日 山口県消費生活相談員養成研修(中級)
- 12月 16日 福岡県消費生活相談員養成研修
- 1月 19日 四街道市消費生活センター 消費生活モニター研修会

(5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 7月 12日 (社)全国消費生活相談員協会 公開シンポジウム「消費者行政の新しいステージに企業はどう対応すべきか」
- 8月 31日 環境省 第26回化学物質と環境円卓会議
- 10月 8日 (独)国民生活センター 創立40周年記念「特別講演・パネルディスカッション」
- 19日 (財)日本規格協会「標準化と品質管理全国大会2010」
- 11月 8日 (独)国民生活センター 企業研修・地域コース
- 15日 経済産業省・(独)製品評価技術基盤機構「第5回製品安全総点検セミナー」
- 12月 15日 環境省平成22年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナー
- 1月 11日 (社)全国消費生活相談員協会 緊急シンポジウム「国民生活センターの見直し」を考える
- 12日 (社)消費者関連専門家会議 創立30周年記念式典 in 東京
- 2月 17日 消費者庁 製品安全に関するリスクコミュニケーション推進の意見交換会
- 25日 経済産業省「製品安全シンポジウム」

3. 4 名簿

(1) 運営協議会 (平成22年5月28日、11月9日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成23年3月末現在)

中村 昌允	東京農工大学大学院技術経営研究科 技術リスクマネジメント専攻教授
有田 芳子	主婦連合会 環境部 部長
石和 祥子	消費科学連合会 副会長
田澤 とみ恵	(社)全国消費生活相談員協会 常任理事
勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟 専務理事
西出 徹雄	(社)日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

(2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる13名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成23年3月末現在)

一色 実	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
柳 幹夫	化成品工業協会 技術部 部長
戸井田 和男	日本オートケミカル工業会 専務理事
原田 良一	日本食品添加物協会 常務理事
菊本 正信	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
矢野 泰	日本接着剤工業会 専務理事
和田 英男	(社)日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
猪瀬 雅俊	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部長
尾関 猛	農薬工業会 安全情報部長
守谷 広司	(社)日本化学工業協会 常務理事
鈴木 亨	同 化学品管理部 部長
小林 豊	同 広報部 部長

以上 13名

(3) PLネットワーク

(社)日本化学工業協会*(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

※平成23年4月1日より「一般社団法人 日本化学工業協会」に移行

(4) 事務局

保刈 敏夫	化学製品PL相談センター 部長
藤田 真弓	同 課長
石井 利和	同 相談員(非常勤)

3.5 「ちょっと注目」

毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

◇ 『アクティビティーノート』第159号（平成22年5月発行）掲載

家具等のホルムアルデヒドに関する表示

「家具店で購入したベッドから臭いがして、頭痛がしたり持病の喘息が悪化したりした。家具店に申し出て返品を要求したのだが、『“F☆☆☆☆”の材料を使用しており、国の基準を満たしているため、問題はないはずだ』とあって応じてくれない」（本書P.21）という相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者のさまざまな体調不良が生じている状態が報告されています。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、またさまざまな複合要因が考えられることから、“シックハウス症候群”と呼ばれています。

厚生労働省(旧 厚生省)は、平成9年6月13日から平成14年1月22日にかけて順次、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、アセトアルデヒド、フェノブカルブの13物質について、それぞれ室内濃度指針値¹⁾を定めました。

また、“シックハウス”対策に係る法規制としては、平成14年7月12日に公布された改正建築基準法²⁾によって、平成15年7月1日以降、クロルピリホスを添加した建材については居室を有する建築物への使用が禁止され、ホルムアルデヒドを放散する建材(建築物の部分として5年以上使用したものを除く)については、その放散速度、居室の種類、設置された換気設備の換気回数に応じ、使用できる建材や面積が制限されました。

一方、家具からも、室内空気汚染の原因となる化学物質が発生する可能性はあります。家具から放散する化学物質を規制する法律は特にありませんが、日本農林規格(JAS)や日本工業規格(JIS)で、合板・塗料・接着剤などのホルムアルデヒドの放散量についての規格が定められており、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”“F☆☆☆”・・・などと表示される場合があります。また、(社)日本家具産業振興会(<http://idafij.or.jp/>)でも、合板・繊維板・パーティクルボード・接着剤には“F☆☆☆☆”または“F☆☆☆”のものを、また塗料を使用する場合はホルムアルデヒドを含まない塗料を使用している家具に、「室内環境配慮マーク」を表示しています。



【室内環境配慮マーク】

しかし、これらの表示は、家具全体の化学物質の放散量を示すものではありません。また、臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差があり、人によっては微量の物質に過敏に反応してしまうこともあるほか、ホルムアルデヒド以外の化学物質が原因となっている可能性も考えられるため、“F☆☆☆☆”や「室内環境配慮マーク」が表示されているからといって、絶対に安全であるとは限りません。家具を購入する際は、ホルムアルデヒド以外にも、材質や加工方法等についてできるだけ詳しい情報を販売店等に問い合わせるとともに、臭いや化学物質に特に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。また、「低ホルムアルデヒド」や「シックハウス対策」などとうたっている製品もあるようですが、これらの言葉には統一の定義がないため、具体的には何を意味し、何を保証しているのかを、確認しておく必要があるでしょう。

注¹⁾ 室内濃度指針値は、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいであろうと判断される値」です。室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても、直ちに健康への有害な影響を生ずるわけではありません。また、“シックハウス症候群”と呼ばれる病態で苦しんでいる方の中には、空気中の微量の物質に過敏に反応してしまうことがあると報告されているように、この指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります。

(厚生労働省「シックハウス対策」(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/sickindex.html>)より)

²⁾ 国土交通省「建築基準法に基づくシックハウス対策について」

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.html>)

◇ 『アクティビティーノート』第160号（平成22年6月発行）掲載

除湿剤の内容液がこぼれた！

「屋根裏に置いて使用していた除湿剤(タンクタイプ)から内容液がこぼれていた」(本書 P. 55)という相談が、当センターに寄せられました。

タンクタイプの除湿剤は内部で上下に分かれており、上段に入っている粒状の塩化カルシウムが湿気を吸収すると、下段にその水溶液がたまるという仕組みです。塩化カルシウムは海水中にもわずかに含まれている成分で、豆腐の凝固剤や道路の凍結防止剤としても使用されているものですが、水分を吸収すると液体になる性質(潮解性)があるため、除湿剤として応用されています。

除湿剤の中にたまった塩化カルシウム水溶液は、こぼれるなどして周囲のものに付着してしまうとシミになることがあります。特に床や棚などの木製品に染み込んでしまうと、表面を拭いてもなかなか乾かず、ドライヤー等で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っている限り湿気を吸い続けてしまいます。

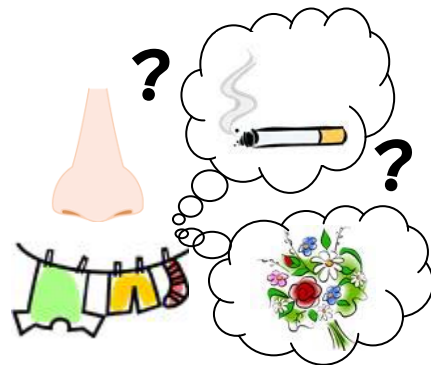
万一、液がこぼれてしまった場合、水で洗える衣類等であればすぐに洗濯してください。布団は水洗いのクリーニングに出すとよいでしょう。皮革製品や絹製品は、すぐに液を拭き取って水洗いしないと縮んで硬くなるがありますが、水をかけられないような高級製品等については専門家に相談した方がよいでしょう。床や壁など直接洗えないものは、濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取ります。この水拭きとから拭きとを根気よく繰り返し、染み込んだ塩化カルシウムを吸い出す方法が最も効果的です。(塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると化学やけどを起こす恐れがありますので、処置の際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします。)

ただし、それでも完全に回復するのは困難な場合もあります。しかし、液漏れの原因を特定することは難しく、仮に容器に傷などがあったことが認められたとしても、それが購入以前にできたものだと証明することができないと、製造業者等の責任を問うことは困難になりがちです。容器が割れたり倒れたりして液が漏れたりこぼれたりすることのないよう、除湿剤を落としたりぶついたりしないよう注意して、設置する際は安定した平らなところを選びましょう。

◇ 『アクティビティーノート』第161号（平成22年7月発行）掲載

臭いと匂い

昨今の清潔志向も反映したものか、身の回りの臭いを気にする人が増えているようです。芳香剤や消臭剤以外にも芳香・防臭効果を付与した製品等がいろいろと販売されているなか、当センターにはこれらのニオイに関する相談も少なからず寄せられています。当センターではニオイに関する専門的知見は持ち合わせておらず、また、お話だけでは臭いの原因・対策等についてお答えしかねるのですが、今月も、「職場でアロマディフューザー（アロマオイルの成分を拡散させる器具）の開発が行われており、自分はその担当ではなかったが、部屋が繋がっていたのでアロマオイルの香りが流れてきて、自分を含む数名に咳・喉痛などの症状が現れた」（本書 P. 34）、「マンションでベランダ側の窓を開けていると、下の階のベランダに洗濯物が干された際、強い臭いを感じて涙が出たり頭痛がしたりする。ホームセンターで同じ臭いがするものを探してみた結果、外国製の柔軟剤〇〇の香りサンプルから同じ臭いがした」（本書 P. 31）、「初めて購入した洗濯用洗剤（柔軟剤入り）を使用したところ、洗濯物がタバコ臭くなった。妻はタバコではなく血のような臭いだという。メーカーに問い合わせたところ、『花の香りだ』と言われたが、有害な成分が含まれているのではないか」（本書 P. 29）などの相談が寄せられました。



ニオイ（臭い・匂い）は、空气中をただようニオイ成分の分子が呼吸によって取り込まれ、鼻の奥にある神経細胞の受容体にキャッチされて、その信号が脳に伝わり感知されます。ニオイ成分は40万種以上あるといわれていますが、同じニオイ成分でも濃度が変わると異なった感覚を受けることがあります。また、一つ一つはよい匂いでも混ざり合うと不快な臭いに感じられたり、糞便のニオイ成分の一種をわずかに加えることにより香水の香りに奥行きが感じられたりするなど、複数のニオイ成分の相互・相殺作用によって感じ方が変化することもあります。

個々のニオイ成分の分子構造は徐々に解明されてきていますが、ニオイと分子構造との間の明確な関係は明らかにされていません。似かよった分子構造をしていてもニオイが異なる場合もある一方、分子構造が異なってもニオイが似ている場合もあります。

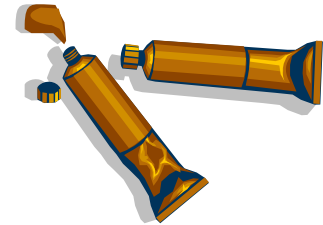
しかも、ニオイの感じ方には個人差もあり、同じニオイを嗅いでも人によって快・不快の印象が異なったり、全く同じ濃度のニオイでも感じる人と感じない人がいたりします。また、ニオイを感じることができる最低限の濃度は、ニオイ成分ごとに異なります。低い濃度でもニオイを感知できる成分もあれば、高い濃度にならないとニオイを感知できない成分もあって、必ずしもニオイがするから濃度が高く、ニオイがしないから濃度が低いとは限りません。同様に、ニオイがするから有害性が高く、ニオイがしないから有害性が低いとは限らないのです。

したがって、臭いによって体調が悪くなったという場合、ニオイ成分の濃度、ニオイや化学物質に対する個人の感受性などが複雑に絡み合うため、臭いと体調不良との因果関係を証明することはなかなか困難なことです。しかし、不快と感じる臭いを吸い続けなければならない人にとっては、深刻な問題でしょう。同じニオイでも感じ方は人それぞれということを理解し、周囲の人への影響にも配慮して、上手に香りを楽しむようにしたいものです。

◇ 『アクティビティノート』第164号(平成22年10月発行)掲載

シアノアクリレート系接着剤(瞬間接着剤)

「2週間くらい前に100円ショップで購入して1度使用した瞬間接着剤を、昨日、再び使おうとした際、キャップが固くなっていたので力を入れてチューブ(アルミ製)を握ったところ、チューブが破れて中の接着剤が飛び出し、着ていた綿ブラウスにかかって発熱した。火傷はしなかったが、ブラウスには5cmくらいの穴が開いた。外装に表示されていた使用上の注意には目を通したつもりだが覚えておらず、既に廃棄して手元にはない」(本書P.45)という相談が、当センターに寄せられました。



瞬間接着剤などのシアノアクリレート系接着剤は、空気中の水分と反応して固まります。保管状況などによっては固まって出にくくなってしまいますので、使用後はノズルなどをきれいにふき取ってから、キャップをしっかりと閉めて、直射日光が当たらない湿気の少ない場所に保管するようにしてください。特にアルミ製のチューブの容器の場合、プラスチック容器のものに比べて一般に破れやすく、開封する際などに力を加えすぎると中身が飛び出す可能性があります。

シアノアクリレート系接着剤は接着力が非常に強力なだけに、目的以外のものにつくとはがれにくいので注意が必要です。また、皮膚や衣類等に多量に付着すると化学反応によって発熱する恐れがありますが、その場合は慌てて衣類を脱がずに、大量の水をかけて冷やしてください。

もしもシアノアクリレート系接着剤が手などに付いた場合は、なるべく熱いお湯の中にしばらく浸して少しずつもみほぐすようにしてはがしてください。はがれにくい場合には、マニキュアの除光液、アセトン、専用の「はがし液」などを使うとはがれる場合もあります(ただし、アセトンなどは引火性が高いため、火気にも十分に注意してください)が、決して無理はせず、手に負えない場合は接着剤を持参の上で医師に相談してください。

目に入った場合は、あわてずに多量の水で洗眼した後、医師の手当てを受けてください。目をこすると眼球を傷つける恐れがあります。できるだけ瞬きもしないでください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。

口に入った場合は、大量の水で口をすすぎ、接着剤が固まったら出してください。アセトンやはがし液などは絶対に用いないでください。決して無理はせず、手に負えない場合、また大量に入った場合や飲み込んだ場合は、接着剤を持参の上で医師の手当てを受けてください。

また、使用中および使用後は、部屋の換気を行ってください。気分が悪くなったり、目や喉などに刺激を感じたりしたときは、すぐに使用を中止し、新鮮な空気のところへ移動して目を洗ったり口をすすいだりしてください。回復しない場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

接着剤を使用する際は、各製品の本体や包装に表示されている注意事項をよく読んで使用し、外装に表示されている場合も中身を使い終わるまでは捨てないようお願いします。

参考: 日本接着剤工業会「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf

◇ 『アクティビティーノート』第 165 号（平成 22 年 11 月発行）掲載

プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック

「4 年前に新築した住宅に設置されている洗面化粧台のミラーキャビネット（プラスチック製）に、亀裂が入っていることに気付いた。修理についてメーカーに問い合わせたところ、『化粧品の付着によって発生したケミカルクラックだろう。一体成形品なので、ヒビの入った箇所だけ修理・交換することはできない』と言われた。取扱説明書を確認したところ、化粧品などが付着したままにしておくと変色や破損の恐れがある旨は確かに記載されていたが、『亀裂が生じる』とは書かれていなかった。また、住宅の引き渡しを受けた際に工務店からも特に注意は受けておらず、洗面化粧台以外にもいろいろな取扱説明書を 30 冊以上も渡されたので読まなかった」（本書 P. 49）という相談が、当センターに寄せられました。



キッチン・バスなどの住宅設備機器に使用されているプラスチック部品が、ぶついたり強い力をかけたりしたわけでもないのに、使用 1～2 年くらいで割れてしまうことがあります。これは、プラスチック部品に応力（例えば、成型による内部のゆがみ、荷重によるたわみや引っ張り等）がかかっているとところへ、薬品、化粧品、洗剤・洗浄剤等が付着・接触し、時間が経つにつれてプラスチックの内部に浸透して、薬品と応力との相乗作用で亀裂を生じたものと考えられ、「ケミカルストレスクラック」、「ケミカルクラック」、「ソルベントクラック」などと呼ばれています。特にネジなどで締め付けた箇所や、人の力が加わったり物が載ったりして応力がかかる部分で発生しやすく、洗面化粧台のミラーキャビネットの他、各種キャビネット扉の取っ手、レンジフードのスイッチパネル、ガスコンロの点火スイッチ、冷蔵庫の扉や取っ手などでも発生する可能性があります。

ケミカルストレスクラックが発生した場合、そのまま使用を続けると亀裂がひろがり、他の部品にまで影響したり製品全体が破損したりすることも考えられます。また最悪の場合、ケガをする恐れもあるため、早急に対象部品を交換する等の対応をとる必要があります。まずは取扱説明書に記載されている連絡先等に相談しましょう。

ただし、製品自体の欠陥とはいえないため有償修理となるほか、一体成形品などで部品のみでの交換ができない製品もあるので、やはりケミカルストレスクラックが発生しないように事前の予防が重要です。プラスチック製のキャビネットに薬品・化粧品等を保管する際は、液だれ等に注意して、こぼしたときはすぐに拭き取るようにしましょう。またお手入れの際には、各製品の取扱説明書（お手入れ方法）に従うとともに、洗剤・洗浄剤を使用する際は、それらに表示されている「用途」、「使えないもの」等も確認し、用法・用量を守って使用しましょう。特にスプレー状のものの場合、直接スプレーすると部品どうしのすき間などに入ってしまう可能性があるため、いったん布にスプレーしてから使用してください。

化粧品などが少し付いただけと思っていると、忘れた頃に思わぬ結果を招いてしまうこともあるので、日頃からの心配りが大切です。

協力：キッチン・バス工業会 <http://www.kitchen-bath.jp/>

◇ 『アクティビティーノート』第166号(平成22年12月発行)掲載

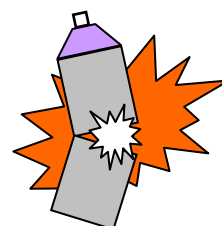
スプレー缶(エアゾール製品)の廃棄方法等について

適量を均一に放出することができるスプレー式の容器は、殺虫剤、塗料、消臭剤などの家庭用品、ヘアスプレーや制汗剤などの人体用品、また自動車用品等に広く使われています。霧吹きのように人の力を用いるポンプ式のものもありますが、ガスの圧力を使って内容物を霧状や泡状に放出する製品は、特にエアゾール製品と呼ばれています。

このエアゾール製品について、「妻が、かなり前から使用しており中身がほとんど残っていなかったと思われる芳香消臭剤(エアゾール製品)を廃棄しようとして、残ったガスを自宅マンションのベランダで出し切った後、台所の流し付近で穴開け器を使用して缶に穴を開けたところ、引火して顔・首・両腕に火傷を負った」(本書 P.51)とうったえる相談が、消費生活センター経由で当センターに寄せられました。消費生活センターを通じて得られた情報だけでは今回の事故の原因は不明ですが、エアゾール製品の多くは可燃性の高圧ガスや溶剤が使用されているため、火気に近づけると引火して爆発したり、また高温の場所に置くと高圧ガスが容器内で膨張して破裂したりする危険性があります。

エアゾール製品を廃棄する際は、中身が入ったまま廃棄すると収集車両や廃棄物処理施設において火災や破裂などの事故が起きる恐れがありますので、必ず中身を使い切った上で、廃棄してください。自分では使い切ったつもりでも、少量のガスや内容物が残っていることがありますので、風通しが良く火気のない広い屋外で、風下に向かって、人にかからないようにして、シューッという噴射音がなくなるまで噴射ボタンを押して中身が出ないことを確認してください。ただし、中身を出し切るための「中身排出機構」が付いている場合には、それを用いてください。「中身排出機構」の仕組みは製品の形状やメーカーによって異なりますので、製品本体や添付の使用説明書に記載されている使用方法をよく読んでご使用ください。中身を抜いた後の缶やキャップ等は、お住まいの自治体の分別ルールに従って廃棄してください。自治体によっては缶に穴を開けて排出するよう指導している場合がありますが、この場合は、風通しが良く火気のない広い屋外で、必ず中身を出し切ってから穴を開けてください。中身が残っている状態で穴を開けると、中身が噴出して顔などにかかったり、金属の摩擦による火花や周囲の火種がガスに引火して爆発したりする危険があります。なお、やむを得ず使い残してしまったエアゾール製品の処理方法は、各メーカーにお問い合わせください。

また、エアゾール製品を廃棄するときだけでなく、使用・保管するときも火気には十分に注意し、燃焼器具の周辺では使用しないでください。閉めきった場所で大量に使用すると、人によっては気分が悪くなることもあるほか、室内にガスがたまったままになって思わぬときに引火する可能性がありますので、使用中や使用後は十分に換気をしてください。保管する際は、燃焼器具の周辺、直射日光の当たる場所や炎天下の自動車内などのような高温の場所に置かないでください。缶が錆びると常温でも破裂する危険性がありますので、湿気の多いところにも置かないでください。押入れの奥や棚の上などに置いたまま、うっかり忘れてしまうこともないようにしましょう。



3. 6 化学の目でみる日本の伝統工芸

日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 『アクティビティーノート』第158号（平成22年4月発行）掲載

第1回 漆器

漆器は英語で“japan”とも呼ばれ、うるし工芸は日本を代表する伝統工芸技術の一つです。その歴史は古く、縄文時代にまでさかのぼることができます。うるしの製法と漆器の製造法が完成したのは平安時代になってからで、文徳天皇の第一皇子である惟喬親王が京都の法輪寺に参籠し、ご本尊の虚空菩薩から伝授されて日本国中に広めたとはいわれています。

うるしは、ウルシの木の幹に傷をつけて、そこから分泌される樹液を採取し精製したものです。日本のうるしの主成分はウルシオールで、これが固化すると、うるし塗り独特の質感をもつ膜をつくります。一般的な塗料などのように水分や溶剤が蒸発して乾くのではなく、空気中の酸素と反応してウルシオールの分子同士が結合し(化学用語では「酸化重合」といいます)、高分子¹⁾を形成することによって固化します。このとき、うるしの中に含まれているラッカーゼという酵素²⁾が、ウルシオールと酸素との反応を促す働きをします。この働きが活発になる環境は温度20～25℃前後、湿度80%前後であるため、一般的な乾燥と違って、むしろ湿気があった方が固化しやすいのです。なお、うるしはかぶれを起こすことでも知られています。これはウルシオールによるアレルギー反応ですが、ウルシオールが完全に重合している漆器でかぶれることは通常ありません。まれに、つくられたばかりの漆器で、重合し残ったウルシオールが蒸発してかぶれの原因となることがあります。購入する際に製造の時期を確認し、つくられて間もない場合は、1～3ヵ月くらい経ってから使い始めるとよいでしょう。

漆器は高級品で取り扱いが難しいというイメージもあり、お正月などの特別なとき以外は押入れなどにしまい込みがちですが、汚れがこびりつかないうちにやさしく洗ってやわらかい布で拭くなど、いくつかの注意さえ守れば、それほど手入れに神経質になる必要はありません。普段の食卓でも活用して、日本の食文化とともに後世に伝え残したいものです。



注¹⁾ 分子が鎖状や立体的な網目状に連なった分子量が1万以上の化合物。

注²⁾ 生物の体内で作られるタンパク質の一種で、消化・生成など生物が生きていくための反応を促すもの。

協力：(社)日本漆工協会

◇ 『アクティビティーノート』第159号（平成22年5月発行）掲載

第2回 陶磁器

「陶磁器」は、土などを練り固め焼いてつくった器物の総称で、原料や焼成温度などによって、土器、陶器、^{せっき}磁器の4つに大別されます。

土器は、粘土を原料に、700～900℃くらいで素焼きしたもので、彩色する場合もありますが、^{ゆうやく}釉薬は使用しません。水や空気を通すため、植木鉢などの用途に向いていますが、食器や花瓶として液体を入れて使用すると染み出てきてしまいます。



陶器は、粘土を原料に、700～900℃くらいで素焼きし、釉薬をかけた後、1,000～1,200℃くらいでさらに焼いたもので、「土もの」とも呼ばれます。絵付けをする場合は、釉薬をかける前に行います。^{ちようせき}釉薬は、長石などの鉱物に、灰、金属などを加えたもので、それらの配合を変えることによって、さまざまな色や質感を表現することができます。また、同じ釉薬を使用しても、含まれている金属などが、酸素が十分にある状態で焼く場合は酸化(物質が酸素と化合すること)し、反対に酸素が十分でない状態で焼く場合は還元(物質から酸素が奪われること)するという違いによって、異なる色が現れます。釉薬をかけて焼くことによって、熱で融けた釉薬の成分が表面にガラス状の薄い膜をつくるため、土器に比べて水や空気を通しにくく丈夫です。日本の陶器には、例えば、笠間焼(茨城県)、益子焼(栃木県)、萩焼(山口県)、唐津焼(佐賀県)、薩摩焼(鹿児島県)などがあります。

磁器は、陶石、長石などの鉱物を粉碎したものを原料に、800～900℃で素焼きし、釉薬をかけた後、1,250～1,400℃くらいでさらに焼いたもので、「石もの」とも呼ばれます。高温で焼くことによって、生地がガラス状に変化するため、水や空気を全く通さず、薄手につくっても硬く丈夫で、光にかざすと透けて見えます。絵付けをする場合は、産地によって釉薬をかける前に行うものと釉薬をかけた後に行うものがあり、後者の場合は絵付け後に800℃くらいでさらに焼きます。日本の磁器には、例えば、九谷焼(石川県)、京焼・清水焼(京都府)、砥部焼(愛媛県)、伊万里・有田焼(佐賀県)などがあります。

炆器は、陶器と磁器との中間のようなもので、長石などが含まれる粘土を原料に、一般に絵付けをしたり釉薬をかけたりせずに、1,200～1,300℃で時間をかけて焼いたものです。高温でじっくり焼くことによって、生地そのものに含まれる鉱物の成分や、窯の中で降りかかった灰が融けてガラス状に変化するため、水や空気をほとんど通しません。また、同じ窯で同時に焼いても、炎のあたり方、灰のかかり方などによって、一つひとつ異なる味わいの作品ができあがります。日本の炆器には、例えば、常滑焼(愛知県)、伊賀焼(三重県)、信楽焼(滋賀県)、備前焼(岡山県)などがあります。

陶磁器は一般に落としたりぶついたりすると欠けたり割れたりしてしまうため、子ども用の食器には割れにくい材質のものを選びがちですが、乱暴に扱っていると壊れてしまうからこそ、ものを大切に扱う心を育むのではないのでしょうか。

参考：全国伝産陶磁器組合協議会 <http://www.kougei.or.jp/toujiki>

◇ 『アクティビティーノート』第160号（平成22年6月発行）掲載

第3回 切子

四季の変化に富む日本には、季節に合わせて食器を使い分ける文化があります。夏の食卓を彩るガラス器のなかでも、切子の細やかなカットから生まれるきらめきは、爽涼感を演出してくれます。

切子は、ガラスの表面に、金属や砥石の円盤を用いて様々な模様を切り出す技法です。一般的なガラスの原料は、おもに珪しゃ^{けい}という砂、炭酸ナトリウム（「ソーダ灰」ともいいます）および石灰です。窓ガラス、びん、食器などに広く利用されているガラスは、「ソーダ石灰ガラス」と呼ばれるものです。酸化鉛を加えた「鉛ガラス」は、カットを施すと水晶（クリスタル）のようにキラキラと輝くことから「クリスタルガラス」とも呼ばれ、高級食器や装飾品などに使用されます。また、ホウ酸を加えた「ホウケイ酸ガラス」は、耐熱性や耐薬品性に優れることから、耐熱用品や実験用器具などに使用されます。切子には、ソーダ石灰ガラスまたはクリスタルガラスが用いられます。

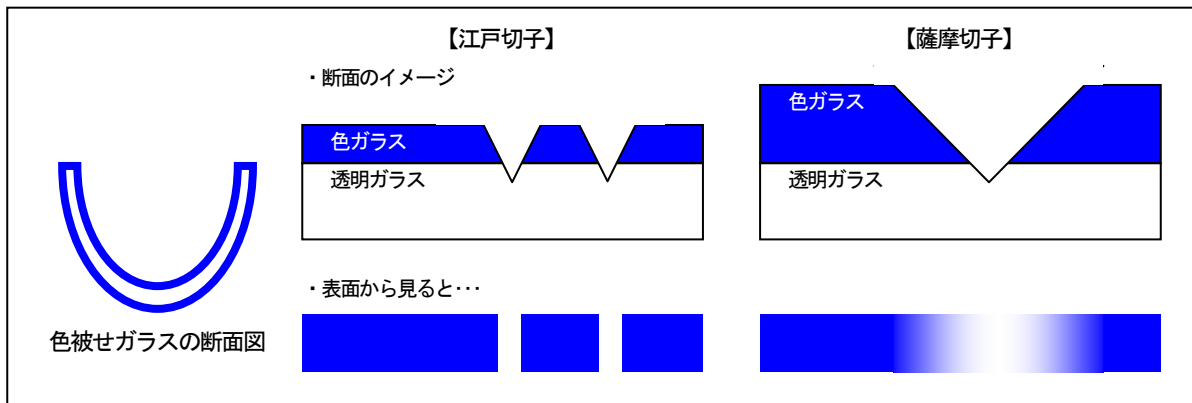
日本の切子は、1834年に、江戸でガラスを商っていた加賀屋久兵衛が、ヨーロッパのカットグラスをまねてガラスの表面に彫刻を施したのが始まりと言われていています。この「江戸切子」に対し、幕末から明治初頭にかけて薩摩藩（現在の鹿児島県などを治めた藩）の殖産興業の一環として生産されていたものが「薩摩切子」でしたが、財政的な事情や薩英戦争（1863年）、西南戦争（1877年）などの動乱によって途絶えてしまい、現在の薩摩切子は後に復刻されたものです。

江戸時代には、江戸切子には透明の透きガラスが、薩摩切子には透明ガラスの表面に色が着いたガラスをかぶせた色被せ^{いろま}せガラスがおもに用いられました。現在の江戸切子には、色被せガラスがおもに用いられています。ガラスをつくる際、原料に金属酸化物などを加えると、その種類などによって、それぞれ異なる色のガラスになるのです。例えばソーダ石灰ガラスの場合には、金、銅などを加えると赤色に、コバルト、銅などを加えると青色に、クロム、鉄、銅などを加えると緑色になります。カットを施したところに現れる透明ガラスとの色の違いが、作品に華やかさを添えています。

また、江戸切子は厚さ1mm以下に色をかぶせて鋭い角度でカットすることによって色のコントラストを効かせるのに対し、薩摩切子は厚さ2～3mmに色をかぶせて緩やかな角度でカットすることによって色のグラデーションをつけるなど、技法の違いがそれぞれの持ち味になっています。



【江戸切子の作品例】



協力：東京カットグラス工業協同組合 <http://www.edokiriko.or.jp/>
一般社団法人日本硝子製品工業会 <http://www.glassman.or.jp/>

◇ 『アクティビティーノート』第161号（平成22年7月発行）掲載

第4回 めのう細工

めのうは、^{ぎょくすい}玉髓という鉱物の一種で、色や透明度が異なる層が縞模様を形成しているのが特徴です。漢字では「瑪瑙」と書き、この言葉は原石の外観が馬の脳に似ていることに由来しています。若狭（現在の福井県南西部）では、奈良時代に、玉を信仰する^{わにぞく}鰐族という渡来人が、当地で産出するめのうを用いて玉づくりを始めたとされています。これを発祥とすると伝えられる「若狭めのう細工」は、その後、江戸時代に「焼き入れ」という独特の技法が確立され、玉づくりにとどまらずさまざまな工芸彫刻の技術が開発されてきました。

「焼き入れ」とは、めのうの原石を200～300℃で焼くことによって、原石に含まれる鉄分などの酸化反応（物質が酸素と化合すること）によって赤く発色させる方法です。焼き入れを行う前のめのうは、薄いねずみ色などを行っています。初めに原石を太陽などの自然光にさらし、自然に内部まで酸化させます。その後、灰の中に入れて、その上から炭を起こして焼くという作業を何度も繰り返し行うことによって、透き通るように赤く発色するのです。熱しすぎると石が割れてしまい、逆に温度が低すぎると透明感が出なくなる難しい作業といわれています。現在は、電気窯を使って約300℃の温度で数日かけて焼き入れを行うことが多くなりました。

焼入れをした石は、ダイヤモンドカッターなどを使って大まかに切削します。その後、鉱物を粉末にしたものおよび水をかけながら、高速回転する円盤で研磨していきます。めのうは鉱物の中でも硬い方で、加工が難しいのですが、それを丹念に削って磨き上げることによって、つやのある透明感となめらかな手触りを持つ美しい作品ができあがるのです。



【若狭めのう細工の作品例】

協力：若狭工房（小浜市役所商工振興課内）

◇ 『アクティビティーノート』第162号（平成22年8月発行）掲載

第5回 和紙

紙は、紀元前2世紀頃に中国で発明されたと考えられています。日本には610年に高句麗(古代朝鮮の一国)の曇徴^{どんちょう}という僧によって正式に製紙法が伝えられたと、『日本書紀』に記録されています。しかし、実際にはそれよりも前から、日本でも紙が作られていたのではないかとされています。



紙は、植物繊維を水中に分散させ、それをスノコや網ですくって薄く広げた状態で、脱水・乾燥するという方法で作られます。おもに原料によって洋紙と和紙とに分けられ、洋紙が一般に木材パルプ(木材から取り出した繊維)からつくられるのに対し、和紙は楮^{こうぞ}、三桠^{みつまた}、雁皮^{がんび}などの植物の繊維からつくられます。和紙の原料の繊維は木材パルプに比べて長いので、和紙をちぎると長い毛羽が立ち、その独特の風合いがちぎり絵などに活かされています。

植物繊維の主成分はセルロース(糖の一種)で、このセルロースの分子どうしが化学的に結合して紙になります。植物繊維の表面積が大きいほどセルロース分子が結合できる箇所が増えて、丈夫で目の詰まった紙ができるので、原料の植物繊維をよくたたいて細かい毛羽を立たせることによって表面積を増やします。しかし、和紙の場合、原料の繊維が長くもつれやすいため、そのままでは水中で均一に広がりにくく、セルロース分子の結合がまばらになってしまいます。そこで、和紙を漉くときに、「ねり」と呼ばれる粘り気のある液体を加えています。「ねり」は、トロロアオイの根などからつくられます。トロロアオイの根をつぶして水に漬けると、ぬるぬるしたものが溶け出てきます。このぬるぬるしたものは、セルロースと分子の構造が似ているために繊維になじみやすく、繊維の一本一本を包んでもつれにくくすることによって、水中に均一に分散させることができるようになるのです。

さて、金魚すくいのおきにだんだん紙がふやけて最後には破れてしまうことから分かるように、セルロースの分子の結合は、水分に触れると切れてしまいます。一般に紙が水に弱いのはこのためですが、特殊な加工を施すことによって、和紙で作られている和傘のように、濡れても破れにくくすることもできるのです。

◇ 『アクティビティーノート』第163号(平成22年9月発行)掲載

第6回 形紙(型紙)

形紙(型紙)に合わせて着物などの模様を染める型染めの技法は、室町時代末期には既に行われていました。江戸時代になると、伊勢(現在の三重県鈴鹿市)においてつくられた「伊勢形紙」¹⁾が、紀州藩(現在の和歌山県、三重県などを治めた藩)の保護を受けて全国に行商されるようになりました。

伊勢形紙は、柿渋で加工した和紙(これを「形地紙」または「渋紙」といいます)に、小刀などで模様を彫り抜いてつくります。柿渋は、未熟な渋柿の果実からしぼりとった汁を発酵させた、赤褐色で透明な液体です。柿渋に含まれているタンニンという成分に防腐効果や防虫効果があることから、古来より塗料や染料として使われていたほか、柿渋を塗って乾かすとタンニンが固まって繊維の強度や耐水性が増すことを活かし、和傘、漁網などにも用いられました。また、このタンニンにタンパク質を吸着する作用があることから、今日では主として清酒、酢などのごりを取り除く清澄剤として柿渋が使われています。

形地紙には、和紙の接着・補強・防水などの目的で柿渋が用いられます。まず、数枚の和紙を柿渋で貼り合わせます。その際、伸縮しにくく縦横どちらの方向にも丈夫な形地紙をつくるために、繊維の向きが交互になるように重ねていきます。それを1～2日寝かせてから天日で乾かした後、燻煙します。その後さらに、柿渋に浸して乾燥・燻煙するという工程を数回繰り返します。こうして、水に強く、細かい模様を彫るのに適した丈夫な形地紙ができあがるのです。この形地紙に巧みな彫刻を施してつくられた伊勢形紙は、染色用具として優れているばかりでなく、近年は伊勢形紙そのものもインテリアや美術工芸品として注目されています。



【伊勢形紙を使った作品例】

注¹⁾ 漢字で表記する場合、「形紙」と「型紙」との両方の字が使われますが、経済産業大臣指定伝統的工芸品には「伊勢形紙」として登録されています。

◇ 『アクティビティーノート』第164号(平成22年10月発行)掲載

第7回 友禪

友禪は、江戸時代に京都で活躍した扇絵師の宮崎友禪齋^{みやざきゆうぜんさい}によって考案されたとされる染色の技法です。友禪齋は、後に加賀藩(現在の石川県などを治めた藩)に招かれて当地に友禪染を広めたと伝えられています。「京友禪」と「加賀友禪」とでは、模様や色づかいなど、作風にそれぞれ特徴があります。そのほか、江戸や尾張に広まったものが、それぞれ「東京手描き友禪」、「名古屋友禪」として今も受け継がれています。

伝統的な手描き友禪(本友禪)の大まかな工程では、まず、図案家の描いた模様を元に、絹の白生地に「青花液」で下絵を描きます。かつては、ツクサ(別名:青花)の一種であるオオボウシバナの花びらに含まれるアントシアニンという色素成分を抽出した「本青花」が使われていましたが、現在は、大量生産が可能でより安価であるなどの理由から、でんぷんとヨウ素との反応を利用して化学的に合成した「化学青花」が主として使われています。下絵は、「本青花」の場合は水洗いによって、また「化学青花」の場合は加熱などによって、後から消すことができます。

次に、下絵の線に沿って、でんぷん糊を糸のように細く置いていきます。これは「糸目糊」と呼ばれ、彩色のときに模様の外に染料がにじみ出るのを防ぐ役割をします。この「糸目糊」の跡が白生地そのまま残って美しい輪郭をなすのが、友禪染の特徴の一つともいえます。

その後、「糸目糊」で囲まれた模様の部分を、筆や刷毛^{はけ}を使ってそれぞれの色に染めていきます。彩色には、かつては植物(アカネ、アイ、ウコン、ベニバナなど)や動物(カイガラムシなど)から抽出した染料が使われていましたが、明治時代に入ってから、染めやすさ、色の豊富さ、染色の安定性などの観点から、主として合成染料が使われるようになりました。

模様の部分を彩色したら、いったん生地を蒸します。蒸気を当てて熱を加えることによって、染料が繊維の内部まで浸透して、しっかりと定着するのです。

次に、彩色した模様全体を覆うようにでんぷん糊を置きます。これは「伏せ糊」と呼ばれ、刷毛を使って生地全体の地の色を染めるときに、模様の部分に染料が付着するのを防ぐ役割をします。

地色を染めた後に再び蒸し、それから青花液、糊、余分な染料などを水で洗い流します。この作業は、かつては自然の川で行われており、澄んだ川の流れに色とりどりの反物が踊る光景が「友禪流し」と呼ばれ親しまれていました。現在は、合成染料などによって河川が汚染されることや、逆に河川の汚れが反物に付着することなどから、排水処理設備の整った屋内で行われるのが一般的です。

そして最後に、生地を乾かし、蒸気を当ててしわなどを伸ばして形を整えたら完成です。

最近では、作業性などを考慮して、でんぷん糊の代わりに水に溶けないゴム糊を使って「糸目糊」を置き、次にでんぷん糊を使って「伏せ糊」を置いて、先に地色を染めてから、「伏せ糊」を水で洗い落とし模様を彩色し、最後に薬品を使って「糸目糊」を除去する方法も用いられています。

また、「手描き友禪」のほかに、形紙(型紙)を用いて染める「型染め友禪」も明治時代に考案されました。時代とともに変化をしつつ、友禪の伝統はこれからも受け継がれていくことでしょう。



【友禪染の工程例】

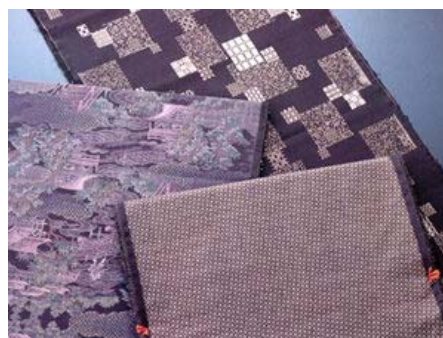
◇ 『アクティビティーノート』第165号（平成22年11月発行）掲載

第8回 泥染め

泥染めは、本場黄八丈(東京都)、本場大島紬(鹿児島県・宮崎県)、久米島紬(沖縄県)などの染色工程に用いられている染色技法です。「泥染め」といっても、泥は染料として用いられるのではなく、染料を発色させたり繊維に定着させたりする媒染剤^{ばいせんざい}として用いられます。

奄美大島では7世紀頃から、手で紡いだ絹糸を泥染めした織物の生産が行われており、それが本場大島紬の発祥と伝えられています。明治時代以降は、鹿児島県本土や宮崎県都城市などでも本場大島紬が生産されるようになりましたが、本場大島紬の泥染めができるのは奄美大島だけです。

伝統的な本場大島紬に使用される染料は、車輪梅^{しゃりんばい}(奄美の方言では「テーチ木」と呼ばれます)という植物です。でき上がりの図案に合わせて絹糸と防染のための木綿糸とを織ったものを、車輪梅の樹皮や根を煎じた汁に繰り返し漬けていくうちに、車輪梅に含まれるタンニンという色素成分によって、赤褐色に染まります。それを、鉄分を多く含む奄美大島の泥に漬けると、タンニンと鉄との反応によって、しだいに黒褐色の色調を帯びていくとともに、染料が繊維と強く結びついて水に溶けにくくなるのです。ちなみに、紅茶に蜂蜜を入れると黒くなることもあるのも、紅茶に含まれるタンニンと蜂蜜に含まれる鉄分との反応によるものです。車輪梅に数十回漬けては泥に一回漬けるという作業を数回繰り返し行うことによって、独特の渋い黒の色調に染まります。このようにして染めたものをほどいた後、今度は絹糸だけを再び織るのが、伝統的な泥染大島紬の大まかな製造工程で、完成までにほぼ1年の歳月がかかります。



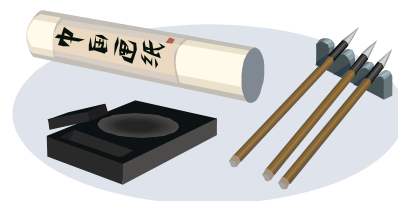
【本場大島紬の作品例】

協力：本場大島紬織物協同組合 <http://www.oshimatsumugi.com/>

◇ 『アクティビティーノート』第166号（平成22年12月発行）掲載

第9回 墨

パソコンの普及によって、文字を手書きすること自体が以前に比べ減ってきているなか、日常生活において硯^{すずり}で墨をするということも少なくなりましたが、年末年始にかけては、年賀状を書いたり書初めをしたりと、一年のうちでも筆を持つ機会が増える時期ではないでしょうか。



墨の起源は古く、中国の殷^{いん}の時代（紀元前1,500年頃）までさかのぼるとされています。日本には610年に高句麗（古代朝鮮の一国）の曇徴^{どんちよう}という僧によって正式に製墨法が伝えられたと、『日本書紀』に記録されています。実際にはそれよりも前から、日本でも墨がつくられていたのではないかとされています。奈良時代には、仏教が発展し写経が盛んになったことなどから、奈良をはじめ各地で墨づくりが行われるようになりました。鈴鹿（現在の三重県北部）では、平安時代の初期に、近隣の山で採れた松材を燃やして集めた煤^{すす}を原料に墨がつくられるようになったと伝えられています。この「鈴鹿墨」は、その後、江戸時代に紀州藩（現在の和歌山県、三重県などを治めた藩）の保護を受けて大きく発展し、「奈良墨」とともに二大和墨として知られています。

墨は、松や菜種油などを燃やして採取した煤に、水で溶いた膠^{にかわ}と香料を混ぜ合わせてつくられます。膠は、牛や鹿などの動物の皮や骨などを抽出して得られる動物性たんぱく質です。膠は腐りやすいため、墨づくりは気温が低く乾燥した冬の時期にだけ行われます。膠には独特の臭いがあるために、これを紛らわせる目的で香料が加えられているのですが、その結果として墨を使う人の気持ちを落ち着かせる効果も生まれます。かつては天然香料の麝香^{じゃこう}、龍腦^{りゅうのう}などが用いられていましたが、現在では大量生産が可能でより安価であるなどの理由から合成香料も使用されています。

膠は、水を加えて熱すると溶け、冷えると固まるという性質があることから、5000年以上前から中国やエジプトなどにおいて接着剤として使われてきました。墨に用いられる場合は、粉状の煤を固形にまとめるつなぎとなったり、書いた紙などの表面に煤を定着させたりする働きをします。

また、墨をすったときには、水に溶けない煤を膠が包み込んで水中に均一に分散させることによって、墨液となります。このような、ある物質の微粒子が別の物質の中に分散している状態のことを「コロイド」といい、この言葉はギリシャ語で「膠」を意味する“κόλλα”に由来しています。コロイドのうち、液体の中に分散し流動性を持っているものを特に「ゾル」といい、墨液のほか、牛乳やマヨネーズもこれにあたります。

製造して間もない墨は、すったときに膠の粘りがより強く出ます。時間が経つにつれて膠の成分が分解されていって、すったときに書き味の滑らかな墨液となります。また、筆が通ったところは煤が多く含まれているために濃く、そのまわりのにじみの部分は薄くというように、古い墨ならではの味わいのある線や字が書けるようになるのです。

協力：鈴鹿製墨協同組合

◇ 『アクティビティーノート』第167号（平成23年1月発行）掲載

第10回 金工品

人類は、先史時代から、銅、青銅、鉄などの金属を用いて道具や武器などをつくってきました。日本には弥生時代に大陸から鉄器、青銅器などの金属器が伝えられて、それをまねたものが国内でもつくられるようになりました。奈良時代には仏教が発展し、仏像・仏具の製造や寺院建築などが盛んになったことなどによって加工技術も進歩して、日本各地で金工品が発展しました。

金工品に用いられる金属は、おもに銀、銅・銅合金、鉄、炭素鋼(鉄と炭素との合金)、錫などです。それぞれに光沢、加工性、強度、熱伝導率、保温性、防湿性、耐食性などが異なり、その特徴を活かして食器・調理器具、花器、茶道具、神仏具、文具、置物、装身具、刃物(包丁、大工道具、農耕具など)などがつくられています。

金工品の工作に用いられる技法には、「鍛造」^{たんぞう}、「鍛金」^{たんきん}、「铸造」^{ちゅうぞう}などがあります。

「鍛造」は、金属の棒や塊をハンマーでたたいたり、型に押し付けたりして形づくる技法です。例えば、越後与板打刃物(新潟県)、信州打刃物(長野県)、越前打刃物(福井県)、堺内刃物(大阪府)、播州三木打刃物(兵庫県)、土佐打刃物(高知県)などが、鍛造によってつくられています。

「鍛金」は、金属の板をハンマーでたたくなどして形づくる技法です。例えば、東京銀器(東京都)、燕鎚起銅器(新潟県)などが、鍛金によってつくられています。

「铸造」は、融かした金属を鋳型に流し込んだ後に冷やし固める技法です。例えば、南部鉄器(岩手県)、山形鋳物(山形県)、高岡銅器(富山県)、大阪浪華錫器(大阪府)などが、铸造によってつくられています。

また、表面加工の技法には、「彫金」^{ていご}、「象がん」^{ぞうがん}などがあります。「彫金」は、金属の表面に模様を彫りこむ技法で、東京銀器などに施されています。「象がん」は、金属などの表面を削り取ったところに別の素材をはめ込む技法で、肥後象がん(熊本)などに施されています。

着色を施す場合は、漆などを塗る方法のほか、「煮込み」^{にきこみ}、「焼色法」^{やきいろほう}などの技法が用いられます。「煮込み」は、水と硫酸銀と緑青との混合液を入れた銅鍋で銅・銅合金などを煮ることによって着色する技法です。「焼色法」は、酢酸と硫酸銅と塩との混合液に金属を漬けて酸化(物質が酸素と化合すること)させ、炉で200℃くらいに加熱した後、漆などを焼付けて着色する技法です。これらには、金属の表面を薄い膜で覆うことによって酸化しにくくしたり、あらかじめ表面を酸化させておくことによってそれ以上の酸化を防いだりする効果もあります。南部鉄器の鉄瓶なども、800～1,000℃の炭火の中で焼くことによって表面に酸化皮膜をつくり、錆びにくくしてあります。

金工品は一般に、使い終わったら水分を取ってやわらかい布で拭くなど、いくつかの注意さえ守れば、それほど手入れに神経質になる必要はありません。むしろ、使い込むほどに味わいが増し、手になじんで使いやすくなると言われてしています。



参考：全国伝産金工品組合協議会「金工品まめ知識」 <http://www.kougei.or.jp/kinkou/rekisi.html>

◇ 『アクティビティーノート』第168号(平成23年2月発行)掲載

第11回 金箔

金属を薄く延ばしたものを「箔」といいます。「金沢箔」は、安土桃山時代に加賀藩(現在の石川県、富山県などを治めた藩)の礎を築いた前田利家の命によってつくられたのが発祥と伝えられ、日本の金箔(純金箔)の総生産量の99%以上を占めています。



金は、美しい光沢を持つことから、仏像や神社仏閣の装飾などに古くから用いられてきました。また、非常に酸化(物質が酸素と化合すること)しにくいいため、腐食などから保護する役割も果たしています。金は金属のなかで最も延ばしやすく広げやすい性質があり、金箔の厚さは $0.1\sim 0.2\mu\text{m}$ ¹⁾くらいです。金箔は、純金に微量の純銀および純銅を混ぜた合金からつくられ、それらの金属の含有率によって異なる色の金箔になります。一般的に使われるのは「4号色」と呼ばれるもので、純金94.438%、純銀4.901%および純銅0.661%からなる合金でつくられた金箔です。

初めは厚さが5mmくらいある金合金を、ロール圧延機で厚さ約 $50\sim 60\mu\text{m}$ まで延ばします。これを約6cm角に裁断し、「澄打紙」という極めて特殊な手漉きの紙に1枚ずつはさんで「袋革」で包み、「澄打機」で約21cm角、厚さ $1\sim 2\mu\text{m}$ まで打ち延ばします。これをさらに11または12の小片に切り、「箔打紙」という紙にはさんで「袋革」で包み、「箔打機」でさらに薄く打ち延ばします。

伝統的な箔の製法である「縁付」に用いられる箔打紙は、藁の灰汁、柿渋、卵白などを調合した液体に、手漉きの雁皮紙を浸しては乾かし、機械で打つという作業を何度も繰り返してつくられます。この箔打紙の仕込みが金箔の出来栄を左右するとすら言われます。繊維がやわらかく表面が滑らかな箔打紙を用いることによって、金箔にシワがよらず、きれいに延びるのです。なお、この紙には脂を吸収する性質があることから、箔打紙としての役目を終えたものが「金箔打紙製法あぶらとり紙」²⁾として販売されています。

近年では、大量生産が可能でより低価格であるなどの理由から、特殊なカーボンを塗布したグラシンを箔打紙に用いる「断切」と呼ばれる箔の製法が主流となり、汎用の仏壇、工芸品等に使われています。また、「縁付」によってつくられた金箔は、主に神社仏閣や高級仏壇、文化財の修理などに使われています。

注¹⁾ $1\mu\text{m}$ (マイクロメートル)は1,000分の1mmに相当します。

²⁾ 石川県箔商工業協同組合が定める「金箔打紙製法あぶらとり紙」の条件を満たすものとして認定されたあぶらとり紙には、「金箔打紙製法」マークが表示されています。



協力：石川県箔商工業協同組合
写真提供：石川新情報書府 (<http://shofu.pref.ishikawa.jp/>)

◇ 『アクティビティーノート』第169号(平成23年3月発行)掲載

第12回 日本人形

日本には、木目込人形〔例：江戸木目込人形(東京都・埼玉県)、衣裳人形〔例：岩槻人形(埼玉県)、江戸節句人形(東京都)、駿河雛人形(静岡県)、京人形(京都府)、市松人形〔例：江戸節句人形、京人形〕や、御所人形〔例：江戸節句人形、京人形〕と、博多人形(福岡県)などの土製の人形、宮城伝統こけし(宮城県)などの木製の人形など、長い歴史のなかから生まれたさまざまな人形があります。

木目込人形は、絹織物などの布を貼って衣裳を着ているように見せている人形です。胴体部分は木材、桐塑などで作ります。桐塑は、桐のおがくずに生麩糊(でんぷん糊の一種)を加えて粘土状に練り上げたもので、これを松脂などで出来た型に詰め込んで型抜きし、温風で時間を掛けて乾燥させます。乾燥後は木材と同じように彫刻することもできます。形が完成した胴体に筋を彫り、そこに寒梅粉(米粉の一種)を水で溶いた糊を入れ、目打ちやへらなどを使って布の端をしっかりと押し込んでいきます。この動作を「木目込む」ということから、「木目込人形」と呼ばれるようになりました。頭や手足は、白雲土などの粘土を素焼きするか、または桐塑を成型したものに胡粉という白い顔料を塗って作ります。胡粉は、カキ、ハマグリ、ホタテなどの貝殻を焼いて細かく砕いたもので、主成分はチョークなどと同じ炭酸カルシウムです。胡粉だけでは接着しないため、胡粉と膠とを練り合わせたものを湯で溶いて使用します。膠は、牛や鹿などの動物の皮や骨などを抽出して得られる動物性たんぱく質で、水を加えて熱すると溶け、冷えると固まるという性質があることから、5000年以上前から中国やエジプトなどにおいて接着剤として使われてきました。胡粉を塗った頭に顔を描き、絹糸を植え付けて髪型を整え、胴体に取り付けます。

衣裳人形および市松人形は、藁、木材、桐塑などを用いて形づくった胴体に絹織物などの衣裳を着せ付けた人形です。頭や手足は木目込み人形と同様の方法で作って胴体に取り付けますが、目にはガラスなどの義眼を用いることが多いです。衣裳人形は一般に衣裳を着せ替えることはできませんが、市松人形はもともと子供たちが遊ぶための人形であったため、手足が自由に動き、抱いたり座せたり衣裳を着せ替えたりすることができます。

御所人形は、一般に木材、桐塑などで作った本体に胡粉を塗って磨き上げた、童の姿の人形です。衣裳を着たものもありますが、多くは裸のままか腹がけ姿をしています。宮廷や公家の間で愛されたことや、御所から贈り物の返礼として大名などへ贈られたことから、「御所人形」と呼ばれるようになりました。

人形は一般に、胴体をつくり衣裳を仕立てて着せ付ける「胴着付け師」、頭をつくる「頭師」、髪の毛を植え付け整える「髪付け師」、手足をつくる「手足師」、また、人形に付属されている道具をつくる「小道具師」など、それぞれ専門の職人の分業によってつくられています。駿河雛具(静岡県)に代表される雛具も、木地職、挽物職、塗職、蒔絵職、飾金具職などの専門の職人によって、箆笥、長持、鏡台、御所車、高杯や椀などが本物と同じようにつくられます。人形づくりは、まさに日本の伝統工芸技術の集大成といっても過言ではないでしょう。



協力：(社)日本人形協会 <http://www.ningyo-kyokai.or.jp/>

3. 7 おもな製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品 P L センター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品 P L 相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 一般社団法人 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器 P L センター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品 P L センター 〒105-8472 東京都港区愛宕 1-1-11 虎ノ門八東ビル 3 階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	家電製品
玩具 P L センター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル 5 階 (社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	玩具
建材 P L 相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜町ビル 5 階 (社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	建材
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門 1 丁目森ビル 3 階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く)	自動車
住宅部品 P L 室 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 6-26-3 上智紀尾井坂ビル 5 階 (財) 住宅リフォーム・紛争処理支援 センター内	住宅リフォーム紛争処理 支援センター 03-3556-5147 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品 P L センター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・厨房 用品、スポーツ・レジャー用品、高齢者用 品、自転車、喫煙具等)
生活用品 P L センター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	生活用品 (家具、ガラス製品、ホーロー製 品、漆器、プラスチック製品、文房具、玩 具、釣具、運動具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 P L 相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MT ビル 6 階	東日本 03-5472-2532 西日本 06-6941-6996 中日本 052-971-1476 9:00~17:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-5-1 浅野ビル 6 階 (社) 日本舟艇工業会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機(機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン(機関))
防災製品 P L センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 (財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30~17:30 (12:00~13:00を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

お知らせ

◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティーノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になるとと思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申し込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品PL相談センター
平成 22 年度活動報告書

平成 23 年 6 月

編集・発行:化学製品PL相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7階

TEL. 03(3297)2602 FAX. 03(3297)2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>